

京都市人権文化推進計画

平成27年度事業計画

京 都 市

目 次

1 重要課題別の取組

・ 全般	1－ 1
・ 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり	1－ 5
・ 子どもを共に育む社会づくり	1－ 7
・ 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり	1－10
・ 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり	1－13
・ ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組	1－16
・ 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重	1－18
・ 安心して働き続けられる職場づくり	1－20
・ 感染症患者等の人権尊重	1－22
・ 犯罪被害者等の人権尊重	1－23
・ ホームレスの人権尊重と自立支援	1－24
・ 高度情報化社会における人権尊重	1－26
・ 様々な課題	1－27

2 各局区別の取組

・ 各局区等共通	2－ 1
・ 環境政策局	2－ 2
・ 行財政局	2－ 3
・ 総合企画局	2－ 4
・ 文化市民局	2－ 7
・ 産業観光局	2－15
・ 保健福祉局	2－16
・ 都市計画局	2－30
・ 建設局	2－31
・ 会計室	2－32
・ 北区役所	2－33
・ 上京区役所	2－34
・ 左京区役所	2－36
・ 中京区役所	2－38
・ 東山区役所	2－40
・ 山科区役所	2－42
・ 下京区役所	2－44

• 南区役所	2-46
• 右京区役所	2-48
• 西京区役所	2-49
• 西京区洛西支所	2-51
• 伏見区役所	2-53
• 伏見区深草支所	2-55
• 伏見区醍醐支所	2-57
• 市会事務局	2-59
• 選挙管理委員会事務局	2-60
• 監査事務局	2-61
• 人事委員会事務局	2-62
• 消防局	2-63
• 交通局	2-68
• 上下水道局	2-70
• 教育委員会事務局	2-72

京都市人権文化推進計画

平成27年度事業計画について

○ 概要

京都市人権文化推進計画は、その進行管理として、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。同計画は第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなります。

なお、進行管理については第2章から第4章までを対象としています。

本書は大きく【重要課題別の取組】と【各局区別の取組】で構成しています。

【重要課題別の取組】は、人権文化推進計画において、解決すべき人権上の重要な課題として掲げた項目について、その全般に係る教育・啓発、相談・救済と、各重要課題について、現状と課題及び今年度の主な取組を示しています。（主に第2章及び第3章に対応）

【各局区別の取組】は、人権文化推進計画のほか各局区の分野別計画等に基づく、人権文化の構築に関わる事業について、「事業名」、「事業計画」、担当課及び分類を示しています。分類は、それぞれの事業の内容に応じて、

- ① 教育・啓発（人権尊重の精神のかん養及び理念の普及）
- ② 保障（人権を十分享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況の改善）
- ③ 相談・救済（実際に人権侵害された場合に、相談等に適切に対応する）
- ④ 推進体制・職員研修（人権施策の推進体制や職員研修、関係機関との連携等）

の別を示しています。

○ 平成27年度事業計画について

取組事業数 484 事業

(内訳)

継続事業数 456 事業

改善等事業数 15 事業

新規事業数 13 事業

新規事業について、() 内は「2.各局区別の取組」の(所管局 番号 掲載ページ)を示しています。

- ・ユニバーサルデザインに対応した観光地トイレの充実(環境政策局 1)
…2-2ページ
- ・「人権ゆかりの地」の発信(文化市民局 2) …2-7ページ
- ・フェイスブックを活用した情報の発信(文化市民局 2) …2-7ページ
- ・海外観光宣伝(「Kyoto Official Travel Guide」での情報発信)(産業観光局 1)
…2-15ページ
- ・観光案内標識の整備(産業観光局 2) …2-15ページ
- ・ユニバーサルツーリズムの推進(産業観光局 3) …2-15ページ
- ・海外新規市場開拓(ムスリム観光客の受入環境整備)(産業観光局 4)
…2-15ページ
- ・観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための
取組の推進(産業観光局 5) …2-15ページ
- ・京都動物愛護センター(仮称)における京都市職員の研修(保健福祉局 1)
…2-16ページ
- ・障害者差別解消法の周知・啓発事業(保健福祉局 2) …2-16ページ
- ・障害者地域生活支援拠点運営事業(保健福祉局 3) …2-16ページ
- ・教育実践研究の推進(教育委員会事務局 1) …2-72ページ
- ・留学生による学校活動支援事業(教育委員会事務局 2) …2-72ページ

1 重要課題別の取組

全 般

【現状と課題】

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

本市においては、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化の息づくまち・京都」を市民との協働によりつくっていくこととしている。

人権を巡る社会状況の変化に的確に対応するために、重要課題として「安心して働き続けられる職場づくり」などの新たな項目を盛り込んだ人権文化推進計画を平成27年2月に策定し、人権課題解決のために、各部局及び関係機関等との連携・協働のもと、人権問題に関する教育・啓発や、相談・救済などの具体的な取組を積極的に進めている。

今後、更に進むと予想される少子高齢化、国際化、情報化等の社会状況の変化にも対処すべく、関係機関との連携を図り、具体的かつ迅速な予防策、救済策の実施に積極的に取り組んでいく。

【27年度の主な取組】

- 市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。
(文化市民局50 2-13頁)
- 企業に対し、就職の機会均等を保障した公正な採用選考の呼掛け、時宜を得た人権啓発講座の開催等により、企業内における人権研修の実施をはじめとする人権尊重を基盤とする企業活動の推進を支援するとともに、これらに主体的かつ積極的に取り組む企業を表彰する制度の創設に向けた検討を行う。
(文化市民局62 2-14頁)
- 「人権啓発サポート制度」として、市民や企業等が実施する人権に関する研修や学習会を行う際に、研修の相談、講師の派遣や紹介、啓発ビデオ(DVD等)の貸出しや啓発資料の提供等を行う。
(文化市民局31 2-11頁, 55 2-13頁)
- 市民が自主的に行う啓発活動に対して「人権啓発活動補助金」を交付する

ことにより、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させる。

(文化市民局 5 6 2-1 3 頁)

- 様々な人権問題について考える機会を提供するとともに、人から人への身近なメッセージとして広く発信することを目的に、難しいイメージで捉えられがちな人権を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現する「四字熟語人権マンガ」の募集を行う。(文化市民局 4 4 2-1 2 頁)

- 幅広い市民に対して、人と人との交流の大切さや人権について考える機会を提供することを目的に、ステージでのトークやコンサートを中心としたイベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を開催する。

(文化市民局 4 5 2-1 2 頁)

- 多数の市民が訪れる地下街「ゼスト御池」で、人権啓発パネル展を行い、人権について考える機会を提供する。とりわけ、人権月間においては、同地下街の大型ビジョンを活用し、より効果的な啓発を行う。

(文化市民局 4 6 2-1 2 頁)

[新規]

- 市民や国内外の観光客に、人権尊重の視点から京都の歴史を再発見してもらい、人権への関心を高めるために、京都市内に数多く存在する名所・旧跡等に焦点を当て、「人権ゆかりの地」として国内外に広く紹介する。

(文化市民局 1 2-7 頁)

[新規]

- 人権の尊重や人権問題に気付き、人権意識を高めるための機会を作る手段として、対象に応じたきめ細かな情報発信、情報提供を行う。その一環として、主に若年層を対象に、フェイスブックを活用した情報の発信を行う。

(文化市民局 2 2-7 頁)

- 人権文化推進計画に基づき毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部を分かりやすく紹介する「京都市人権レポート」を発行する。

(文化市民局 3 3 2-1 1 頁)

- 本市の人権に関わる相談窓口関係機関による「京都市人権相談・救済ネットワーク」において、相談機関相互の連携や情報交換を行い、市民からの人

権に関わる相談の円滑な取次と、情報の共有を進めるとともに、相談窓口の広報を実施していく。

そのための具体的な取組として、市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を発行する。

(文化市民局 34, 38 2-11頁)

- 多くの市民に人権擁護思想の普及を図るため、市バス車内及び地下鉄駅に啓発ポスターを掲出する。

(交通局 6 2-68頁, 14 2-69頁)

- 行政上の人権相談・救済の柱である人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知するとともに、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を実施する。

(文化市民局 30 2-10頁)

[新規]

- 増加する外国人観光客や国内からの観光客の多様なニーズを踏まえながら、年齢や障害の有無、国籍、文化・風習の違い等に関わらず、誰もが安心して京都観光を楽しむことができるよう多言語での観光情報の発信や、受入環境の整備に取り組むとともに、観光事業者に対し、「京都観光経営学講座」を始め、様々な機会を通じて人権意識の向上を図るための取組を推進する。

(産業観光局 1~5 2-15頁)

- 高齢者や障害のある方を含め、すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったバリアフリーのまちづくりを推進するため、建築物等のバリアフリー化については、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。さらに、公共建築物の新築・増改築時においては、バリアフリー条例の施設整備基準やユニバーサルデザインに配慮した設計に取り組み、段差の解消、エレベーターの設置、多目的トイレの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、既存の公共建築物については、平成14年度から18年度までに行ったバリアフリー調査の結果に基づき、施設所管局とともに、バリアフリー改修を促進する。

(都市計画局 2 2-30頁)

- 高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、「京都市交通バリアフリー全体構想」（平成14年度策定）及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」（平成23年度策定）に基づき、駅等のバリアフリー化を推進している。

平成27年度は、JR西大路駅及びその周辺を対象とする西大路地区のバリアフリー化に向けた整備内容等を定める「移動等円滑化基本構想」の策定に着手するとともに、市民がお互いに理解し、支え合う、「心のバリアフリー」を推進する。

また、策定済の「移動等円滑化基本構想」に基づいて実施する、駅のバリアフリー化整備や駅ホーム上における利用者の転落防止対策に対して補助金を交付する。
(都市計画局4 2-30頁)

- すべての人が利用しやすいように地下鉄駅の施設を整備するとともに、子どもや高齢者並びに障害のある人などにも安全で容易に乗り降りできるよう、ノンステップバスの充実を図る。
(交通局2, 4 2-68頁)

[新規]

- 洋式便器化・バリアフリー化等の改修に対する助成を新たに設け、誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに対応した観光地トイレの充実を図る。
(環境政策局1 2-2頁)

- 年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、だれもが暮らしやすい社会を実現するための取組の一環として、サービス分野におけるユニバーサルデザインに対する市民、事業者の関心を高めることを目的に、誰もが利用しやすいサービスや店舗の普及につなげる「だれもが利用しやすいサービス」を提供することを宣言した店舗等にステッカー及び宣言書を交付し、これらの店舗の取組状況をホームページ等を通じて市民に公開する「人にやさしいサービス宣言」事業について、継続して実施する。

(保健福祉局4 2-16頁)

- 女性や子ども、高齢者等を含めた市民全てを対象に、いざというときに備えて、防火防災に対する知識を持ってもらうために、消火実験会や地震対策訓練、防火防災に関する講習などを市内の各地域において実施する。

(消防局8 2-63頁)

女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり

【現状と課題】

配偶者暴力防止法, 育児・介護休業法, 男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正, 次世代育成支援対策推進法の制定など, 男女の雇用機会均等や仕事と家庭生活の両立支援等, 男女共同参画社会づくりに向けての制度面での整備は着実に進んでいる。しかし, 男女間の賃金格差のほか, 依然として男性に比べ, 管理職に占める女性の割合は低く, 家事・育児・介護における女性の負担は大きいなど, 課題も多い。

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）をはじめとする暴力は, 重大な人権侵害であり, 早期根絶を図るべき問題である。

平成２６年度に京都市が実施した調査によると, 女性の約３．５割, 男性の１．７割が配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたことがあると回答している。また, 平成２３年１０月に開所した京都市ＤＶ相談支援センターにおける相談件数も右肩上がりに伸びているが, 今後も引き続き相談機関の周知に努め, 被害者支援を進める。

本市では, 「第４次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン（平成２３年度～平成３２年度）」において, 社会経済情勢の変化, 市民意識や日常生活の状況などを踏まえ, 従来の「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」, 「家庭生活における男女共同参画」, 「意思決定の場への男女の均等な参画の推進」など男女共同参画を推進する取組を引き続き進めるほか, 「ＤＶ対策の強化」を重点分野として位置付け, 積極的な取組を進めている。

【２７年度の主な取組】

＜ＤＶ対策の強化＞

- 本市におけるＤＶ被害者の支援策をとりまとめたＤＶ対策基本計画（平成２３年３月策定）を基に, 総合的・計画的にＤＶ対策の取組を進めていく。また, 京都市ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）相談支援センターにおいて, 関係機関と連携しながら, 相談から自立支援まで, 継続的な被害者支援に重点的に取り組む。

女性のＤＶ被害者への対策として, 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともに, 関係機関, ＮＰＯ団体等との連携の強化や, 緊急一時保護施設（民間シェルター）を運営する団体に対する家賃相当の補助を行う。

さらに, 男性被害者や加害者の相談の受け皿として, 平成２５年度から開始した, 男性カウンセラーによる「男性のためのＤＶ電話相談」専用窓口を引き続き実施していく。

（文化市民局 ８～１３ ２－８頁）

<ウィングス京都>

- 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う各種講座を開催する。また、女性のための一般相談（電話相談・面談相談）に加え、「女性への暴力相談」（面談相談）や男性カウンセラーによる「男性のための相談」（面談相談）、「男性のためのDV電話相談」などの相談事業を行う。

（文化市民局6，7，12 2－8頁）

子どもを共に育む社会づくり

【現状と課題】

子どもの人権を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するため、「京都市未来こどもはぐくみプラン」に基づき、市民と行政が一体となったネットワークの充実・強化に努め、近年増加傾向にある児童虐待（本市における平成25年度の虐待に関する相談・通告件数は1,382件）をはじめとする子どもの人権侵害に対して、より迅速で的確かつ身近な支援体制を構築する。

児童虐待については、子どもの心身を深く傷つけ、命をも奪いかねない深刻な人権問題であることを踏まえ、社会全体で子育てを支え合い、子どもが健全に育成されるための意識啓発と虐待防止に向けての取組の充実を図る。

さらに、「いじめ」の問題も非常に深刻な問題であり、「いじめ」が原因で自殺に追い込まれたり不登校になるおそれもあるため、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識の下、「京都市いじめの防止等に関する条例（平成26年10月施行）」に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめを許さない学校・学級・仲間づくりや、子どもの規範意識を育むための取組の更なる充実を図る。

また、学校やスポーツの指導の場における教員の体罰については、学校教育法で明確に禁止されている。世論調査などで体罰を容認する意見も見受けられるが、体罰によって子どもが受ける身体的・精神的苦痛は計り知れないものであり、本市としては、体罰は個人の尊厳を著しく傷つける決して許されない行為であるとの認識の下、その根絶に一層取り組んでいく。

なお、言うまでもなく、学校においては、いじめや暴力などの問題行動、不登校、児童虐待等の兆候を普段の子どもの言動や様子の変化から敏感に感じ取り、組織的な体制のもとに、その予防や適切な対応に努める必要があり、教員研修などを通じて一人一人の教員の力量の向上を図る。

さらに、平成19年2月に制定した「京都市はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」及び「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例（平成23年4月施行、平成26年3月一部改正）」に基づき、取組の充実を図る。

【27年度の主な取組】

○ 全市レベル及び各区・支所レベルで設置している「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関同士の円滑な連携を図り、虐待等により保護や支援を必要とする児童の支援を行う。

また、各区・支所福祉部に設置する「子ども支援センター」において、相

談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施などに取り組むほか、すべての児童館及び保育園（所）を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て相談や子育て講座の開催、育児に関する情報提供等を行う。

さらに、地域の子育て応援者が赤ちゃんの誕生した家庭を訪問し、子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じるなど、地域で子育てを応援する関係をつくる。
(保健福祉局 4 1, 4 2 2-2 1 頁)

- 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境で養育する制度である「里親制度」の普及啓発及び里親研修の実施や援助者の派遣など里親に対する支援を行う。

(保健福祉局 4 0 2-2 0 頁)

- 次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として平成 1 9 年 2 月に制定した「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の普及啓発を行う。また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」(平成 2 3 年 4 月施行、平成 2 6 年 3 月一部改正)に基づき、「推進協議会」の開催や毎年度の取組目標である「行動指針」の策定、「実践推進者表彰」の実施、「憲章の日」（毎年 2 月 5 日）を契機とした啓発活動等を通じて、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進していく。
(保健福祉局 4 5 2-2 1 頁、教育委員会)

- 子ども支援専門官の配置や、児童虐待ケースについての学校・園から児童相談所への定期的な情報提供などにより、児童相談所との密接な連携を図るとともに、各学校・園において児童虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を推進する。また、児童虐待等に焦点を当てた、学校におけるソーシャルワーク実践研修（教職員研修）を充実する。

(教育委員会 1 7 2-7 5 頁)

- 教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）において、不登校、いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題や、心のケアを要すると思われる気がかりな点、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーによる来所相談を行う。
(教育委員会 3 6 2-7 7 頁)

- 「京都市児童生徒登校支援連携会議」や「不登校フォーラム」等の開催など、

不登校児童生徒への支援に向け、多様な関係機関等の連携のもと、総合的な取組を実施する。

また、不登校、いじめ、少年非行の低年齢化や児童虐待の深刻化、発達障害等、今日的な教育課題の早期発見、早期対応や予防的な取組をさらに充実するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置拡充する。
(教育委員会 18 2-75 頁)

- 平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、本市におけるこれまでの施策・取組を踏まえて全市立学校が策定している「学校いじめの防止等基本方針」や、平成26年10月に施行した「京都市いじめの防止等に関する条例」を基に、保護者や市民団体をはじめとする関係者が一体となり、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境の実現に向けた取組を実施する。
(教育委員会 16 2-74 頁)

- 学校・幼稚園に在籍するLD等の発達障害の子どもたちに対して、きめ細やかな指導・支援を行うため、総合育成支援員や常勤・非常勤講師の配置や、ボランティアの活用促進を進めるなど一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図る。
(教育委員会 12 2-74 頁)

- 子育て支援総合センターこどもみらい館において、子育て支援の観点から、乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ保護者等がいつでも気軽に相談できるよう、臨床心理士等が応じる子育て相談、専門医が応じる健康相談、市民ボランティアが応じる電話相談、保育・教育の専門家が応じるこども元気ランドでの気軽な相談など「子育てなんでも相談」を実施する。
(教育委員会 38 2-78 頁)

- スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちの間で無料通話アプリ等を介したトラブルや犯罪等の危険性、長時間利用等の依存性の問題が増加しているため、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に定める施策を推進するとともに、携帯電話・インターネットの危険性や依存性について、子どもの実態を踏まえ、保護者や市民団体、学校、行政、携帯電話事業者等が連携した取組を行う。
(教育委員会 45 2-79 頁)

高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、介護者等による高齢者への虐待などの人権上の問題が生じ、高齢者の自立した生きがいのある健やかな暮らしが妨げられている。また、高齢者は支えられる側といったイメージを抱きがちであるが、高齢者を画一視することなく、市民自らが高齢者問題について考え、理解と関心を深める取組が必要である。

このため、「第6期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、自己実現できる社会の実現のための取組を推進するほか、権利擁護制度の普及・啓発や総合的な高齢者虐待防止施策の推進に努める。

【27年度の主な取組】

- 平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を活用し、高齢者への虐待を防止する。

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保する。

また、平成20年度から開始した虐待シェルター確保事業により、介護保険の要介護認定で要介護状態にない高齢者についても緊急一時的に避難できる場所を確保し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。

（保健福祉局63 2-23頁）

- 高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努める。

（保健福祉局78 2-25頁）

- 長寿すこやかセンターで、高齢者福祉に係る各種の情報を収集し、相談に対応するとともに、各種情報を広く市民に発信することにより、すべての市

民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進める。（保健福祉局）

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実しており、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていく。

また、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。（保健福祉局77 2-25頁）

- 認知症高齢者等の増加により、一層高まる成年後見制度の需要に対応するため、平成24年4月に設置した「成年後見支援センター」において、制度を必要とする方々の相談からその利用までの一貫した支援を行う。

また、成年後見制度利用者の増加による後見人不足に対応するため、各関係団体の協力を得ながら、引き続き市民後見人の養成及び活用を進める。

（保健福祉局67, 69 2-24頁）

- 認知症高齢者の急速な増加に対応し、認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援を行うため、高齢サポート（地域包括支援センター）等の相談対応能力の向上を図るとともに、地域における医療・介護等関係機関との連携構築に向けた取組支援及び認知症についての市民啓発等、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組として、「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」を実施する。

（保健福祉局62 2-23頁）

- 災害時に弱者となりやすい高齢者や障害者に、防火に対する知識を持ってもらうために、社会福祉施設等において、高齢者、障害者を対象とした防火・防災、応急手当に関する指導を行う。（消防局6 2-63頁）

- 高齢者や耳の不自由な方が安心して窓口を利用していただけるよう、本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービスコーナー、全営業所及び下水道管路管理センターに「耳マーク」を表示した案内板を設置するほか、外勤の際に筆記用具を携帯する。

（上下水道局2 2-70頁）

- 急病などの緊急の場合にボタン一つで消防指令センターへ通報を行う緊急通報システムを利用している高齢者等の世帯のうち、自力歩行が不能な方が居住する世帯を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を確保する。
(消防局 18 2-64 頁)
- 高齢者及び認知症のお客さまへの対処方法について、理解と知識を深めることを目的として、営業所職員及び水道メーター検針業務の委託先である民間事業者の職員に、「認知症あんしんサポーター養成講座」を受講させるとともに、高齢サポート職員との意見交換を実施し、高齢サポートを含めた福祉関係部署等との連携を強化する。
(上下水道局 3 2-70 頁)
- 高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社を構成員として設立した、京都市居住支援協議会（通称：京都市すこやか住宅ネット）において、高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」や、高齢者の住まい探しに協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」の情報発信を行うほか、高齢者が抱える住まいに関する不安や疑問に応える「高齢者の住まいの相談会」の定期開催等の取組を行う。
(保健福祉局 68 2-24 頁, 都市計画局 1 2-30 頁)

障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり

【現状と課題】

各種の取組を通じて、ノーマライゼーション*¹の理念は徐々に定着しつつあるが、「道路に障害物が多い」、「障害のある人に理解と関心を持ってほしい」といった意見が依然として多く寄せられており、物理的な障害のほかに、無理解・無関心といった問題が依然として存在している。また、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることが明らかになっている。

このため、障害のある人の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する。

*1 ノーマライゼーション

さまざまな人々の多様な価値観や生活のスタイルをお互いに認め合い、障害のある人もない人も、高齢者も若者も、女性も男性も、生活の拠点である地域や家庭、学校や職場等の場において等しく参加し、支えあって生きていくことが正常な社会であるという考え方。

【27年度の主な取組】

- 障害者総合支援法における利用者負担については、平成22年4月から、低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置が講じられている。しかし、国制度では未だ不十分であるため、自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策を引き続き実施するとともに、「新京都方式」として実施してきた本市独自軽減策が上回る部分については継続し、障害のある方のサービス利用を支援する。（保健福祉局）
- 障害のある方が生きがいを持って働ける仕事場づくりを推進するため、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体等が協働した取組を推進する。また、障害のある方を対象とする京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、就労支援機関の専門的視点を反映するなど、一般就労へつなげるための取組を継続する。（保健福祉局8 2－17頁）
- 障害のある人一人一人が自立した主体的な存在として安心した地域生活を送ることができるよう、地域の身近な相談窓口である福祉事務所や保健センター、障害者地域生活支援センターにおいて、引き続き、障害のある人の様々な相談ニーズに対してきめ細やかな相談支援の提供に努める。なお、市内15箇所の障害者地域生活支援センターにおいては、全障害種別に対応できる

よう3障害（身体・知的・精神）対応化し，うち5箇所を相談支援事業の後方支援，障害理解の普及・啓発や権利擁護の取組等を行う基幹相談支援センターとしても設置しており，引き続き相談機能の強化を図る。また，京都市障害者相談員制度について，当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能*2を活かし，同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ，障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図る。

（保健福祉局14 2－18頁）

*2 ピアカウンセリング機能

同じ背景を持つ人同士が対等な立場での話の聞き合いを通して，きめ細かなサポートを行うことで，地域の中で自立生活を実現する手助けを行うこと。

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について，平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが，今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか，権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し，権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。（保健福祉局77 2－25頁）
- 知的な障害のある青少年が充実した余暇活動を行い，障害の有無にかかわらず，交流関係を広げることを目的として，東山青少年活動センターにおいて，音楽やダンスを使った創造表現活動「表現活動へのお誘い～からだではなそう～」を2クール（1クール＝5回程度），アトリエ活動「東山アトスペース」を2コース（全9回）実施する。（文化市民局21 2－9頁）
- 上下水道局におけるコミュニケーションボードの設置については，（外国人・外国籍市民）参照。（上下水道局1 2－70頁）
- 上下水道局での聴覚障害者への窓口対応支援については（高齢者）を参照。（上下水道局2 2－70頁）
- 平成24年10月の「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行に伴い，区役所，支所に養護者による障害者虐待に関する相談窓口を，市役所に障害福祉施設従事者及び使用者による障害者虐待に関する相談窓口を設置するとともに，虐待防止や早期発見のための協力体制づくりや，障害者虐待に関する相談があった場合に迅

速かつ適切に対応できる支援体制の構築を図った。

平成27年度もこれらの取組をさらに進めるとともに、より適切で効果的な支援に繋げるため、事例検討等の取組を実施する。また、障害のある方への理解を深め、障害者虐待を防止するための周知・啓発等にも引き続き取り組む。

(保健福祉局 9 2-17 頁)

[新規]

- 障害者差別解消法の平成28年4月1日施行に向けて、本市における対応マニュアルを策定するとともに、行政機関、民間事業者及び市民の方々を対象に、法の内容の周知及び障害に関する正しい知識の普及啓発を行う。

(保健福祉局 2 2-16 頁)

[新規]

- 障害者地域生活支援拠点運営事業として、障害のある方の高齢化・重度化や「親なき後」も、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの利用など様々な支援を切れ目なく提供できるための相談体制を構築する。

(保健福祉局 3 2-16 頁)

ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組

【現状と課題】

「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき、様々な取組を進めてきたが、引き続き、いまだ解決に至っていない取組について早期完了に向けた改革・見直しを進める。

さらに、インターネット上の掲示板への悪質な書き込みや、身元調査等による戸籍等の不正取得などの人権侵害に当たる行為を許さない社会づくりや人権意識の高揚に向けて、市民との協働により、人権教育・啓発の取組を一層進めていく。

【27 年度の主な取組】

- 自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務については、引き続き、返還免除制度を的確に適用しつつ、返還を要する場合には奨学金の借受者に対し返還を求めていくとともに、正当な理由なく返還に応じないときには、訴訟提起などの法的措置を含め、適正な債権管理を進めていく。

(文化市民局 4 3 2 - 1 2 頁)

- 改良住宅の管理及び運営については、公営住宅と差異のあった取扱い（共益費、駐車場、家賃減免）を、平成 21 年 4 月 1 日から同一の取扱いに移行させた。

また、公営住宅、改良住宅ともに、平成 23 年 2 月に策定した京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、既存住宅の適切な維持管理と改善を進めていく。長期有効活用を図るとともに、老朽化等の著しい住棟から適切に改善された住棟への住み替えを進める。

(文化市民局 3 2 - 7 頁, 都市計画局)

- 崇仁地区における環境改善については、引き続き、平成 22 年 7 月に提出された「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、住宅地区改良事業の早期完了に向け、土地区画整理事業との合併施行を推進する。

また、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」に位置付けた「個性豊かで魅力的なまちづくり」を着実に進めていく。

(文化市民局 3 2 - 7 頁, 都市計画局)

- 市立浴場等の地区施設のうち、市立浴場の運営に当たっては、住民生活に支障を来さないよう十分留意しつつ、運営経費の削減など、より一層の効率

化を図る。

転用を行っていない旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き活用策を検討していく。
(文化市民局 3 2－7 頁)

- 第三者による住民票の写し等の不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、第三者等に交付された事実を知る権利を保障するために、平成 26 年 6 月から実施している「事前登録型本人通知制度」の周知に努める。
(文化市民局 2 6 2－10 頁)

- 同和問題についての人権教育・啓発の推進については、広報、学習機会の提供、自主的な取組の支援を中心に、関係機関とも連携を図りながら、市民への啓発及び企業・団体等への啓発の取組を推進する。

とりわけ、企業・団体等における就職の機会均等の保障に当たっては、公正な採用選考を促進するための啓発活動を推進する。

(文化市民局 3 2－7 頁)

多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重

【現状と課題】

これまでの国際理解教育や啓発活動などの取組により、異なった民族、国籍、文化を持つ者が共に暮らしているという認識が市民の中に深まっているものの、依然、民族や国籍が違うというだけで、偏見や誹謗中傷（ヘイトスピーチなど）をはじめとする差別的事象が見受けられるのも事実である。また、近年、新たに市内に定住する外国籍及び外国に文化的背景を持つ市民（以下、外国籍市民等という）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立したりするなどの問題が出てきている。

このような課題に対応するため、「京都市多文化施策審議会」の提言を尊重しながら、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流への支援などにより国際理解の促進を図るとともに、多言語による情報提供や相談事業の充実などにより外国籍市民等が安心して生活できる環境整備を行う。また、民族や国籍による差別を許さないまちづくりに向け、関係機関・団体と連携のうえ、差別事象に対する法務局へ対応要請など適切な対応を行うとともに、市民に対する啓発の強化に努める。さらに、こういった外国籍市民等が地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送ることのできる、多文化が息づくまちづくりを進める。

【27年度の主な取組】

- 本市の多文化共生施策についての意見を求める「京都市多文化施策審議会」を開催する。7名の公募委員を含む計12名の委員が、地域における多文化共生の推進に関する事項について、調査し議論する。

（総合企画局9 2－5頁）

- 外国籍市民等に、市内の様々な団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。

（総合企画局6 2－4頁）

- 外国籍市民等が、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を実施する。協定を結ぶ4病院に週3日までの範囲で要請に応じて、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の医療通訳者を派遣する。

（総合企画局10 2－5頁）

- 外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が各々週 2 日間、電話で通訳・相談を行う「京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施する。

(総合企画局 7 2－5 頁)

- 外国籍市民等が災害時に十分な支援を受けることができるよう、災害ボランティアの登録や災害発生時の通訳者派遣システムの整備など、災害時における外国籍市民等に対する支援体制を強化する。(総合企画局)

- 多文化共生の地域づくりの一環として、多くの外国籍市民等を含む地域住民等による自主活動が活発に行われてきた東九条地域を拠点に、地域福祉及び多文化共生の促進を目的として、住民主体の地域交流を深める事業等を行う「地域・多文化交流ネットワーク促進事業」を実施する。(保健福祉局)

- 高齢又は障害のある外国籍市民等が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施する。(保健福祉局 6 4 2－2 3 頁)

- 外国人のお客さまや障害のあるお客さまとの窓口対応における意思疎通の円滑化を図るため、上下水道局営業所の窓口対応の主な内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを製作し、上下水道局の各営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。

(上下水道局 1 2－7 0 頁)

安心して働き続けられる職場づくり

【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たし、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」についての認知度を高めるとともに、企業における環境整備の支援が必要である。

職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷付けるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせが顕在化してきている。また、最近では、働く女性が妊娠・出産を理由として、解雇・雇止めをされることや職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けるマタニティ・ハラスメントも問題となっている。

低経済成長による働く状況の変化やいわゆるブラック企業による若者をはじめとする働く人の「使い捨て」などが大きな社会問題となっている。

【27年度の主な取組】

＜真のワーク・ライフ・バランスの推進＞

- 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民一人一人が仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。

中小企業に対する支援としては、京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金制度の運用や「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰を引き続き実施する。

また、専門的な知識や経験を有するアドバイザー派遣や、企業対象セミナーの開催等を通じて、働く場における男女共同参画の取組の促進に努める。

市民への啓発活動としては、ロゴマークを活用して言葉を周知するとともに、「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード表彰を実施し、仕事と家庭生活や地域活動、社会貢献活動を両立させている市民の身近な好事例の発掘・発信を行う。平成27年度はFMラジオ等の媒体を通じて、言葉の意味の更なる周知に取り組む。

また、「真のワーク・ライフ・バランス」コーディネート事業として、相談コーナーや情報掲示板等の機能を有するWEBを継続して運用し、積極的に情報発信する。

(文化市民局4 2-7頁)

- 職場でのハラスメントの防止と対策をテーマとする企業向け人権啓発講座

の開催や啓発ビデオの貸出し・啓発冊子の提供等を行い、人権尊重を基盤とした一人一人の能力が発揮できるいきいきとした職場づくりの推進を支援する。（文化市民局 6 3 2－1 4 頁，産業観光局 6～8 2－1 5 頁）

感染症患者等の人権尊重

【現状と課題】

本市における新規のH I V感染者・エイズ患者の報告数は横ばい傾向だが、毎年10～20件前後の報告が続いており、積極的な予防施策を講じることが求められている。また、エイズに関する誤解や他人事とする意識等により患者、感染者及びその家族が様々な差別・偏見を受けるなどの人権上の問題が生じている。

このため、引き続き、患者・感染者の差別・偏見を解消するため、市民に対し、あらゆる機会を通じ、エイズに対する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発等を図っていく。

【27年度の主な取組】

- 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でH I V検査を行うほか、下京保健センターにおいて夜間即日検査（月2回、午後6時～午後7時30分受付、予約制）を、京都工場保健会において土曜即日検査（月2回、午後4時～午後6時受付、予約制）を、継続して実施し受検機会の確保を図る。
（保健福祉局103，107 2－28頁）
- H I V検査普及週間（6月1日～6月7日）にあわせて、京都市におけるH I V検査・相談体制を拡充することでH I V検査の普及・推進を図る。
（保健福祉局103 2－28頁）
- 世界エイズデー（12月1日）にあわせて、市民一人ひとりがエイズについて正しく理解し、エイズのまん延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、街頭キャンペーン、ポスター掲示、啓発冊子の配布等の世界エイズデー関連啓発事業を実施する。
（保健福祉局104～106 2－28頁）
- 平成23年度から毎年10月に、エイズに関わる各種団体・個人が集まり、「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とし、A I D S文化フォーラム i n京都を開催しており、本市も共催として参画している。平成27年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時のH I V検査を実施する。
（保健福祉局102 2－28頁，文化市民局19 2－9頁）

犯罪被害者等の人権尊重

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族又は遺族は、犯罪による生命や身体への直接的な影響だけでなく、心身の不調や苦痛などにも苦しめられながら、十分な支援が受けられず、深刻な状態に置かれていることが多くある。

また、犯罪被害後において、捜査・報道・裁判・相談等の負担や周囲の理解不足や不用意な言動等を受けることにより、更に傷付き苦しむ二次的被害も問題となっている。

このため、本市では、「京都市犯罪被害者等支援条例」（平成23年4月1日施行）に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、市・市民・事業者・民間支援団体などの関係機関が相互に連携・協力して、社会全体で犯罪被害者等の支援を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深めるため、啓発・教育を行っている。

【27年度の主な取組】

○ 犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に京都市犯罪被害者支援総合相談窓口を設置し、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行う。
（文化市民局27 2－10頁）

○ 犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、犯罪被害者等が置かれている状況や支援に関することについて市民や事業者が理解を深めるために、『犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）』などにおいて、広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施する。
（文化市民局28 2－10頁）

ホームレスの人権尊重と自立支援

【現状と課題】

本市では、平成16年8月に策定した「京都市ホームレス自立支援等実施計画」（平成21年3月に第2期計画を策定）に基づき、様々なホームレス支援の取組を実施してきた。その結果、平成26年1月に実施したホームレスの概数調査において、前年の調査結果から26人減少した、113人が確認されている。また、平成15年2月に確認された624人からは81.9%減少している。

しかしながら、平成24年1月に実施したホームレスの生活実態調査によると、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっている。また、本市の支援施策がホームレスの間に広く認知されている一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況も生じている。

こうした状況を踏まえ、今後とも、個々のホームレスの状況に応じた、丁寧で粘り強い支援に取り組んでいく必要がある。

【27年度の主な取組】

- 相談員がホームレスの起居する場所等を訪問し、日常生活上及び健康上の相談・援助や関係機関への同行支援を行うほか、居宅生活に移行した者に対して再び路上生活に陥ることのないよう定期的に訪問し、生活上の相談・援助等を行う「ホームレス訪問相談事業」を引き続き実施する。

（保健福祉局31 2-19頁）

- 職と住まいを同時に失った者等に対応するため、市内の旅館を借り上げ宿泊場所の提供を行う「ホームレス緊急一時宿泊事業」を引き続き実施する。

（保健福祉局31 2-19頁）

- 就労意欲はあるが正規雇用が決まらない者や、直ちにフルタイムでの就労が困難な者に対する支援が必要であることから、施設利用者等を対象に、職業訓練的な職の情報収集及び情報提供、事業者向け説明会の開催や啓発活動を行う「ホームレス能力活用推進事業」を引き続き実施する。

（保健福祉局31 2-19頁）

- 多重債務等、法的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスに対して、

弁護士による相談等の機会を提供する「ホームレス無料法律相談」を引き続き実施する。

(保健福祉局 3 1 2 - 1 9 頁)

高度情報化社会における人権尊重

【現状と課題】

現代の情報化社会においては、本人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっている。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報の漏えいや、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生している。

また、身元調査のように差別的な行為につながる事案も起きている。

インターネットにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等において、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現、プライバシーに関わる情報等が一方的に掲載される事例が頻発している。また、一旦ホームページ等に掲載されてしまうと、短期間のうちに広範囲に広まってしまい、削除することが困難となっている。

【27年度の主な取組】

- インターネット上での人権問題に対処するため、人権総合情報誌に啓発記事を掲載するなどの取組を行う。（文化市民局50 2-13頁）

〔再掲〕

- スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちの間で無料通話アプリ等を介したトラブルや犯罪等の危険性、長時間利用等の依存性の問題が増加しているため、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に定める施策を推進するとともに、携帯電話・インターネットの危険性や依存性について、子どもの実態を踏まえ、保護者や市民団体、学校、行政、携帯電話事業者等が連携した取組を行う。（教育委員会45 2-79頁）

〔再掲〕

- 第三者による住民票の写し等の不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、第三者等に交付された事実を知る権利を保障するために、平成26年6月から実施している「事前登録型本人通知制度」の周知に努める。（文化市民局26 2-10頁）

様々な課題

【現状と課題】

依然として「刑を終えて出所した人」が社会復帰を果たすには極めて厳しい現状にあることなどの従来の課題と共に、社会情勢の変化等に伴い「L G B T等の性的少数者」の課題など、様々な新たな動きにも目を向けていく必要がある。

様々な人権課題について正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発を推進していくとともに、当事者の状況も踏まえながら、社会全体で支え、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して取り組んでいく必要がある。

【27 年度の主な取組】

- 様々な人権課題について関心を高め、理解していただけるよう、人権総合情報誌への関連記事の掲載，ホームページやフェイスブックによる情報の発信等の啓発・広報活動に努める。

(文化市民局 2， 5 0 2－1 3 頁)

2 各局区別の取組

平成27年度事業計画(継続, 改善, 廃止・休止分)

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

各局区等共通

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	刊行物等への啓発標語の掲載	<事業目的> より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 本市が発行する印刷物等の人権啓発標語を掲載する。	各局区等	①
2	公用車による啓発(巡回啓発, ステッカー掲示)	<事業目的> 人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを掲示する。	各局区等	①
3	人権啓発看板, 啓発のぼり旗等の掲出	<事業目的> より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 バス営業所, 地下鉄駅及び本市の施設の玄関等の人権啓発看板や啓発のぼり旗, 啓発標語パネル等を掲出する。	各局区等	①
4	地域団体の人権研修支援(資料提供等)	<事業目的> 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権擁護思想の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。	各区・支所	①
5	市庁舎等の障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修	<事業目的> 障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 <事業計画> ①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	各局区等	②
6	人権行政に関する情報の職員への提供	<事業目的> 職員一人一人が人権意識を高めるための情報提供を行う。 <事業計画> ①継続 人権関係の情報誌, チラシの配布, 講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。	各局区等	④
7	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	<事業目的> 人権尊重の視点で市政を推進する。 <事業計画> ①継続 人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。	各局区等	④
8	人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備	<事業目的> 自主的な人権研修を促進するための条件整備を図る。 <事業計画> ①継続 人材育成推進室等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、職員が人権問題について自主的に勉強会や研修を行うための資料の提供, 講師の紹介, 研修時間の確保などの協力を行う。	各局区等	④
9	職員研修	<事業目的> 人権文化の構築に関する理解を深めるための職員研修を実施する。 <事業計画> ①継続 5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。	各局区等	④

環境政策局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 ユニバーサルデザイン に対応した観光地トイレの充実	<事業目的> 誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに対応した観光地トイレ（※）の充実を図る。 <事業計画> 洋式便器化・バリアフリー化等の改修に対する助成を新たに設ける。 ※本市との契約に基づき、観光客及び市民に提供いただく民間施設のトイレ	環境政策局 まち美化推進課	②
2	職員研修	<事業目的> 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施 <事業計画> ①継続 子供や女性の人権、同和問題などに関して、所属において、討論を中心とした研修を実施する予定である。	環境政策局 環境総務課	④
3	ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布	<事業目的> 外国人に対して、ごみ減量・分別リサイクルの取組を周知する。 <事業計画> ①継続 昨年度に引き続き、ごみ減量・分別リサイクルに係る啓発チラシの外国語版（英語、中国語、朝鮮・韓国語）を作成し、各区役所・支所等へ配布するとともに、障害者への周知として点字版と録音版を作成し、各区役所・支所の福祉事務所等へ配布する。	環境政策局 ごみ減量推進課	②
4	有料指定袋制の実施に伴う福祉施策	<事業目的> ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、有料指定袋制の実施に伴う福祉施策の状況を把握・管理し、今後の展開について検討していく。	環境政策局 ごみ減量推進課	②
5	ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施	<事業目的> ごみ出しが困難な要介護高齢者等への生活支援として、定期収集ごみ（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶）を自宅の玄関先まで回収に伺う。 <事業計画> ①継続 引き続き、機会あるごとに制度の広報・周知に努めるとともに、居宅介護支援事業所等としっかり連携・調整しながら、ごみの排出支援が必要な方が利用できる制度として運用していく。	環境政策局 まち美化推進課	②
6	ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備	<事業目的> 公衆トイレの新規設置や大規模改修の機会において、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが快適に利用できるよう整備する。 <事業計画> ①継続 ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備を継続して行う。	環境政策局 まち美化推進課	②

行財政局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<事業目的> 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施する。 <事業計画> ①継続 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上につながるよう、27年度においてもビデオや講義・討議による研修を継続する。	行財政局 総務課	④
2	市庁舎等の身体障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修	<事業目的> 身体障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 <事業計画> ①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、より身体障害のある方や高齢者が安心して利用しやすい市庁舎を目指す。	行財政局 庁舎管理課	②
3	職員研修	[人権研修の実施] <事業目的> 職員を対象に研修を行い、人権問題に対する意識を高めるとともに理解を深める。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築に向けて、研修推進月間と位置付ける5月「憲法月間」及び12月「人権月間」に、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修を実施する。 また、次世代を担う若手職員については、「基本理念研修」において基本的な内容の人権研修を実施する。 [局区等研修の充実] <事業目的> 局区等において人権研修が積極的かつ効率的に進められるよう、奨励・支援を行う。 <事業計画> ①継続 26年度と同様に、職員研修支援窓口及び研修教材の充実を図るとともに、局区等が人権等研修を実施する場合、人材育成推進室が委託先として外部研修機関を指定し、予算の範囲内で研修に係る費用の支援を行う。また、研修推進月間と位置付ける5月の「憲法月間」、12月の「人権月間」に、所属における研修を奨励・支援することで、人権問題の意識を高める。 [研修教材や研修資料の充実] <事業目的> 人権研修に資する資料等の更なる充実を目指す。 <事業計画> ①継続 研修ビデオや研修資料の収集に努め、庁内イントラネットのホームページにおいて、広く職員に対して情報提供を行う。	行財政局 人材育成推進室	④

総合企画局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	テレビ広報の一部への字幕挿入	<事業目的> 聴覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。 <事業計画> ①継続 聴覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、テレビ広報番組等の一部に字幕を挿入する。	総合企画局 市長公室 広報担当	②
2	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開	<事業目的> すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、各種広報媒体を活用した啓発活動を行う。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築に向け、市民しんぶんやラジオの市政番組等を活用し、市民に情報提供を行う。 【予定】 ○市民しんぶん記事 ・5月1日号「5月は憲法月間」、 8月1日号「8月は人権強調月間」、 12月1日号「12月は人権月間」 ・毎号、「心のカギ」コーナーで人権に関する情報を掲載 (寄稿文、人権ほっと写真の入賞作品の紹介など) ・その他、人権啓発イベント等を随時掲載 ○ラジオ番組 ・「ちょこっと情報☆きょうと」、「KYOTO CITY PUBLIC LINE」で関連イベント紹介 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 ○電光掲示板(市役所前、京都駅前、ゼスト御池)、庁舎内テレビモニター 人権標語を随時発信	総合企画局 市長公室 広報担当	①
3	市民しんぶん視覚障害者版	<事業目的> 視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。 <事業計画> ①継続 視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、市民しんぶん点字版・文字拡大版・テープ版・デジター(CD)版を発行する。 【予定】発行部数(毎月) 点字版…225部(全市版)、275部(区版) 文字拡大版…400部(全市版)、450部(区版) テープ版…260セット(全市版)、270セット(区版) デジター版…150部(全市版)、160部(区版)	総合企画局 市長公室 広報担当	②
4	インターネットによる情報の発信	<事業目的> すべての市民が共に生きる社会の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 京都市ホームページ「京都市情報館」について、見やすく、情報を得やすいサイトとなるよう改善を図るとともに、視覚に障害のある方や外国籍の方に市政に関する情報を提供するため、ホームページのアクセシビリティ推進、インターネットによる英語・ハングル・中国語の市政情報の発信等を行う。	総合企画局 市長公室 広報担当	②
5	広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開(憲法月間・人権月間等における啓発活動)	<事業目的> 人権尊重の機運を高める契機とするため、5月の憲法月間や12月の人権月間等において、市民しんぶん等において集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 <事業計画> ①継続 広報媒体を活用した集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 【予定】 ○市民しんぶん 5月1日号、8月1日号、12月1日号で、人権特集 ○ラジオ番組 「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送	総合企画局 市長公室 広報担当	①
6	国際文化市民交流促進サポート事業	<事業目的> 市民主体の国際交流と外国籍市民等の社会参加を促進し、世界とつながるまち・京都、多文化が息づくまち・京都の実現を図る。 <事業計画> ①継続 外国籍市民等に事業に登録していただき、市内の様々な団体の催しに登録者を派遣する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。	総合企画局 国際化推進室	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
7	外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業	＜事業目的＞ 外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が電話で通訳・相談を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 行政機関及び外国籍市民等に対する事業の周知を徹底し、サービスの利用を促進する。	総合企画局 国際化推進室	②③
8	社会科見学受け入れ事業 (国際交流協会)	＜事業目的＞ 社会見学授業として、国際交流会館の機能の紹介や外国籍市民等を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生との交流などを行う。 ＜事業計画＞ ①継続 利用者の希望もとおりいれ、多くの学校や団体に国際交流会館に来てもらう。	総合企画局 国際化推進室	①
9	京都市多文化施策審議会の開催	＜事業目的＞ 地域における多文化共生の推進に関する事項について、調査し、審議する。 ＜事業計画＞ ①継続 「多文化施策審議会」の会議を開催する(27年度は4回を予定)。外国籍市民等の地域協働について議論を進めていただき、本市の多文化共生施策についての意見を求めてゆく。	総合企画局 国際化推進室	④
10	医療通訳派遣事業	＜事業目的＞ 外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができる社会を目指す。 ＜事業計画＞ ①継続 外国籍市民等が医療機関を利用する際に医療通訳者を派遣する。	総合企画局 国際化推進室	②
11	FM CO.CO.LOによる生活、イベント情報の提供	＜事業目的＞ 外国籍市民等及び短期滞在外国人等に、本市の生活情報やイベント開催情報等の提供を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 多言語FM放送局「FM CO・CO・LO」に本市行政情報提供番組を設け、外国籍市民及び短期滞在外国人等に対し、毎週月曜と木曜に、英語及び中国語により本市の生活情報やイベント開催情報の提供を行う。また、災害等の緊急時に放送の必要が生じた場合に、災害情報等の放送を要請する。	総合企画局 国際化推進室	③
12	啓発物品の作成及び配付	＜事業目的＞ 啓発物品を作成・配布し、外国籍市民等との共生を訴えかける。 ＜事業計画＞ ①継続 他の人権問題を扱う行政機関が啓発活動を行う機会等に合わせて実施し、総合的な啓発活動を行うことにより、市民啓発の効果があがるようにする。	総合企画局 国際化推進室	①
13	連続フォーラム「チョゴリときもの」(国際交流協会)	＜事業目的＞ 日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深める。 ＜事業計画＞ ①継続 より多くの市民に、日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深めていただくため、連続フォーラムを実施する。 実施予定日：平成28年3月	総合企画局 国際化推進室	①
14	kokokaオープンデイ (国際交流協会)	＜事業目的＞ すべての市民が気軽に利用できる国際交流拠点場としての「kokoka(国際交流会館)」を紹介するとともに、外国籍市民等による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。 ＜事業計画＞ ①継続 【開催予定】 世界の食の紹介やフリーマーケットなど市民が気軽に参加できるような企画内容を検討している。それらの企画を通して、外国籍市民等も身近な生活者であることを気づいてもらうように工夫する。 実施予定日：平成27年11月3日	総合企画局 国際化推進室	①
15	国際理解プログラム「PICNIK」(国際交流協会)	＜事業目的＞ 京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。 ＜事業計画＞ ①継続 広報用パンフレットを市内小中学校に送付して当事業の利用を促すとともに、利用件数増加に対応するため、コーディネート対応を強化する。また、登録留学生確保に向け、市内各大学との連携強化に努める。	総合企画局 国際化推進室	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
16	世界の絵本展（国際交流協会）	<事業目的> 広く異文化に親しむ機会を提供する。 <事業計画> ①継続 外国の絵本の展示や読み聞かせを行う。 実施予定日：平成27年8月	総合企画局 国際化推進室	①
17	外国人のための住宅ネットワーク事業（国際交流協会）	<事業目的> 外国籍市民等が安心して生活を送ることができるよう支援する。 <事業計画> ①継続 協会の外国籍市民等向け住宅情報提供サイト「HOUSE Navi」の内容を充実させるため、日本賃貸住宅管理協会と協働で運営することにより内容の充実を図り、物件情報及び多言語対応可能な不動産業者の情報を提供する。	総合企画局 国際化推進室	③
18	GKP キャリアガイダンス&ジョブフェア（国際交流協会）	<事業目的> 日本での就職を目指す留学生を支援する。 <事業計画> ②改善 就職活動に関する情報の提供や採用担当者との面接会、交流会等を実施する。また、英語で業務遂行が可能な方たちを対象とした、英語での企業説明会及び面接会、交流会を実施する。 他団体と協働でイベントやOB・OGミーティングを定期的の実施するとともに、Web上で恒常的に企業と留学生が情報交換できる場を設ける。また、英語によるJob Fairを開催。 実施予定日：平成27年12月	総合企画局 国際化推進室	③
19	京都市生活ガイドの配布（国際交流協会）	<事業目的> 外国籍市民等に生活に必要な情報を提供する。 <事業計画> ①継続 生活に必要な情報について、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語の4言語による冊子の配布及びWEBでの情報発信。	総合企画局 国際化推進室	③
20	外国人のための各種相談事業（国際交流協会）	<事業目的> 外国籍市民等の日常生活上の疑問やトラブルの解消を図る。 <事業計画> ①継続 外国籍市民等からの相談に常時応じるほか、定期的に弁護士、行政書士等各専門家による相談会を実施することで、相談者の問題解決を図る。各相談事業の連携により、相談者のスムーズな問題解決に役立てる。	総合企画局 国際化推進室	③
21	国際化に関するボランティア活動育成事業（国際交流協会）	<事業目的> kokokaボランティアの組織化及び活動の充実を図る。 <事業計画> ①継続 ボランティア人材の育成を図ることにより、地域の中で多様な文化・言語背景を持つ人々が共生できる社会づくりを進める。また、kokokaボランティア活動者たちのブログを通じて、ボランティア相互の交流を広げるとともに、活動の紹介を行う。	総合企画局 国際化推進室	①

文化市民局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 「人権ゆかりの地」の 発信	<事業目的> 市民や国内外の観光客に、人権尊重の視点から京都の歴史を再発見してもらい、人権への関心を高めるために、京都市内に数多く存在する名所・旧跡等に焦点を当て、「人権ゆかりの地」として国内外に広く紹介する。 <事業計画> 「人権ゆかりの地」を取りまとめた案内マップを4箇国語（日・英・中・ハングル）で作成し、観光案内所などを中心に広く配布するとともに、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用し、市民及び国内外の観光客に向けて、「人権」という切り口から京都の歴史を物語る「人権ゆかりの地」をPRする。	文化市民局 人権文化推進課	①
2	【新規】 フェイスブックを活用 した情報の発信	<事業目的> 人権の尊重や人権問題に気付き、人権意識を高めるための機会を作る手段として、対象に応じたきめ細かな情報発信、情報提供を行う。その一環として、主に若年層を対象に、フェイスブックを活用した情報の発信を行う。 <事業計画> 啓発事業等の周知及び開催報告、制度や法令等の周知を随時行う。	文化市民局 人権文化推進課	①
3	「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革	<事業目的> 平成21年3月に提出された「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書」に基づき、適正な人権施策に取り組む。 <事業計画> ①継続 引き続き、改革、見直しに着手した事業を着実に実施していく。 (1)自立促進援助金制度の見直しについて ・借受者に対して丁寧な説明を行ったうえで、返還免除制度を的確に適用しつつ、奨学金の返還を要する場合には、借受者に対して、返還を求めていく。 ・正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、訴訟提起などの法的措置のを含め、適正な債権管理を進めていく。 ・「京都市奨学金等返還事務監視委員会」の開催 (2)改良住宅の管理・運営及び建替えについて ・既存の改良住宅について、公営住宅も含め、京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図る。 (3)崇仁地区における環境改善について ・「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、着実に住宅地区改良事業等を進める。 (4)市立浴場の等の施設について ・市立浴場の運営に当たっては、住民生活に支障を来さないよう十分留意しつつ、運営経費の削減など、より一層の効率化を図る。 ・旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き、全市民的な観点から転用を検討する。 (5)市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について ・広報、学習機会の提供、自主的な取組の支援を中心に、関係機関とも連携を図りながら、啓発の取組を推進する。 ・企業・団体等における就職の機会均等の保障に当たっては、公正な採用選考を促進するための啓発活動を推進する。	文化市民局 人権文化推進課 (2)(3)(4)について 文化市民局 人権文化推進課 都市計画局 すまいまちづくり課	④
4	真のワーク・ライフ・ バランスの推進	<事業目的> 従来の、「仕事と生活の調和」といった意味でのワーク・ライフ・バランスに加えて、「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた真のワーク・ライフ・バランスを推進する。 <事業計画> ①継続 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民ひとりひとりが、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を定着させる。 また、「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に掲げる施策の取組として、市民や企業への啓発を行うとともに、中小企業が行う先進的な休暇・休業制度の導入や職場環境の整備に向けた支援を目的とした補助制度の活用や、関係機関と連携した企業対象セミナーの開催、優れた取組を推進している企業等の表彰を行う。 市民への取組としては、ロゴマークを活用した啓発活動のほか、仕事と家庭生活や地域活動、社会貢献活動を両立させている市民の身近な好事例を発掘・発信する実践エピソード表彰を行う。平成27年度は「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉や考え方の更なる周知のため、FMラジオや地下鉄車内広告など、幅広い世代への啓発に重点を置き、取組を進める。 その他、「真のワーク・ライフ・バランス」コーディネート事業として、相談コーナーや情報掲示板等の機能を有する京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBを運用する。	文化市民局 男女共同参画推進課	①
5	第4次「きょうと男女 共同参画推進プラン」 の推進	<事業目的> 「きょうと男女共同推進プラン」に基づいた事業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現を目指す。 <事業計画> ②改善 「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき事業を計画的に実施するとともに、平成28年度に計画の中間年度を迎えることから、平成27年度は社会情勢や市民意識や日常生活の状況等を踏まえ、中間見直しに向けた改定作業を実施する。	文化市民局 男女共同参画推進課	④

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
6	男女共同参画センター「ウィングス京都」	<事業目的> 男女共同参画推進社会を目指すための拠点施設とする。 <事業計画> ①継続 男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した「情報提供事業」、「学習・研修事業」、「健康増進事業」、「相談事業」、「調査・研究事業」、「交流促進事業」を積極的に展開する。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①③④
7	男女共同参画講座ウィングスセミナー	<事業目的> 男女共同参画の視点に立ち、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できることを目指す。 <事業計画> ①継続 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において男女共同参画の視点に立ち、身近なテーマを取り扱った学習機会を提供する。また、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できるよう、出前講座も積極的に行う。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
8	民間緊急一時保護施設補助金	<事業目的> 民間団体等との連携を深め、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援体制をより充実する。 <事業計画> ①継続 引き続き補助を行うとともに、情報交換等を通じて、民間団体との連携強化に一層努める。	文化市民局 男女共同参画 推進課	③
9	DV被害者支援インストラクター活用事業	<事業目的> DV被害者支援インストラクターの自主的な支援活動を促進させ、DV被害者及び同伴する被害者の子どもの心理的なケア、その他自立に向けた支援を京都市DV相談支援センター等と連携し、社会全体で支援していくことを目的とする。 <事業計画> ①継続 平成23、24年度に養成したインストラクターが相談機関と連携し、DV被害母子に対してグループカウンセリング等を実施する活動の支援を行うとともに、DV啓発事業の協力を行う。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
10	DV対策事業	<事業目的> DV被害者の支援を行う。 <事業計画> ①継続 【京都市DV相談支援センターの運営】 自立支援を中心とした被害者の支援の充実を図る。 【府市合同によるネットワーク京都会議の開催】 3つの実務者会議と個別ケース検討会議の開催により事案に即した具体的な支援策を協議する。 【配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業】 市センターからの依頼に基づき、民間シェルターや母子生活支援施設がDV被害者の緊急時における安全確保を行った場合に、運営団体に対し措置費を支給。 【市営住宅優先入居】 DV被害者向けの市営住宅への優先入居を継続実施。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
11	ドメスティック・バイオレンスに関するシンポジウム等の開催	<事業目的> DVに関する情報を発信し、DV関係機関や市民へのより一層の啓発を図る。 <事業計画> ①継続 シンポジウムを開催 日時：11月中旬頃 場所：ウィングス京都 京都タワーのパープルライトアップ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、府市合同でパープルリボンキャンペーンを実施する。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
12	男性のためのDV電話相談	<事業目的> 男性被害者や加害者の相談の受け皿として、男性カウンセラーによる「男性のためのDV電話相談」専用窓口を実施する。 <事業計画> ①継続 毎月第2・第4火曜日に男性のカウンセラーが相談に対応する。	文化市民局 男女共同参画 推進課	③
13	DV予防講座	<事業目的> DVの予防啓発を図るため、DV関係機関やDVに関心のある方に対して、DVに関する専門的な内容の講義、教育現場での相談事例についての検討や対応方法の助言を行う講座を実施する。 <事業計画> ②改善 より多くの方に参加してもらえるように、DV関係機関やDVに関心のある方を対象とする出前講座の形式に変更して実施する。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
14	啓発情報誌の発行	<事業目的> 市民へ情報誌を発行することで、男女共同参画についての啓発を行う。 <事業計画> ①継続 男女共同参画についての啓発情報誌として「男女共同参画通信」を発行する。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
15	市民・事業者への周知 広報	<事業目的> 市民へ京都市男女共同参画推進条例の趣旨を周知することで、男女共同参画社会の実現を図る。 <事業計画> ①継続 リーフレット等啓発誌、市民しんぶんやホームページなどの様々な広報手段を通じて京都市男女共同参画推進条例の趣旨の周知を図る。また学校や地域、企業等へ職員の講師派遣を行う。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
16	アドバイザー派遣制度	<事業目的> 専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、適切な助言や支援を行うことにより、事業者の自主的な取組を促進し、男女共同参画の推進、真のワーク・ライフ・バランスの推進に資する。 <事業計画> ①継続 事業者からの求めに応じて、キャリアカウンセラー・中小企業診断士などの資格を持つ専門家をアドバイザーとして派遣する。	文化市民局 男女共同参画 推進課	①
17	男女共同参画苦情等処理制度	<事業目的> 男女共同参画に関する苦情や要望を聴取し調査することで、よりよい男女共同参画社会を目指す。 <事業計画> ①継続 性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行う。 制度の活用を図るため、広報活動を強化し、制度周知に一層努める。	文化市民局 男女共同参画 推進課	③
18	市の附属機関等における女性委員の登用の推進	<事業目的> 男女がともにあらゆる分野での政策・方針等の意思決定過程に参画できる社会の実現を目指す。 <事業計画> ①継続 「女性委員の登用率が35%を超える審議会等の割合を50%に引き上げる」ことを目標とし、登用計画達成に向けた事前協議の徹底や人材情報の提供等を通じて、引き続き女性委員の登用促進を図る。	文化市民局 男女共同参画 推進課	④
19	AIDS文化フォーラム in京都	<事業目的> HIV/AIDSに取り組む団体・個人の発表・交流の場として、また、多くの市民、特に若者に向けた啓発の場として、市民による市民のためのフォーラムとして開催する。 <事業計画> ①継続 日程：2015年10月3日（土）、4日（日） 場所：同志社大学及び同志社大学 内容 講演、ワークショップなど （若者の視点・文化の視点・陽性者の視点・医療の視点・教育の視点・セクシャリティの多様性を理解するという視点） 主催：AIDS文化フォーラムin京都 運営委員会 共催：京都府、京都市など	文化市民局 勤労福祉青少年課 保健福祉局 保健医療課	①
20	「HIV・性感染症検査及び予防啓発事業」（北青少年活動センターと北保健センターが連携）	<事業目的> 若者がHIV・性感染症等について学び、自発的に感染症予防行動がとれることを目指す。 <事業計画> ①継続 京都市北青少年活動センターにおいて、HIV・性感染症に関する情報提供や意見交換会、予防啓発的なプログラム（HIV即日検査等）を実施していく。 また、若者が同世代に向けて情報を発信する取組をサポートする。	文化市民局 勤労福祉青少年課	①
21	東山アールスペース	<事業目的> 東山青少年活動センターにおいて、知的障がいのある青少年の余暇の充実（創造・創作活動）をはかる。 <事業計画> ①継続 ・東山アールスペース 体験プログラム：5月、日曜（10:30～12:30） Aコース：6月～2月（9回）、日曜（13:30～16:00） Bコース：6月～2月（9回）、日曜（13:30～16:00） 開催数：計19回 定 員：各コース18名 ・イベント 事業名：①作品展 ②夏イベント ③春イベント 実施日：①3月～4月 ②8月 ③3月	文化市民局 勤労福祉青少年課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
22	外国籍市民との交流事業の推進	<事業目的> 青少年ボランティアによる、日本語を母語としない人々への日本語学習支援と交流を図る。 また青少年が異文化と交流することにより、異文化への理解を深め、多文化共生社会の担い手となる青少年を育成する。 <事業計画> ①継続 ○にほんご教室（通年） ○異文化交流サラダボウルProject（通年） ○健康フィエスタ（1回） ○多文化共生啓発プログラム・異文化交流イベント（主催・共催含む）（通年）	文化市民局 勤労福祉青少年課	①
23	レンアイリョク向上委員会エイズデー企画	<事業目的> 「セクシュアルヘルス」の観点から青少年の性に関連してHIV/AIDSに関連した啓発活動を行い、正しい理解を促進することにより、感染予防及びHIV/AIDSへの偏見のない社会を目指す。 <事業計画> ①継続 世界AIDSデー（12月1日）周辺において、HIV/AIDS啓発ポスターの掲示、グッズの配布、情報提供などを行う。	文化市民局 勤労福祉青少年課	①
24	表現活動へのお誘い～からだではなそう～	<事業目的> 障害のある青少年の余暇活動の充実を目的とする。 <事業計画> ①継続 前期／5月～9月（5回×2コース）、土曜（13:30～15:30） 後期／11月～3月（5回×2コース）、土曜（13:30～15:30） 開催数：20回 定 員：40名	文化市民局 勤労福祉青少年課	①
25	市民活動総合センターの管理・運営	<事業目的> NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定の分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図る。 <事業計画> ①継続 公益的な市民の活動を支援するため、市民活動団体等に活動の場を提供する。	文化市民局 地域自治推進室	①
26	事前登録型本人通知制度の運用	<事業目的> 第三者による住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため。 <事業計画> ①継続 引き続き「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めていく。	文化市民局 地域自治推進室	②
27	犯罪被害者支援策の推進（支援対策）	<事業目的> 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進 <事業計画> ①継続 犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れない支援を行うワンストップ窓口として、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に京都市犯罪被害者支援総合相談窓口を設置し、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行う。	文化市民局 くらし安全推進課	③
28	犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）	<事業目的> 犯罪被害者等を支える地域社会の形成。 <事業計画> ①継続 犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、犯罪被害者等が置かれている状況や支援に関することについて市民や事業者が理解を深めるために、『犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）』などにおいて、広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施	文化市民局 くらし安全推進課	①
29	無料法律相談事業の実施	<事業目的> 弁護士が専門的な立場から相談に応じることで、問題解決の一助とする。 <事業計画> ①継続 人権問題など日常生活の中で起こるあらゆる法律問題に関して、弁護士が専門的な立場から相談に応じる無料法律相談を実施する。 消費生活総合センターでは毎週月・火・木・金曜日の午後1時15分～午後3時45分及び毎月第2・第4水曜日の午後6時～午後8時に実施する。 また、区役所・支所においても毎週水曜日に実施する。	文化市民局 消費生活総合センター	③
30	人権擁護委員による特設相談の実施	<事業目的> 行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供する。 <事業計画> ①継続 京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談の会場を提供する。 【実績】日時：毎月原則第4木曜日の13時から16時 場所：京都市消費生活総合センター	文化市民局 人権文化推進課	③

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
31	人権啓発サポート制度	<事業目的> 人権文化推進課が窓口となり、庁内の各人権課題を担当する所属等と緊密な連携を図ったうえで、市民や企業等の自主的な人権研修等の取組をサポートする。 <事業計画> ①継続 市民や企業等が人権に関する研修や学習会を行う際に研修の相談、講師の派遣、啓発ビデオ（DVD等）の貸出しや研修資料の提供等を行う。	文化市民局 人権文化推進課	④
32	人権の花運動	<事業目的> 次代を担う子どもたちが相互に協力し合って人権の花「水仙」を栽培することにより、命の大切さや相手への思いやり等、人権思想に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらう。 <事業計画> ①継続 市内保育園、幼稚園、小学校などに球根等を配布し、子どもに花を栽培してもらう。	文化市民局 人権文化推進課	①
33	京都市人権レポートの発行	<事業目的> 「人権文化の息づくまち・京都」の実現を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化推進計画に基づき、様々な取組を実施しており、その発信を行うため発行する。具体的には、人権文化推進計画に関し、毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部を紹介するとともに、「困ったとき、まずはご相談を」として本市内の相談窓口を掲載する。	文化市民局 人権文化推進課	③
34	「京都市人権相談マップ」の発行	<事業目的> 市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図る。 <事業計画> ①継続 京都市人権文化推進計画に基づく取組として、相談・救済に関する機関や制度をまとめて発行する。 平成27年7月頃刊行（予定）	文化市民局 人権文化推進課	③
35	世界人権問題研究センター「人権大学講座」	<事業目的> 人権に関する講座を開講することで、多くの方々に人権の大切さを啓発する。 <事業計画> ①継続 世界的な広い視野に立ち、総合的に人権問題を研究することを目的に設立された世界人権問題研究センターにおいて、より一層人権が尊重される社会の実現を目指して開講する。	文化市民局 人権文化推進課	①
36	京都人権啓発行政連絡協議会への参画	<事業目的> 京都府内の国の機関と京都府・京都市が連携して人権啓発を行う。 <事業計画> ①継続 企業向け人権研修会の開催、企業内人権啓発推進員設置依頼啓発文書発送、人権週間街頭啓発ほか	文化市民局 人権文化推進課	①
37	京都弁護士会との連携及び支援（「憲法と人権を考える集い」）	<事業目的> 京都弁護士会が開催する「憲法と人権を考える集い」を共催することで、より多くの市民の方へ啓発を促す。 <事業計画> ①継続 京都弁護士会が京都府民を対象に実施する様々な人権問題をテーマとした講演会「憲法と人権を考える集い」を共催し、負担金を交付する。	文化市民局 人権文化推進課	①
38	京都市人権相談・救済ネットワーク	<事業目的> ア 人権に関わる相談に関する情報の共有と円滑な取次 ネットワークにおける他の相談機関の情報を共有し、相談事項の一部又は全部について、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。 イ 人権救済に関する情報の共有と円滑な取次 法務局の人権侵犯事件調査、人権擁護委員協議会の取組についての情報を共有し、事案によって、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。 <事業計画> ①継続 「人権相談・救済」に係る具体的な取組として、人権に関わる相談・人権救済に関する情報の共有と円滑な取次のため、相談機関相互の連携や情報交換、相談窓口の広報を実施していく。	文化市民局 人権文化推進課	④
39	京都人権擁護委員協議会との連携及び支援（人権擁護思想普及啓発活動）	<事業目的> 京都市域に属する人権擁護委員で組織される京都人権擁護委員協議会に対する支援を行う。 また、市民等に対する人権啓発や人権相談・救済を効果的に行うためには、人権擁護委員との連携は不可欠であるため、京都人権擁護委員協議会と定期的に意見交換や人権擁護委員がさらに活躍できる場の提供を検討するなど幅広く連携・協働を行っていく。 <事業計画> ①継続 人権擁護思想の普及高揚を目的として実施する活動に補助金を交付する。 また、街頭啓発における連携や各種イベントにおける人権擁護委員の活動紹介の実施及び京都人権擁護委員協議会との意見交換会を実施する。	文化市民局 人権文化推進課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
40	人権に関する意識調査の実施	<事業目的> 市民の人権に関する意識調査を実施することにより、今後の人権施策の参考とする。 <事業計画> ③休止 京都市人権文化推進計画に基づく取組の状況を把握するため、5年に1度を目安に実施しているが、平成25年11月に実施しているため、平成27年度は行わない。	文化市民局 人権文化推進課	④
41	京都市人権文化推進懇話会の運営	<事業目的> 人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営する。 <事業計画> ①継続 京都市人権文化推進懇話会を開催する。	文化市民局 人権文化推進課	④
42	人権文化推進会議による庁内の連携充実	<事業目的> 本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。 <事業計画> ①継続 連携の充実に努める。	文化市民局 人権文化推進課	④
43	奨学金返還事務等	<事業目的> 「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」からの提言を着実に推進するとともに、適正な債権の取扱いを確保する。 <事業計画> ①継続 制度見直しの経過を踏まえ、免除制度や返還手続、納入の相談に真摯に丁寧に応じるなど、十分に説明責任を果たすとともに、実態に即した誠意ある対応に努める。 滞納者（所在不明者を含め平成27年1月末日現在39人）については、返還に応じただけのよう、督促状の指定期限後約1年間をかけて4回程度の催告を行うなどの取組を進める。 それでも、なお正当な理由なく返還に応じられない場合は、他の借受者との公平性を確保するため、滞納金額が50万円以上の者（ただし、当面の間は、滞納額が100万円以上の者）を裁判手続の対象とする。 また、京都市奨学金等返還事務監理委員会を定期的（6月、11月頃）に開催し、適正な債権の取扱いを確保する。	文化市民局 人権文化推進課	②
44	「四字熟語人権マンガ」の募集	<事業目的> 難しいイメージで捉えられがちな「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現することにより、市民に様々な人権問題について考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 市内学校等広く周知を図り、応募数の増加に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①
45	「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催	<事業目的> 幅広い市民に対して、人と人との交流の大切さや人権について考える機会を提供することを目的に、ステージでのトークやコンサートを中心としたイベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を開催する。 <事業計画> ①継続 広く周知を図り、応募者の増加に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①
46	ゼスト御池における啓発	<事業目的> 多数の市民が訪れる地下街「ゼスト御池」においてパネル展示を実施する。 <事業計画> ①継続 5月の憲法月間、8月の人権強調月間及び12月の人権月間に実施	文化市民局 人権文化推進課	①
47	柳原銀行記念資料館常設展、特別展等の開催	<事業目的> 人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」において、崇仁地域の歴史や文化、生活資料等を中心とした展示を行い、同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 常設展のほか特別展及び企画展を開催するとともに、研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権課題について啓発を行う。	文化市民局 人権文化推進課	①
48	ツラッティ千本常設展、特別展等の開催	<事業目的> 人権資料展示施設「ツラッティ千本」において、千本地域の歴史や文化、生活資料等を中心とした展示を行い、同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 常設展のほか特別展及び企画展を開催するとともに、研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権課題について啓発を行う。	文化市民局 人権文化推進課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
49	地域総合情報誌への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 京都市内在住者及び京都市内に通勤・通学する人を対象に京都市営地下鉄全駅構内で配架している地域総合情報誌「Leaf mini」に人権啓発記事を掲載することで、幅広い市民に対して人権啓発事業を周知するとともに、人権の大切さについて考えてもらう契機とする。 <事業計画> ①継続 「Leaf mini」の中面1頁に人権啓発記事を掲載	文化市民局 人権文化推進課	①
50	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	<事業目的> 市民・企業という枠を超えて、一人一人が共に社会を生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を発行する。 <事業計画> ①継続 人権について「気づき」、「学ぶ」きっかけとなるよう、写真、イラスト等を活用し、分かりやすく、読みやすい冊子とする。 【実施予定】 5月、12月に各18,000部発行	文化市民局 人権文化推進課	①
51	人権月間ポスターの掲示	<事業目的> 啓発ポスターを市政広報板等に掲示することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図る。 <事業計画> ①継続 12月の人権月間にポスターを作成する。 【実施予定】 人権月間 ポスター作成部数 13,000枚	文化市民局 人権文化推進課	①
52	人権学習教材の配布	<事業目的> 市民の学習教材となるよう、人権啓発冊子等を配布する。 <事業計画> ①継続 人権研修会等において、国等関係機関が作成する人権啓発冊子等を配布する。	文化市民局 人権文化推進課	①
53	スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動	<事業目的> 若年層に対して人権尊重思想の更なる普及を図るために、青少年や地域社会などに大きな社会的影響力を有する地元Jリーグのクラブチームと連携して啓発活動を行う。 <事業計画> ①継続 京都サンガF. C. の公式戦に小学生を招待し、児童と共に啓発物品の配布や人権啓発標語が入った横断幕を提示しながらピッチを進行する。	文化市民局 人権文化推進課	①
54	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	<事業目的> 誰もが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える。 <事業計画> ①継続 京都人権啓発推進会議（事務局:京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集し、応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、啓発資料等に活用する。	文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課	①
55	啓発パネルの作成・貸出し	<事業目的> 人権啓発パネルを貸し出すことにより、局区等が行う人権啓発活動を支援する。 <事業計画> ①継続 人権問題に関する啓発パネルを作成し、局区等の行う人権啓発活動に貸出しを行う。	文化市民局 人権文化推進課	①
56	人権啓発活動補助金の交付	<事業目的> 市民が自主的に行う啓発活動に対し補助金を交付することにより、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させる。 <事業計画> ①継続 費用の2分の1の範囲内で150万円を上限として、補助金を交付する。	文化市民局 人権文化推進課	①
57	京都人権啓発推進会議への参画	<事業目的> 京都府内の自治体や人権擁護委員連合会その他の団体等が一体となって人権啓発を推進するために設置された京都人権啓発推進会議に参画し、府民を対象とする人権啓発事業を実施する。 <事業計画> ①継続 【実施予定】 ポスターコンクール、人権啓発指導者養成研修会、人権強調月間啓発ポスターの掲出、人権強調月間街頭啓発、人権週間ポスターの掲出、人権週間街頭啓発	文化市民局 人権文化推進課	④

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
58	京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	＜事業目的＞ 京都府内の人権啓発の連携・調整を目的として設置された京都人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進する。 ＜事業計画＞ ①継続 【実施予定】 会議の開催（4回）、スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動、人権の花運動、人権週間街頭啓発等	文化市民局 人権文化推進課	④
59	人権に関する情報の職員への提供	＜事業目的＞ 全ての職員が人権問題について高い見識の下に、人権文化の構築に積極的に取り組めるよう支援する。 ＜事業計画＞ ①継続 人権問題に関する情報誌などを提供する。 【実施予定】 5月の憲法月間及び12月の人権月間人権情報誌を各所属へ配布	文化市民局 人権文化推進課	④
60	インターネットによる企業向け人権啓発講座開催案内・講演録等の発信	＜事業目的＞ インターネットによる情報発信を行い、広く効果的な人権啓発に努める。 ＜事業計画＞ ①継続 企業向け人権啓発講座開催案内、講演録、企業向け人権クイズ等、インターネットによる情報発信を行い、広く効果的な人権啓発に努める。	文化市民局 人権文化推進課	①
61	企業に対する人権問題の解決に向けた取組の依頼	＜事業目的＞ 公正な採用選考の呼び掛け等を行う啓発文書を企業に提供することにより、企業内における人権啓発に関する取組の支援を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 啓発文書を市内所在企業・事業所約6,000箇所に送付する。	文化市民局 人権文化推進課	①
62	企業向け人権啓発冊子の配布	＜事業目的＞ 企業内における研修の実施等、人権啓発に関する取組の支援を行う。 ＜事業計画＞ ①継続 国等関係機関が作成する企業向け人権啓発冊子等を提供するとともに、ホームページ掲載の企業向け人権クイズの活用を促す。	文化市民局 人権文化推進課	①
63	企業向け人権啓発講座の開催	＜事業目的＞ 企業向けに人権啓発講座を開催し、人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促す。 ＜事業計画＞ ①継続 近年の社会情勢と企業のニーズを捉えながら、新しい課題も採り入れた毎回異なるテーマと内容で、年10回程度開催する。	文化市民局 人権文化推進課	①

産業観光局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 海外観光宣伝 （「Kyoto Official Travel Guide」での 情報発信）	＜事業目的＞ ますます多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報を提供するため、引き続き、外国人旅行者向け京都観光ウェブサイト「Kyoto Official Travel Guide」において、多言語での情報発信に取り組む。 ＜事業計画＞ 平成26年度に機能強化を行った「Kyoto Official Travel Guide」において、13言語（英語、フランス語、中国語（簡体字・繁体字）、ハングル、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、アラビア語、トルコ語、タイ語、マレー語、ロシア語）での情報発信を行う。	産業観光局 観光MICE推進室	②
2	【新規】 観光案内標識の整備	＜事業目的＞ 国内外の観光客が周辺の観光資源をじっくり歩いて楽しむための多言語表記の観光案内標識の整備に取り組む。 ＜事業計画＞ 平成23年9月に取りまとめた「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進めている。	産業観光局 観光MICE推進室	②
3	【新規】 ユニバーサルツーリズムの推進	＜事業目的＞ 年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが楽しむことができる京都観光の実現を図る。 ＜事業計画＞ ホームページにて観光モデルコースや観光関連施設のバリアフリー情報を紹介するとともに、ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュによる無償の個別相談を行う。また、モデル地域において車いすレンタル制度を開始し、観光客への車いすの無料貸出を実施する。	産業観光局 観光MICE推進室	②
4	【新規】 海外新規市場開拓 （ムスリム観光客の受入環境整備）	＜事業目的＞ ムスリム（イスラーム教徒）観光客に快適で満足度の高い京都観光をしていただくため、ムスリムの宗教上の習慣（食事、礼拝等）にも配慮した受入環境整備を推進する。 ＜事業計画＞ ムスリム観光客向けウェブサイト（英語、アラビア語、トルコ語、マレー語）の内容充実、ハラール対応可能な施設の拡大等により、受入環境整備に取り組む。	産業観光局 観光MICE推進室	②
5	【新規】 観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進	＜事業目的＞ 日本とは異なる文化、風習を持つ外国人観光客等について理解を深めていただけるよう、関係団体と連携し、外国人観光客と観光事業者が互いに尊重し合う、誰もが安心して楽しく観光できる、やさしさあふれる、おもてなしのまちづくりを進めることで、「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指す。 ＜事業計画＞ 観光事業者が外国人観光客等についての理解を深めていただけるよう、関係団体と連携し「京都観光経営学講座」を始め、様々な機会を通じて取組を推進する。	産業観光局 観光MICE推進室	①
6	インターネットを活用した情報の発信	＜事業目的＞ インターネットにより広く情報を提供し、企業の取組の支援を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 企業に対してCSR（企業等の社会的責任）に関する諸情報を提供する。	産業観光局 中小企業振興課	①
7	講座の開催	＜事業目的＞ 企業が直面する人権課題を取り上げ講座を開催することで、企業の人権に関する取組の支援を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 企業ニーズを捉え、最新の課題も採り上げながら、CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの講座を開催する。	産業観光局 中小企業振興課	①
8	ビデオ等の貸出し（人権啓発サポート制度）	＜事業目的＞ 人権に関するビデオを貸し出すことで、情報を提供し、企業の取組の支援を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの視聴覚教材の整備拡充などに努める。	産業観光局 中小企業振興課	①

保健福祉局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 京都動物愛護センター （仮称）における京都市職員の研修	＜事業目的＞ 職員の人権意識を高める。 ＜事業計画＞ 5月の憲法月間と12月の人権月間を中心に研修会を実施する予定である。	保健福祉局京都動物愛護センター（仮称）担当課	①
2	【新規】 障害者差別解消法の周知・啓発事業	＜事業目的＞ 障害者差別解消法の平成28年4月1日施行に向けて、本市における対応マニュアルを策定するとともに、行政機関、民間事業者及び市民の方々を対象に、法の内容の周知及び障害に関する正しい知識の普及啓発を行う。 ＜事業計画＞ ○周知・啓発パンフレットの作成 ○行政機関等の職員、相談員等を対象にした対応マニュアルの整備 ○啓発シンポジウムの開催	保健福祉局 障害保健福祉推進室	①④
3	【新規】 障害者地域生活支援拠点運営事業	＜事業目的＞ 障害のある方の高齢化・重度化や「親なき後」も、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの利用等様々な支援を切れ目なく提供できるための相談体制を構築する。 ＜事業計画＞ 平成27年度は「障害者24時間相談体制構築モデル事業」として、1箇所の障害者地域生活支援センターに「障害者地域生活支援拠点」を設置し、土日祝日等の開所を行う。また、深夜・早朝等の時間帯における相談体制を確保するための24時間相談受付の専用電話を設置する。	保健福祉局 障害保健福祉推進室	③
4	みやこユニバーサルデザインの推進	＜事業目的＞ ユニバーサルデザインの考え方を京都の生活文化に取り入れた、全ての人が暮らしやすい社会環境づくりを「みやこユニバーサルデザイン」と位置付け、その推進を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 ・審議会の開催 ・みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 ・ユニバーサル上映補助 ・映画館におけるユニバーサル上映の促進 ・ユニバーサルデザイン消費者啓発の実施 ・人にやさしいサービス宣言事業の実施 ・冊子「UDアイデア・ヒント集」の発行 ・みやこユニバーサルデザイン普及啓発 （アドバイザー派遣、既存イベントとの連携した周知活動、みやこUD推進主任連絡会議、庁内普及啓発等）	保健福祉局 保健福祉総務課	①
5	ほほえみ交流活動支援事業	＜事業目的＞ 障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出する。 ＜事業計画＞ ①継続 手話や車いすなどの障害体験講習会など障害や障害のある人の理解促進を図る福祉教育・啓発事業を学校・児童館等と協働で実施する障害者団体に対して、開催経費等の助成や側面的支援を行うことにより、障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出する。	保健福祉局 保健福祉総務課	①②
6	心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集	＜事業目的＞ 障害のある人となない人との相互理解を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。また、応募のあった作品を、ほほえみ広場等で展示・紹介し、障害のある人の理解促進を図る。	保健福祉局 保健福祉総務課	①
7	補助犬啓発事業	＜事業目的＞ 視覚・聴覚・肢体障害のある人の日常生活を支援し、社会参加を促進する。 ＜事業計画＞ ①継続 市民の理解を深め、同伴できる民間施設等の拡大を図るための啓発を行う。また、補助犬に関する相談窓口を設置する。	保健福祉局 保健福祉総務課	①②

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
8	障害者の就労支援対策	<事業目的> 障害のある人が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要である。そのため、「福祉」、「教育」、「企業」の融合・連携を図り、総合的視点から障害のある人の就労支援を推進する。 <事業計画> ①継続 障害者就労支援プロモーターが障害福祉施設利用者及び支援者を対象とした研修会や企業を対象とした障害者雇用企業見学会等を実施する。 また、「京都市障害者就労支援推進会議」及びその部会を開催し、関係機関・団体等と協働して、取組を進める。 さらに、障害のある人を対象に実施する京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、取組を継続しながら、一般就労のためのより効果的な手法の確立を図る。 加えて、障害者雇用に意欲のある企業を対象にアドバイザーの派遣や備品購入の費用を助成する制度を実施する他、具体的な雇用計画の検討に至らない企業等を対象に、連続研究会を実施する。 長期的な定着支援については、京都市域における職場定着支援の中核として、本市独自に「京都市障害者職場定着支援等推進センター」を設置し、就業先の職場訪問などによる職場定着支援の強化と長期的な定着状況の把握、一般就労者に対する仲間づくり支援などの事業を、京都障害者就業・生活支援センターと一体的な連携を図りながら実施し、一般就労者の長期就労をサポートする環境を整備する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①④
9	障害者虐待防止対策事業	<事業目的> 障害者虐待の防止、早期発見のため、関係機関との協力体制・支援体制を強化し周知・啓発に取り組むことにより、障害者虐待の防止及び障害のある人や養護者への支援を促進し、障害のある人の権利利益を擁護する。 <事業計画> ①継続 1 協力体制づくり及び障害者虐待対応に関する事例検討 京都市障害者地域自立支援協議会において、虐待防止、早期発見、早期対応のための協力体制づくりや虐待事例に関する検討を行う。 2 支援体制の強化 行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制を強化する。 3 周知・啓発 リーフレットの配布やシンポジウム等の開催により、養護者やサービス事業者、地域住民に対し虐待に該当する行為や通報義務について周知し、虐待防止や早期発見を促進する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
10	ほほえみ広場の開催	<事業目的> 障害のある人もない人も、すべての人が日々の暮らしの中で、いきいきとした人生を築くことのできる社会を目指し、障害のある人に対する正しい理解と認識を一段と深めるとともに、自立の促進と障害者福祉の増進を図る。 <事業計画> ①継続 障害のあるひとともないひとと共に交流できる催しである「ほほえみ広場」を開催することにより、障害の有無にかかわらない共生社会の実現を促進する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①
11	点訳・音訳・手話・要約筆記ボランティア等養成	<事業目的> 視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。 <事業計画> ①継続 点訳・音訳奉仕員養成講座 手話奉仕員養成講座 手話通訳者養成事業 要約筆記者養成事業 盲ろう通訳介助員養成事業	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
12	障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実	<事業目的> 身体障害者の社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進する。 <事業計画> ①継続 身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力のもとに、法律相談、結婚相談、住環境相談等の相談事業を行う。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
13	知的障害者専門相談事業	<事業目的> 在宅の知的障害のある人の、自主的な社会活動を育成・支援する。 <事業計画> ①継続 在宅の知的障害のある人が抱える、法律や人権等に関わる専門的な相談に応じて、それぞれの分野の専門家が法的助言・相談等を行う。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
14	障害者相談員設置事業	<事業目的> 身体・知的・精神（発達障害を含む。）の3障害対応の障害者相談員が、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図る。 <事業計画> ①継続 身体・知的・精神（発達障害を含む。）の3障害対応の京都市障害者相談員を設置し、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かし、同じ背景を持つ立場で、相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、助言その他の必要な援助等を実施していく。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
15	手話通訳者、要約筆記者の派遣	<事業目的> 聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にする。 <事業計画> ①継続 手話通訳者・協力員及び要約筆記者を派遣し、意志伝達手段を確保する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
16	聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実	<事業目的> ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。 <事業計画> ①継続 身体障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れ、また、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な施策を実施する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
17	身体障害者障害別体育大会の開催	<事業目的> スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害のある人の自立支援と積極的な社会参加を促進する。 <事業計画> ①継続 肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
18	知的障害者スポーツ大会の開催	<事業目的> 障害者スポーツの一層の発展を図ると共に、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加を推進する。 <事業計画> ①継続 知的障害者のボーリング大会を実施する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
19	全国車いす駅伝競走大会の開催	<事業目的> 障害のある人の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深める。 <事業計画> ①継続 全国の身体障害者を対象とする車いす駅伝競走を開催する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
20	いきいきハウジングリフォーム事業	<事業目的> 重度障害のある人が住み慣れた家での生活を暮らしやすくし、また、介護する人の負担を軽くする。 <事業計画> ①継続 住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
21	京都市ハンディマップの情報提供	<事業目的> 障害のある人の社会参加の促進を図る。 <事業計画> ①継続 「京都市ハンディマップ(平成23年3月改訂版)」を希望者に配付する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
22	京都市障害者雇用促進啓発事業	<事業目的> 障害のある人の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある人に対する理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進する。 <事業計画> ①継続 障害者雇用促進月間について、「京都高齢・障害者雇用支援センター」と連携した取組を進める。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①
23	精神科救急医療システム	<事業目的> 精神障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための体制を確保する。 <事業計画> ①継続 休日、夜間において病状が急変した時に相談し、状況に応じた適切な医療を速やかに受けるための体制を確保する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	③
24	自動車運転免許取得助成	<事業目的> 身体障害者の自立と社会参加を図る。 <事業計画> ①継続 自動車運転免許(第1種普通免許)を取得する費用を助成する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
25	自動車改造費助成	<事業目的> 身体障害者の自立と社会参加を促進する。 <事業計画> ①継続 重度の身体障害者が自ら所有し運転する自動車を、障害状況に応じて改造する場合の費用を助成する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
26	重度障害者タクシー料金助成	<事業目的> 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。 <事業計画> ①継続 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成する。 1 対象者 次のいずれかに該当する障害があり、市バス・地下鉄の福祉乗車証の制度を利用していない方（福祉乗車証との選択制） (1) 身体障害者手帳（１・２級）の交付を受けている方 (2) 療育手帳（Ａ判定）の交付を受けている方 (3) 精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている方 2 助成額 １枚につき５００円の助成（１，０００円以上乗車の場合に限り２枚まで使用可能）で、月４枚年間４８枚の利用券を交付する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
27	障害者情報バリアフリー化支援事業	<事業目的> 障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。 <事業計画> ①継続 障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用できるための支援を行う。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
28	市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	<事業目的> 社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある人の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。 <事業計画> ①継続 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付する。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	②
29	こころのふれあい交流サロンの運営	<事業目的> 精神障害のある人の地域交流や社交の場を確保するとともに、精神障害に関する地域啓発を推進する。 <事業計画> ①継続 精神障害のある人が地域で安心して過ごせる場や地域住民との交流を図れる場を確保するとともに、定期的にサロン担当者との懇談会を開催することで、各サロン同士の連携を深め、サロン運営の更なる充実を図る。 平成２６年度４月から、障害者地域生活支援センターに併設されたサロンを機能強化型サロンとして２箇所設置し、当該サロンから他のサロンに専門職を派遣するなど、サロン利用者の相談にも積極的に対応している。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①③
30	障害者地域生活支援センター運営事業、基幹相談支援センター運営事業	<事業目的> 障害のある人やその家族等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供）等の相談支援を行う。また、障害理解の普及・啓発や権利擁護の取組等を行う。 <事業計画> ②改善 市内５つの障害保健福祉圏域ごとに３箇所ずつ、３障害（身体・知的・精神障害）対応型の障害者地域生活支援センターを設置し、相談支援を行う。また、同圏域ごとに１箇所ずつ、障害者地域生活支援センターを基幹相談支援センターとしても設置し、相談支援実施の後方支援を行うとともに、障害理解の普及啓発や権利擁護の取組等を行う。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	①③
31	ホームレスの自立の支援等	<事業目的> 個々の状況に応じた丁寧で粘り強い支援に取り組むことにより、ホームレスの自立を支援する。 <事業計画> ①継続 ・相談員がホームレスの起居する場所等を訪問し、日常生活上及び健康上の相談・援助等を行う「ホームレス訪問相談事業」を引き続き実施する。 ・職と住まいを同時に失った者等に対応するため、市内の旅館を借り上げ宿泊場所の提供を行う「ホームレス緊急一時宿泊事業」を引き続き実施する。 ・直ちにフルタイムでの就労が困難な施設利用者等を対象に、職業訓練的な職の情報収集及び情報提供、事業者向け説明会の開催や啓発活動を行う「ホームレス能力活用推進事業」を引き続き実施する。 ・多重債務等、法的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスに対する「ホームレス無料法律相談事業」を引き続き実施する。	保健福祉局 地域福祉課	②

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
32	福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行	<事業目的> 福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。 <事業計画> ①継続 「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムを活用し情報誌を発行する。	保健福祉局 地域福祉課	②
33	ボランティアに関する各種講座の開催	<事業目的> 福祉ボランティアに係る人材を養成する。 <事業計画> ①継続 「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催する。	保健福祉局 地域福祉課	②
34	ひとり親家庭等医療費支給事業	<事業目的> ひとり親家庭等の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。 <事業計画> ①継続 母子家庭の児童とその母親及び父子家庭の児童とその父親並びに父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり）	保健福祉局 地域福祉課	②
35	子ども医療費支給事業	<事業目的> 子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。 <事業計画> ②改善 小学6年生までの子どもに対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給する。（所得制限なし） ※平成27年9月(予定)から対象を中学校3年生までに拡大する。	保健福祉局 地域福祉課	②
36	老人医療費支給事業	<事業目的> 高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図る。 <事業計画> ①継続 所得税非課税世帯に属する方又は寝たきり・一人暮らし・老人世帯に該当する方に対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給する。（所得制限あり） ※平成27年4月（予定）から一部負担金の割合を変更し、平成27年8月(予定)から対象要件を見直す。	保健福祉局 地域福祉課	②
37	重度心身障害者医療費支給事業	<事業目的> 重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。 <事業計画> ①継続 1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方等に対し、医療保険の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり）	保健福祉局 地域福祉課	②
38	重度障害老人健康管理費支給事業	<事業目的> 重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。 <事業計画> ①継続 京都市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者で、1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方に対し、後期高齢者医療の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり）	保健福祉局 保険年金課	②
39	「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布	<事業目的> 外国人に対して国民健康保険制度の周知を図る。 <事業計画> ①継続 外国人向けに解説した冊子（英語、中国語、ハングル、日本語併記）を作成し、市内の各大学、国際交流会館及び各区役所・支所で配布する。 2年に一度作成しており、27年度においては、8,000部を作成する予定である。	保健福祉局 保険年金課	②
40	里親支援事業	<事業目的> 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進など、里親に対する支援を総合的に推進する。 <事業計画> ①継続 [普及啓発、研修] 里親経験者による講演会や里親制度の説明会等の実施、制度に関するパンフレットの整備、公共交通機関や広報誌によるPR活動、養育里親、専門里親研修の実施。 [里親家庭への支援] 里親家庭への訪問相談。相互交流の支援。家事養育支援。	保健福祉局 児童家庭課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
41	子ども支援センターの運営	<事業目的> 「京都市未来こどもはぐくみプラン」に掲げる子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支えあう子育て支援の風土作りのための、行政区レベルにおけるネットワークの拠点を構築する。 <事業計画> ①継続 子ども支援センターにおける相談受付件数が増加している状況を踏まえ、子どもと家庭に関する様々な相談に対し、子育て情報の提供から、相談室や家庭訪問、関係機関との連携による個別処遇まで、相談内容に応じ、より適切な対応を行えるよう取り組んでいく。	保健福祉局 児童家庭課	③
42	地域子育てステーションの設置	<事業目的> 「京都市未来こどもはぐくみプラン」の重点施策と位置付け、身近な地域における子育て支援に関わる相談・ネットワークの拠点として保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」として指定している。 <事業計画> ②改善 これまでは、市内175箇所のステーションにおいて、引き続き、子育て相談や子育て講座の開催、園庭開放及び育児に関する情報提供等の事業に取り組んできたが、より一層の取組の充実を図るため、すべての児童館・保育園（所）をステーション事業実施施設とするとともに、「地域（小学校通学区）の子育てネットワークづくり」、「ネットワークを活用した子育て支援の地域展開」を新たな役割として加える。 なお、事業担当者に対する子育て支援等に関する研修は、継続して実施する。	保健福祉局 児童家庭課 保育課	③
43	京都子どもネットワーク連絡会議	<事業目的> 子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等が連携し、情報交換や様々な活動を行い、子どもの健全育成・子育て支援の取組を進めていく。 <事業計画> ②改善 全体会議 1～2回 （27年度以降、京都市未来こどもはぐくみプランの進ちょく管理は、「京都市子ども・子育て会議」でおこなう。） 京都やんちゃフェスタ第2部作業部会 2回	保健福祉局 児童家庭課	④
44	児童虐待防止に係る広報啓発	<事業目的> 児童虐待の早期発見及び通告義務について啓発する。 <事業計画> ①継続 昨年度までの実績を踏まえ、ポスター掲示やチラシ配布場所の拡大を検討するなど、より効果的な市民啓発を行えるよう取り組んでいく。	保健福祉局 児童家庭課	①
45	京都はぐくみ憲章の推進	<事業目的> 平成19年2月に制定した「京都はぐくみ憲章」を普及啓発し、憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指す。 <事業計画> ①継続 「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指して、市民団体等の実践行動とも協調した市民との共汗の取組を進め、憲章の更なる普及促進を図る。また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年4月施行）に基づき、「推進協議会」の開催や毎年の取組目標である「行動指針」の策定、「実践推進者表彰」の実施、「憲章の日」（毎年2月5日）を契機とした啓発活動等を通じて、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進していく。	保健福祉局 児童家庭課 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
46	「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践	<事業目的> 子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。 <事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、少子化など保育所を取り巻く実態や地域のニーズなどを十分に把握したうえで、保育所ごとに策定する保育計画・指導計画によって、「保育の主体は子どもである」という視点に立って、子どもの自主性、意欲を喚起し、子ども自身が選択することを重視した保育、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
47	障害のある児童の保育の充実	<事業目的> 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権大切に心育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 <事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
48	幅広い地域からの入所と交流	<事業目的> 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 <事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
49	男女の共生を進める保育の推進	<事業目的> 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 <事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように、配慮する保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
50	異文化を持つ人との共生を進める保育の推進	<事業目的> 自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 <事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
51	地域の保護者・児童の自立の支援等	<事業目的> 家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について、子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。 <事業計画> ①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、地域社会との交流や連携を図り、一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、援助を行っていく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
52	地域子育て支援事業の拡充	<事業目的> 保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組むため、新「京・子どもいきいきプラン」の重要施策である「子どもネットワーク」の地域レベルのネットワークとして事業を実施。 <事業計画> ①継続 昨年度実施した各保育所での子育て講座等の実績を踏まえ、出産後の子育て不安を抱く夫婦に様々な講座や体験教室を開くことにより、継続して子育ての不安の軽減を図っていく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
53	子育て学習会・子育て講演会の開催	<事業目的> 子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図る。 <事業計画> ①継続 子どもの人権、児童虐待、障害のある子どもの保育など、人権に関わる問題について学習機会を提供する。昨年度の研修の実績を踏まえ、アンケートや参加人数により今後更に充実させるべく内容を吟味していく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
54	保護者会活動の支援	<事業目的> 子どもを慈しみ育むために、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つような事業を実施する。 <事業計画> ①継続 育児講座や親子の集いなど、継続して保護者会活動の支援を行っていく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
55	保育所に関する外国語パンフレット等の配布	<事業目的> 本市に在住する外国人の方に、保育所や昼間里親等に関する情報を効果的に発信する。 <事業計画> ①継続 本市に在住し、保育所、昼間里親への入所を希望する外国人の方向けに、保育所制度や入所手続等を説明した外国語版「保育所入所申込みのご案内」（5箇国語）を配布する。 また、福祉事務所での窓口業務や保育所、昼間里親での保育の際に、外国人の保護者、児童と円滑なコミュニケーションが図れるよう外国語版「保育所ガイドブック」（5箇国語）を活用する。	保健福祉局 保育課	②

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
56	保育所職員研修	<事業目的> 「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進する。 <事業計画> ①継続 把握、分析、処理する力、業務に対する意欲、専門的な知識や技術、広い視野と豊かな人間性を持つ職員を育成する。 昨年度の研修の実績を踏まえ、「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を職員が保育所において実践できるように、今年度も保育課主催・保育所内部での自主研修・保育所への講師の派遣など様々な方法により研修を実施する。	保健福祉局 保育課	④
57	児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施	<事業目的> 児童虐待防止等に関する活動を効果的に行う。 <事業計画> ①継続 教職員、施設職員、民生・児童委員等の関係機関職員を対象として、児童虐待の早期発見・早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう専門的な研修を実施する。	保健福祉局 児童福祉センター	④
58	「子ども虐待SOS専用電話」による通告・相談受付	<事業目的> 児童虐待に対して迅速かつ的確に対応する。 <事業計画> ①継続 児童虐待に関する通告や相談などを専用電話（TEL801-1919）により、夜間・休日を含め24時間受け付ける。	保健福祉局 児童福祉センター	③
59	児童虐待防止ホームページによる情報提供	<事業目的> 虐待の未然防止と早期解決を図る。 <事業計画> ①継続 虐待をしてしまいそう、してしまったと悩む保護者が、インターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自身の問題解決の一助とするとともに、虐待を知った市民の本市への通告方法等についての情報提供を行う。	保健福祉局 児童福祉センター	③
60	児童虐待に関する職員の専門性の向上	<事業目的> 虐待ケースの処遇の向上を図る。 <事業計画> ①継続 児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている虐待家庭の支援等をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行う。	保健福祉局 児童福祉センター	④
61	児童相談所の体制強化	<事業目的> 近年、増加傾向にある児童虐待に係る相談・通告に対し迅速かつ適切な対応を行うとともに、対応後のフォローを含めて一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所及び第二児童相談所の機能充実を図る。 <事業計画> ②改善 児童相談所及び第二児童相談所においては、これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司を配置するなど、増加する児童虐待に係る相談や通告に対応してきた。 平成27年度においては、虐待家庭に対する支援の大きな課題となっている家族再統合に向けた取組の一環として、民間団体等が行ってきた心理療法の手法を盛り込んだ様々な保護者支援プログラムを実施し、児童相談所における保護者支援機能を強化する。	保健福祉局 児童福祉センター	④
62	～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業	<事業目的> 認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援に対応するため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進める。 <事業計画> ①継続 平成26年度に作成した、認知症の状態に応じた適切な医療と介護サービス提供の流れが誰でも分かる「京都市版認知症ケアパス」の普及・啓発を行い、医療と介護の連携の一層の推進を図り、認知症対策の取組を推進する。 また、認知症徘徊高齢者に対する支援策について、地域におけるネットワークづくりを促進するとともに、行方不明発生時における関係機関との調整を進める。 更に、若年性認知症対策についても、障害保健福祉施策と連携し、支援機関の連携・協力体制の確立・強化に向けて具体的な取組を検討する。	保健福祉局 長寿福祉課	④
63	京都市高齢者虐待シエルター確保事業	<事業目的> 虐待シエルター確保事業を実施し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。 <事業計画> ①継続 介護保険の要介護認定で要支援又は非該当（自立）と認定され、施設サービスを利用できない高齢者等が、一時的に虐待から逃れるための居室の確保を図る。	保健福祉局 長寿福祉課	②
64	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業	<事業目的> 言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。 <事業計画> ①継続 外国語によるコミュニケーションが可能な支援員による訪問・支援活動等を行う団体に助成金を交付する。	保健福祉局 長寿福祉課	③

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
65	高齢者虐待防止事業	<事業目的> 高齢者が住み慣れた地域において、尊厳が保たれ、安心して生活できる地域社会の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 高齢者虐待の防止を目的として、一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成、講演会の開催を行うとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する研修を実施する。	保健福祉局 長寿福祉課	①
66	認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業	<事業目的> 高齢者が、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを行う。 <事業計画> ①継続 認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法等を学び、地域や職域などで認知症高齢者や家族などを見守る「認知症あんしんサポーター」や、同講座の講師となる「認知症あんしんサポートリーダー」を養成するとともに、同講座の修了者を対象とした、認知症や介護に関する知識等の更なる向上を図る一歩前進のための「認知症サポーターアドバンス講座」を実施する。 また、認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他支援を行う「認知症サポート医」を養成するとともに、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施する。	保健福祉局 長寿福祉課	①
67	京都市成年後見支援センターの設置・運営	<事業目的> 認知症高齢者等が増加する中で、一層高まる成年後見制度の需要に対応するため、制度を必要とする方々の相談からその利用までの一貫した支援を行う。 <事業計画> ①継続 長寿すこやかセンター内に設置した「京都市成年後見支援センター」において、成年後見制度に関する相談や利用に至るまでの支援を行う。	保健福祉局 長寿福祉課	②
68	京都市居住支援協議会	<事業目的> 高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。 <事業計画> ①継続 高齢者の入居が可能な「すこやか賃貸住宅」や、高齢者の住まい探しに協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」の情報発信を行うほか、高齢者が抱える住まいに関する不安や疑問に応える「高齢者の住まいの相談会」の定期開催等の取組を行う。	保健福祉局 長寿福祉課 都市計画局 住宅政策課	③
69	市民後見人の養成	<事業目的> 認知症高齢者等の増加による成年後見制度利用者の増加に伴い、不足が見込まれる後見人を確保する。 <事業計画> ①継続 後見人の確保に資するとともに、後見人不足の解消により制度利用が促進されることから、家庭裁判所や弁護士会、大学等の各関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成及び活用を進める。	保健福祉局 長寿福祉課	②
70	敬老乗車証の交付	<事業目的> 高齢者の生きがいづくりや介護予防に役立てる。 <事業計画> ①継続 高齢者が、さまざまな社会活動に参加し、生きがいづくりや介護予防に役立てていただけるよう、70歳以上の高齢者に敬老乗車証を交付する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
71	シルバー人材センターへの助成	<事業目的> 概ね60歳以上の高齢者に対し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業を提供することにより、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図る。 <事業計画> ①継続 高齢者の経験や能力を活かせる臨時的かつ短期的な仕事を提供する「シルバー人材センター」への支援を行うことで、高齢者の積極的な社会参加を図っていく。	保健福祉局 長寿福祉課	②
72	老人福祉センターの運営	<事業目的> 高齢者の健康で明るい生活を支援する。 <事業計画> ①継続 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、各種の相談に応じる。	保健福祉局 長寿福祉課	②
73	老人いこいの家の設置	<事業目的> 高齢者が安寧な毎日が送れるよう、静かで快適な環境を提供する。 <事業計画> ①継続 老人いこいの家を設置し、高齢者の憩いと静養の場を確保する。	保健福祉局 長寿福祉課	②

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
74	老人クラブへの活動費補助	<事業目的> 老人クラブ（すこやかクラブ京都）の多彩な活動を支援し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実を推進する。 <事業計画> ①継続 同一地域内に住む概ね60歳以上の方が集まり、社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動を行う老人クラブに対し、活動費の一部を補助する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
75	老人クラブハウスへの助成	<事業目的> 高齢者の生きがいづくりの充実を図る。 <事業計画> ①継続 高齢者の集会、クラブ活動及び慰安の場として、高齢者の生きがいを高めるために設置された老人クラブハウスに対し助成する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
76	老人スポーツの普及事業	<事業目的> 高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、老人スポーツの普及振興を図る。 <事業計画> ①継続 各区において老人スポーツの普及事業を1年を通じ実施する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
77	高齢者・障害者権利擁護推進事業	<事業目的> 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築する。 <事業計画> ①継続 「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関連団体の連携の在り方等について検討を行い、また、市民や介護職員等への啓発を行うなど、高齢者・障害者の権利擁護対策の推進を図る。 昨年度の実績を踏まえ、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」、成年後見セミナー、高齢者虐待に関する研修及び講演等の開催により、関係団体との連携を密にし、今後、より一層の市民啓発を図っていく。	保健福祉局 障害保健福祉 推進室 長寿福祉課	②
78	市民すこやかフェアの開催	<事業目的> 市民が気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会の提供を図る。 <事業計画> ①継続 高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民が、スポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」を考える契機となるイベントとして開催する。	保健福祉局 長寿福祉課	①
79	老人の日記念行事を通じた取組	<事業目的> 広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める。 <事業計画> ①継続 多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うための取組を実施する。	保健福祉局 長寿福祉課	①
80	ねんりんピックへの選手派遣	<事業目的> 京都市における高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進等を図る。 <事業計画> ①継続 健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与する全国健康福祉祭に京都市代表選手団を派遣する。	保健福祉局 長寿福祉課	①
81	介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布	<事業目的> 外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深める。 <事業計画> ①継続 介護保険制度のしくみ等を説明したパンフレットの外国語版（英語、中国語、ハングル、日本語併記）及び点字版を配布する。	保健福祉局 介護保険課	②

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
82	くらしとこころの総合相談会	<事業目的> 自殺の危機に直面している人たちが、精神疾患等の問題だけではなく、経済的問題、雇用問題、家庭問題等、様々な問題を同時に抱えていることを踏まえ、定期的に相談会を開催し、自殺予防に係る一人一人の事情に応じた支援を行う。 <事業計画> ①継続 ○定例相談 日時：平成27年4月から平成28年3月まで 原則：毎月第4火曜日 午後2時～午後7時 会場：（予定）京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都 ○土曜相談 日時：平成27年9月12日（土）午後1時～午後5時 会場：京都市呉竹文化センター 日時：平成27年12月12日（土）午後1時～午後5時 会場：京都市東部文化会館 日時：平成28年3月12日（土）午後1時～午後5時 会場：京都市北文化会館 相談内容 会場でお話を傾聴し、今後の暮らしやこころのあり方等を一緒に考える機会とする。 （1）くらしの相談（弁護士・司法書士） （2）こころの健康相談（心理士・僧侶） （3）職場、子育て、家庭、健康問題での悩み事相談（京都産業保健総合支援センター職員等、保健師） （4）自死遺族相談（自死遺族サポートチーム） ※ 一人につき概ね45分程度 ※ 相談料は無料	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
83	講演会及びシンポジウムの開催	<事業目的> 市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者、自殺に関する問題への理解を深めてもらう。 <事業計画> ①継続 精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、講演会、シンポジウム、共同作業所等の作品の展示等を実施し、市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解を深めてもらう。	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
84	精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供	<事業目的> 精神保健福祉について、市民や医療機関に啓発する。 <事業計画> ①継続 精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワーク等に随時貸出ししていく。	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
85	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援	<事業目的> ①市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促す。 ②精神に障害を持つ方に関する市民への啓発活動 ③精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行う。 <事業計画> ①継続 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会の下記の活動を支援することにより、精神保健福祉に関する啓発活動等に取り組む。 ○講演会や講座の開催 ○幹事会 ○通信の発行	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
86	精神障害者法律相談	<事業目的> 精神に障害のある方の人権を擁護し、地域社会における自立、社会参加を支援する。 <事業計画> ①継続 法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、京都弁護士会に委託して毎月2回、弁護士及び相談員による法律相談を行う。	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
87	精神保健福祉相談事業	<事業目的> 市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じる。 <事業計画> ①継続 電話相談及び来所相談を実施する。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
88	精神障害者訪問指導事業	<事業目的> 精神に障害のある市民を援助する。 <事業計画> ①継続 各保健センター・支所の精神保健福祉相談員・保健師が中心となって、精神に障害のある市民の家庭の訪問活動を強化し、本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行っていく。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
89	精神障害者社会復帰相談指導事業	<事業目的> グループ活動等を通じて、精神に障害のある方の社会復帰及び就労準備等の促進を図る。 <事業計画> ①継続 各保健センター・支所において、毎月3回の相談指導事業を実施する。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
90	京都市精神障害者社会適応訓練事業	<事業目的> 精神に障害を持つ市民が本格的に就労する際に必要となる能力（集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力など）を養い、就労を通じた社会参加と生活の自立を目指す。また、精神に障害を持つ訓練生に対する理解を深める。 <事業計画> ①継続 精神に障害を持つ市民を対象として、精神の障害に対して一定の理解を持った一般の協力事業所に通い、作業等に取り組んでもらう。また、同時に一般に広く協力事業所を募り、定期的に事業主向け研修を行う。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
91	こころのふれあいネットワークの構築	<事業目的> 精神保健福祉施策への市民参加を促進する。 <事業計画> ①継続 関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、保健センターにおける地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動の充実を図る。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	④
92	こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加	<事業目的> 市民が気軽に参加できる催しを通じて、精神障害について考える機会の提供を図る。 <事業計画> ①継続 精神障害について市民への啓発を行うために、区民ふれあいまつりなどの交流イベント等を活用し、様々な地域啓発活動を推進する。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	①
93	機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行	<事業目的> 精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をする。 <事業計画> ①継続 各種の冊子、パンフレットの発行を行う。 ・センター機関紙「こころここ」の発行 ・こころの健康に関するリーフレットの発行	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
94	精神保健福祉相談員及び関係職員の研修	<事業目的> 保健センター・福祉事務所・教育機関等の職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、業務を実施することができるよう研修会等を実施する。 <事業計画> ①継続 関係職員を対象とした研修会や講演会の開催	保健福祉局 こころの健康増進センター	④
95	こころのふれあいネットワークによる学習会の実施	<事業目的> 精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発を目的とする。 <事業計画> ①継続 こころのふれあいネットワークの活動として、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催する。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	①
96	精神障害者バレーボール京都市大会の開催	<事業目的> 精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進する。 <事業計画> ①継続 精神障害者バレーボール京都市大会実行委員会に委託して、以下のとおり開催する。 平成27年12月17日 10:00～ 京都島津アリーナ 京都市内の施設に練習の拠点を置く精神障害者バレーボールチームを参加対象とする。	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
97	精神障害者地域移行・地域定着支援事業の地域移行支援連絡会への参画	<事業目的> 精神科病院に入院している精神に障害のある市民が本人の意向に即して、地域で充実した生活ができるよう、精神科病院から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援をする。 <事業計画> ①継続 行政、精神科病院、相談支援事業者、福祉サービス事業者及びピアサポーター等で構成する地域移行支援連絡会に参画し、事業の運営・内容の検討、関係機関との連絡調整、必要事項の協議等を行う。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	③
98	統合失調症及びうつ病の市民のための就労支援講座	<事業目的> 精神障害者の社会復帰及び就労の促進を図る。 <事業計画> ①継続 統合失調症及びうつ病を中心とした精神障害のある市民に、障害を持ちながら就労するために必要な知識や情報を伝えるために、就労に関する講座を開催する。	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
99	精神障害者雇用支援連絡協議会	<事業目的> 精神障害者に対して職場復帰、雇用促進及び雇用継続等の雇用の各段階に応じた効果的な支援を実施する。 <事業計画> ①継続 行政、精神科医療、産業保健、福祉等の関係機関、団体等、事業主等から成る職業リハビリテーションネットワークをつくり、精神障害者及び事業主の個々の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな支援を実施する。	保健福祉局 こころの健康増進センター	④

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
100	地域リハビリテーション交流セミナー	<事業目的> 医療、福祉のみならず、様々な角度から地域リハビリテーションの推進を図り、障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的としている。 <事業計画> ①継続 地域リハビリテーションの推進と障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的として開催する。今回は「地域リハビリテーションとは何か？」というテーマでシンポジウムを行う。 開催時期 平成27年3月14日 開催場所 身体障害者リハビリテーションセンター	保健福祉局 身体障害者リハビリテーションセンター	①
101	若杉祭の開催	<事業目的> 地域住民等との交流を図ることにより、利用者に対して身近な地域社会への参加を支援すると共に、多くの市民の方に障害者福祉についての理解を深める。 <事業計画> ①継続 若杉学園での利用者の様子や活動状況をスライドショーで紹介したり、利用者が創作に参加した物品を販売する等を通して、学園周辺の地域住民との交流を図ることにより、広く市民の方に障害者福祉の理解をより一層深めることを目的とする。 【若杉祭の開催予定】 日 時：未定 場 所：若杉学園内中庭（未定） テーマ：未定	保健福祉局 若杉学園	①
102	AIDS文化フォーラム in 京都の共催	<事業目的> 「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とする。 <事業計画> ①継続 平成23年度から毎年10月にエイズに関わる各種団体・個人が集まりAIDS文化フォーラム in 京都を開催しており、本市も共催として参画している。平成27年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時のHIV検査を実施する。	保健福祉局 保健医療課 文化市民局 勤労福祉青少年課	①
103	HIV検査普及週間における検査・啓発体制の拡充	<事業目的> HIVやエイズに関する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るために国が提唱している検査普及週間において、感染不安を持つ市民を対象に、HIV啓発体制を拡充する。 <事業計画> ①継続 26年度と同様、HIV検査の普及を図るため、感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名の夜間即日検査を6月に臨時で実施する。	保健福祉局 保健医療課	③
104	世界エイズデー街頭啓発事業	<事業目的> エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消を図る。 <事業計画> ①継続 12月1日世界エイズデーの関連事業として関係団体等と協働して、街頭啓発イベント等を実施する。	保健福祉局 保健医療課	①
105	エイズ相談・カウンセリング体制の充実	<事業目的> エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。 <事業計画> ①継続 エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝える。	保健福祉局 保健医療課	③
106	エイズ啓発パンフレット作成・配布	<事業目的> エイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。 <事業計画> ①継続 エイズ啓発パンフレットを市内高校、大学・短期大学、成人式参加者に配布し、市民向けの配布のために保健センター窓口に設置する。	保健福祉局 保健医療課	①
107	「HIV土曜検査」の拡充	<事業目的> 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名で実施するHIV検査について、更なる受検機会の確保を図る。 <事業計画> ①継続 保健センターにおいて検査を実施すると共に、下京保健センターにおいて夜間即日HIV検査を、京都市保健会において土曜日に即日HIV検査を実施する。	保健福祉局 保健医療課	②
108	エイズ専門講師による担当職員研修会	<事業目的> 保健センターにおけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させる。 <事業計画> ①継続 国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修、及び外部専門講師を招いた研修会を実施する。	保健福祉局 保健医療課	④

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
109	桃陽病院講演の開催	<事業目的> 京都市桃陽病院及び京都市立桃陽総合支援学校を多くの市民に知ってもらうとともに、小児慢性疾患で悩む保護者の方に、病気についての正しい知識と対応の仕方を学んでもらい、早期療養に役立てていただく。 <事業計画> ③休止 事業実施が困難であるため休止している。	保健福祉局 桃陽病院	①
110	家庭動物相談所職員の研修	<事業目的> 職員の人権意識を高める。 <事業計画> ③廃止 当事業所が廃止となるため	保健福祉局 家庭動物相談所	①

都市計画局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	京都市居住支援協議会	<事業目的> 高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。 <事業計画> ①継続 高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」や、高齢者の住まい探しに協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」の情報発信を行うほか、高齢者が抱える住まいに関する不安や疑問に応える「高齢者の住まいの相談会」の定期開催等の取組を行う。	都市計画局 まち再生・創造推進室 保健福祉局 長寿福祉課	③
2	バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進	<事業目的> すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりの推進を図る。 <事業計画> ①継続 建築物を建築する際には、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。 また、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」の普及啓発により、バリアフリー整備の一層の促進を図る。	都市計画局 建築審査課	②
3	「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布	<事業目的> 市営住宅に居住する外国人にも、適切かつ正確な情報を提供し、公平な情報の提供を図るため。 <事業計画> ①継続 市営住宅に居住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ハングル）版を作成し、希望者に配布する。	都市計画局 住宅管理課	②
4	交通バリアフリーの推進	<事業目的> 高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、駅等のバリアフリー化を推進する。 <事業計画> ①継続 平成27年度は、JR西大路駅及びその周辺を対象とする西大路地区のバリアフリー化に向けた整備内容等を定める「移動等円滑化基本構想」の策定に着手するとともに、市民がお互いに理解し、支え合う、「心のバリアフリー」を推進する。 また、策定済の「移動等円滑化基本構想」に基づいて実施する、駅のバリアフリー化整備や駅ホーム上における利用者の転落防止対策に対して補助金を交付する。	都市計画局 歩くまち京都推進室	②

建設局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	「人にやさしいまちづくり」の推進	<事業目的> 歩道の段差や勾配の解消を図り、どのような人にとっても暮らしやすい社会を実現する。 <事業計画> ①継続 「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」に基づき、歩道の段差解消や勾配の改善などに取り組み、「人にやさしいまちづくり」を推進していく。	建設局 道路環境整備課 土木管理課	②
2	バリアフリーに適應した公園整備の推進	<事業目的> 誰もが安心して円滑に利用できる公園の整備を図る。 <事業計画> ①継続 「バリアフリー新法」、「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」、「京都市人にやさしいまちづくり要綱」等に基づき、バリアフリーに適應した公園の整備を推進する。	建設局 みどり政策推進室	②

会計室

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<事業目的> 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 ビデオや講義・討議による研修を継続する。	会計室	④

北区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 区民に対して人権尊重の意識高揚を図ることを目的に、市民しんぶん区版において「憲法月間」「人権月間」の時期を中心に、人権啓発に関する記事を掲載する。 市民しんぶん北区版への掲載予定記事 5月15日号…憲法月間街頭啓発 11月15日号…北区「人権のつどい」 12月15日号…人権啓発作品展	北区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	憲法月間街頭啓発	<事業目的> 基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指し、区民の人権擁護意識のより一層の普及と高揚を図る。 <事業計画> ①継続 基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組の一環として、憲法月間に街頭啓発を実施する。 日時：5月下旬 場所：キタオオジタウン、北野白梅町 参加人数：約25人	北区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	区民ふれあいまつりにおける舞台での人権啓発	<事業目的> 多数の区民に人権に関する情報を提供する。 <事業計画> ①継続 多数の区民の参加が見込める「北区民ふれあいまつり2015」において、舞台での人権啓発を行う。 日時：6月6日（土） 場所：船岡山公園内 内容：人権に関する舞台での啓発活動	北区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	人権啓発作品展	<事業目的> 人権擁護意識の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権月間に、小学生児童による絵画、習字、標語等の作品展を実施する。 日時：12月1日～15日 場所：北区役所1階、キタオオジタウン 内容：区内小学校児童生徒等による絵画、習字等の作品を展示	北区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	北区「人権のつどい」	<事業目的> 区民の人権擁護意識の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権月間事業として、広く人権問題を考える場を持つことを目的に講演会や映画等を実施する。 日時：12月5日（土） 場所：北文化会館 内容：講演会、映画上映等の開催	北区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	北区こころのキャンパスネットワーク	<事業目的> こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを図る。 <事業計画> ①継続 ・合同スポーツ大会の開催 内容：卓球、ジェンガ、玉入れ等 日時：6月、10月（2回開催） 予定場所：障害者スポーツセンター ・講演会と作品展開催 日時：未定 場所：未定 ・ボランティア交流会の開催 ・当事者の集い（年10回）	北区役所 健康づくり推進課	①
7	精神保健福祉事業（家族懇談会）	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを目指す。 <事業計画> ①継続 ・交流会、医師との懇談会等の実施	北区役所 健康づくり推進課	①

上京区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介など人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 <27年度予定> 5/15号 「憲法月間 映画のつどい」(日時未定) 参加者募集 12/15号 「人権月間 講演のつどい」(日時未定) 「こころのふれあいネットワーク」イベント(日時未定)	上京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	庁舎内における 人権コーナー設置	<事業目的> 幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 人権啓発パネル展示コーナーを設置。 日 時：憲法月間期間中(5月) 人権月間期間中(12月) 場 所：上京区総合庁舎内	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	憲法月間「映画のつどい」	<事業目的> 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的とする。 <事業計画> ②改善 多くの人に参加していただくため、日本語字幕、音声ガイド付きで映画を上映する。加えて、上映する映画と関連のある内容の講演(30分程度)を行う予定。 また、開催日当日、会場内に人権啓発パネルを設置し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 日 時：5月28日 時間未定 内 容：未定 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	人権月間「講演のつどい」	<事業目的> 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的とする。 <事業計画> ②改善 できるだけ多くの人々に人権問題について考えていただくために、時宜にかなったテーマで講演会を開催する。 また、開催日当日、会場内に人権啓発パネルを設置し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 日 時：未定 内 容：人権講演会 場 所：未定 講 師：未定	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	区民ふれあいまつり等 における人権コーナー などの設置	<事業目的> 多くの区民に人権に関する情報を提供する。 <事業計画> ①継続 ・上京区民ふれあいまつりにおける啓発コーナー設置 日時・場所とも未定	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	地域ぐるみによる街頭 啓発の実施	<事業目的> 幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ②改善 できるだけ多くの人々に啓発活動へ参加してもらうため、地元学区に積極的な参加を呼びかける予定。 日 時：5月、12月 (日時未定) 内 容：憲法月間及び 人権月間に伴う街頭啓発(啓発物品配布) 場 所：出町商店街、北野天満宮、堀川丸太町イズミヤ周辺(予定)	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	上京こころのふれあい ネットワークイベント ～ひびきあうこころと こころ～	<事業目的> こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 関係機関と連携を図り、より広く市民に向け、障害への理解を深めてもらえるよう、啓発活動等を実施する。 日時：未定 内容：講演会、地域住民との勉強会、啓発パネル展示 等	上京区役所 健康づくり推進課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
8	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する機会を提供する。 実施予定回数：4回	上京区役所 健康づくり推進課	①
9	精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」	<事業目的> 回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進する。 <事業計画> ①継続 在宅の精神障害のある方が保健センターに集い、ミーティング、創作活動、施設見学、スポーツ等の所内外の活動を行う。 実施予定回数：35回	上京区役所 健康づくり推進課	①

左京区

【凡例】

分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版やホームページに人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権について考えるための事業を広く区民に周知する。 【27年度計画】 ・5月 「憲法月間」の周知 ・8月 「人権啓発パネル展」の開催を周知 ・10月 「人権月間」関連事業の開催を周知	左京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	“ほんまもん”の伝統文化を楽しもう	<事業目的> 左京区基本計画事業と連携した取組として、文化的な環境に恵まれた左京区において、次代を担う子どもたちに、日本を代表する伝統芸能である「狂言」を体験・鑑賞してもらうことにより、こころ豊かで創造あふれる子どもたちの育成の一助とする。 また、近代まで芸能者が被差別身分とされていた狂言等の芸能について認識を深め、その歴史的背景から人権について考える契機とする。 <事業計画> ①継続 ・“ほんまもん”の伝統文化を楽しもう 日時：2月中旬 内容：狂言の鑑賞会 場所：京都観世会館（予定）	左京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
3	憲法月間「人権を共に考える見学会（フィールドワーク）」	<事業目的> 区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりに関して考える機会を提供する。 <事業計画> ③休止 更に多くの区民に参加していただくことができるよう、事業手法の見直しを行い、引き続き一旦休止する。 なお、27年度は、26年度と同様に、区民ふれあい事業で実施している「左京区民ふれあいウォーキング」に当該事業を組み込んで実施する予定。	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	人権強調月間「人権啓発パネル展」	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 日時：8月上旬～中旬 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	人権月間「心のふれあいみんなの広場」	<事業目的> 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、区民を対象に、人権を考える契機となる講演会もしくは映画鑑賞会を実施する。 ・心のふれあいみんなの広場 日時：12月上旬 場所：未定 参加者：200～300人	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	人権月間「児童絵画展」	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた、人権をテーマにした児童絵画を区役所で展示予定。 日時：12月上旬～中旬 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	地域ぐるみによる街頭啓発	<事業目的> 幅広い区民に対して人権について考える機会を提供する。 <事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間に人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。 5月中旬 場所未定 12月上旬 場所未定	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
8	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 窓口での相談を随時開催（法律相談 毎週水曜日）。通年にわたり、弁護士・市職員が対応する。	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
9	区民ふれあい事業	<事業目的> 幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深める。 <事業計画> ①継続 ・第33回左京区民煎茶会 日時：6月中旬 午前10時～午後3時 ・左京区民ふれあいまつり2015 日時：7月26日（日） 午前11時～午後3時 ・左京区民ふれあいセミナー 日時：8月下旬 ・第23左京区民ふれあいウォーキング 日時：11月23日（月／祝） 午前9時～午後1時 ・第19回左京区民正月いけ花教室 日時：12月中旬 午後1時30分～3時30分 ・第25回左京区民作品展 日時：2月中旬のうち3日間 午前10時～午後5時（最終日のみ午後3時まで）	左京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
10	左京こころのふれあいネットワークイベント～こころときめき芸術祭～	<事業目的> こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指す。 <事業計画> ①継続 より広く一般市民に向け、病気の予防、障害への理解を深めてもらえるよう工夫する。 [実施予定] ・日時：10月29・30日（市障害者スポーツセンター） ・内容：舞台発表、合同作品展、作業所祭り等	左京区役所 健康づくり推進課	①
11	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。更に勧奨し参加者を増やす。 ・実施回数 8回（予定）	左京区役所 健康づくり推進課	①
12	精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」	<事業目的> 精神に障害のある方を対象に、社会復帰にむけた活動を通じて精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 回復途上にある精神障害者の円滑で無理の無い社会復帰を促すため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行う。 ・実施回数 36回（予定）	左京区役所 健康づくり推進課	①

中京区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権啓発パネル展、人権施設見学会等、区民を対象とした人権啓発事業を市民しんぶん区版に掲載する。 掲載予定：5月15日号、8月15日号、10月15日号	中京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	子どもふれあい鑑賞会	<事業目的> 子どもたちに楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深める。 <事業計画> ①継続 子どもたちに楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深めることを目的として開催する。 開催日：8月下旬 場 所：京都国際まんがミュージアム	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	小・中学生による人権啓発ポスター展等の開催（書初め展）	<事業目的> 小・中学生に人権の大切について考える機会を提供する。 <事業計画> ①継続 書初め展を行う。 開催日 28年1月25日から2月12日 場 所 区役所区民ホール	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行う。 5月中旬 二条駅・Bivi前 12月上旬 寺町通り	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	区役所等における人権パネル展の開催	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会として、パネル展を実施する。 「人権啓発パネル」展 日 時：5月7日～5月22日 場 所：区役所1階区民ロビー	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	地域啓発推進協議会による連携充実	<事業目的> 中京区内の行政機関が各種事業の企画・立案会議を開催し、人権文化の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催する。 日 時：随時	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	④
7	人権施設見学会の開催	<事業目的> 人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図る。 <事業計画> ①継続 区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる施設を訪れ、人権の大切さを考えるツアーを実施する。 日 時：未定 場 所：未定	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
8	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
9	人権講演会	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 人権月間取組として、「人権問題」をテーマとした講演会を実施する。 人権講演会 日 時：未定 場 所：未定 対談者：未定	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
10	こころ・愛・ふれあいネットワーク (中京精神保健ネットワーク事業)	<事業目的> こころの病気や障害について区民の方々に理解を深めていただき、地域で必要な支援を住民が正しく認識して、こころの病を持つ方が安心して地域で生活できるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 こころの病気や障害をもっている人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関が協力して支えあう、市民参加型のネットワーク事業を実施する。 【開催予定】 区内外での健康教室（関係機関と調整中）、区民の集う場でのパネル展示等 開催日 通年 講師 ネットワーク参画機関等	中京区役所 健康づくり推進課	①
11	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	<事業目的> こころの病気や障害のある方の家族を対象に、暮らしの中での精神的ストレスを和らげるとともに、当事者の将来を見据えた学びの機会を通し、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 家族に精神障害者を抱える方が集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割や将来の生活のあり方等について学ぶ機会を提供する。 実施予定回数：5回	中京区役所 健康づくり推進課	①
12	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	<事業目的> 支援者との関係づくり及び当事者同士の仲間づくりにより、精神障害者が地域で孤立することを予防し、地域生活の安定を図る。 <事業計画> ②改善 在宅にある精神障害者が保健センター等集い、ミーティング、創作活動、学習会、施設見学、スポーツ等のセンター内外の活動を行うとともに、こころのふれあい交流サロンとの連携をはかる。 実施予定回数：23回	中京区役所 健康づくり推進課	①

東山区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	地域の人権啓発活動支援	＜事業目的＞ 地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 地域の各種団体やNPO等が実施する人権啓発を目的とした事業について、東山区役所、東山区地域啓発推進協議会が支援することで、地域が主体となった人権啓発活動の推進を図る。	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	憲法月間 人権啓発作品展	＜事業目的＞ 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 「区内小・中学生人権作品展」として開催 日程：5月初旬～中旬 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	東山区民ふれあいひろば「人権コーナー」	＜事業目的＞ 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 東山区民ふれあいひろばに「人権啓発コーナー」を設置し、啓発物品の配布等を行う。 場所：東山開晴館グラウンド 日時：5月24日（日）11時～15時	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	憲法月間 啓発のぼりの掲出	＜事業目的＞ 市民に人権擁護思想の普及を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 掲出場所：東山区総合庁舎	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	人権強調月間及び人権月間 人権啓発パネル展	＜事業目的＞ 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 人権の大切さについて考えるパネル展示を開催する。 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール テーマ、内容は未定	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	人権学習ツアー	＜事業目的＞ 区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 区内外の人権にかかわりのある施設見学を実施する。 日時：未定 場所：未定	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	人権月間 映画の集い	＜事業目的＞ 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 人権問題をテーマにした映画を上映する。 日 時：12月中旬	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
8	人権月間啓発	＜事業目的＞ 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
9	地域リーダー研修会	＜事業目的＞ 各種人権課題に関する知識等をさらに深めるとともに、人権学習の機会とする。 ＜事業計画＞ ①継続 各種人権課題をテーマにしたワークショップ形式の研修を実施する。	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
10	人権月間 啓発のぼりの掲出	<事業目的> 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲示場所：東山区総合庁舎	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	①
11	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。 掲載予定号：4月15日号、7月15日号、11月15日号	東山区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	①
12	東山区こころのふれあ いネットワーク	<事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各 地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活で きるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各 地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活で きるまちづくりを目指す。 ・七夕まつり （こころのふれあい交流サロン「ふらっとぶすぺえす」共催 7月） ・東山こころのふれあい卓球交流会 9月 ・東山こころのふれあい作品展 11月 ・こころのふれあいネットワーク講演会 11月 ・クリスマスイベント （こころのふれあい交流サロン「ふらっとぶすぺえす」共催 12月） ・こころのふれあいネットワーク総会 3月 ・実務者会議 4回/年	東山区 健康づくり推 進課	①
13	精神障害者家族懇談会	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和ら げ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神に障害のある方を抱える家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を 深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神に障害のある方及びその家族の自立 を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。 内容 精神障害者を抱える家族の交流会及び学習会 ・日程：5月、8月、10月、12月、2月	東山区 健康づくり推 進課	①

山科区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 11/15号 12月の人権月間の取組として関連記事を掲載	山科区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	山科区HPへ情報を掲載	<事業目的> 広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 12月の人権月間の取組として関連記事を掲載	山科区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
3	「人権啓発リーダー研修会」の実施	<事業目的> 地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらえることを目的として実施する。 <事業計画> ①継続 「人権啓発リーダー研修会」 日 時：5月21日（木） 場 所：区役所大会議室 参加予定者：各種団体役員他50人程度 内 容：講演会 講 師：（未定） テーマ：「犯罪被害者と人権」	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	「山科区人権のつどい」の開催	<事業目的> 一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会や啓発映画を上映し、理解を深めてもらう。 <事業計画> ①継続 「山科区人権のつどい」 日時：12月4日（予定） 場所：京都市東部文化会館 内容：（未定）	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	街頭啓発の実施	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 基本的人権を侵害する様々な人権問題の解決を目指し、区内で街頭啓発を実施する。 日 時：5月21日（木）、12月4日（金） 参加予定者：5/21 44名 12/4 27名	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	「人権啓発ポスター展」の開催	<事業目的> 作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。 <事業計画> ①継続 区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示する。 「人権啓発ポスター展」 日時：11月下旬～12月上旬（予定） 場所：アートロードなぎつじ	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	区民まつりでの人権コーナーの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。 <事業計画> ①継続 多数の区民が集まる区民まつりにコーナーを設け、人権啓発パネルを展示する。 区民まつり開催 日時：11月23日（予定） 場所：山科中央公園	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
8	山科こころのふれあいネットワーク (山科こころの健康を考える会)	<事業目的> こころの病を持つ人について理解を深め地域住民との交流を図り、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各種地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援して、ともに安心して暮らせるまちづくりを目指す。 <事業計画> ①継続 精神障害に対する正しい知識の普及や理解、こころの健康づくりに関する啓発を通じて、積極的に支援を行う。 山科こころのふれあい夏まつり 年1回(夏季) 日時：平成27年8月5日(水) 14:00～ 会場：山科アスニー 内容：普及啓発のためのイベント・就労(B)事業所の販売等 こころの健康サポーター講座 民生委員等地域役員を対象に1月実施予定 精神保健福祉懇談会&セミナー 2月実施予定 内容、会場については未定	山科区役所 健康づくり推進課	①
9	精神保健事業(精神障害者地域生活安定化支援事業)	<事業目的> 地域から孤立しがちな精神障害のある方が、個別相談や当事者同士のつながりをもつことで、地域生活の安定をはかる。 <事業計画> ①継続(全市で事業の見直しがあり、それに伴い目的、内容に変更あり) 当事者同士のつながりを持ち、プログラムを通して他者との交流ができるよう、コミュニケーションの場を持ち、レクリエーションや運動に取り組む。 月2回実施(年24回)	山科区役所 健康づくり推進課	①
10	精神保健事業(精神障害者家族懇談会)	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族の方々が集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。 ・実施回数 年5回程度	山科区役所 健康づくり推進課	①

下京区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 庁舎内TVモニター広報において、憲法月間と人権月間などの取組を掲載し、広く区民の参加を呼びかける。 【掲載予定時期】 4月、11月	下京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載	<事業目的> 広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権に関する情報を広く区民に伝えるため、誰にとってもわかりやすく、親しみを持てるホームページの制作を目指す。 【掲載予定時期】 4月、11月	下京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
3	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、人権問題を身近に感じられる紙面の制作を目指す。 【掲載予定号】 4月15日号、11月15日号	下京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
4	区役所等における人権パネル展の開催	<事業目的> パネル展を通じて、人権について身近に考え関心を高める機会を提供する。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、人権についてより身近に考えてもらうため、憲法月間及び人権月間に、親しみやすい人権に関する啓発パネルを展示する。 人権啓発パネルを展示 日 時：5月1日～31日 12月1日～28日 来庁者：約20,000人	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	地域ぐるみによる街頭啓発	<事業目的> 憲法月間や人権月間において、人権関連の啓発物品を区役所窓口の他、区民が集まる講演会やふれあい事業等の場で配付し、区内の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間や人権月間に、人権に関する啓発文書入りの物品を、各学区自治連合会及び講演会場や区役所窓口で配布し、区民に対する啓発を行う。 下京区民ふれあひろは会場内にて、人権啓発ブースを設置し、来場者に啓発物品を配布し、広く啓発を行う。	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	憲法月間講演会の開催	<事業目的> 憲法月間において、区民や事業者等に対し人権をテーマとした講演会を通じて、人権への関心を高めていく。 <事業計画> ①継続 より多くの区民の方の関心を高めるようなテーマを設定し、開催する。 講演会「人権を考えるつどい」 内 容：未定 講 師：未定 日 時：5月下旬 場 所：未定 参加者：200名（予定）	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	区民ふれあい事業の開催	<事業目的> 区民が多数集うふれあい事業の機会を捉えて、啓発ブースなどでの人権関連物品の配付を通じて、区民の人権への関心を高める。 <事業計画> ①継続 区民相互の交流とふれあいを深めることを目的に、下京ふれあい事業実行委員会の運営による事業を実施する。 内 容：人権啓発コーナーでの「人権啓発パネル展」 各種啓発物品の配布 日 時：11月8日（日）（予定） 場 所：梅小路公園（予定） 参加者：約1万人（予定）	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
8	人権講演会	＜事業目的＞ 人権月間の期間中に人権をテーマとした講演会を開催し、区民の人権への関心を高める。 ＜事業計画＞ ①継続 昨年度の実績を踏まえ、より多くの区民の方に関心を高めるテーマを設定していく。 人権講演会 内容：未定 日時：12月（詳細未定）	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
9	区民ふれあい相談コーナーの開設	＜事業目的＞ 区民ふれあい相談コーナーの弁護士等の相談において、人権にも配慮した相談対応等を通じて、人権意識を高めていく。 ＜事業計画＞ ①継続 昨年度の実績を踏まえ、区民の方が相談しやすいよう考えて実施を継続する。	下京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
10	下京こころのふれあいネットワーク事業	＜事業目的＞ こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各 地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活で きるまちづくりをめざす。 ＜事業計画＞ ①継続 参加機関を募るとともに、情報の共有化、ネットワークの基盤強化を図り、地域と協力 してネットワーク作りを進めていく。精神障害について理解が深まるよう取組を進めてい く。 【講演会】 日時、内容は未定 【地域懇談会】 日時、内容は未定 学区に出向いての、精神保健福祉に係る普及啓発・意見交流等 【パネル・作品展】 10月頃（予定） こころのふれあいネットワークパネル、障害者自立支援法就労支援事業所、保健セ ンターなど地域での活動紹介や作品、写真の展示 【青少年福祉体験学習への協力】 日時未定 保健センター社会復帰相談指導事業で実施予定	下京区役所 健康づくり推 進課	①
11	精神保健福祉事業 ＜家族懇談会＞	＜事業目的＞ 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和ら げ、こころの健康を維持する。 ＜事業計画＞ ①継続 精神に障害のある方の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、 精神に障害のある方及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施す る。 【家族懇談会】 年4回開催予定 場所：保健センター多目的ホール他	下京区 健康づくり推 進課	①

南区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	心のふれあい みんなの広場・講演会	<事業目的> 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため、市民を対象とした研修会等を推進する。 【予定】 日 時：12月中 場 所：龍谷大学響都ホール校友会館 講 師：未定	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	人権映画鑑賞会	<事業目的> 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進する。 【予定】 日 時：8月中 場 所：龍谷大学響都ホール校友会館 上映作品：未定	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	区民のふれあい相談 コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
4	区民ふれあい事業の開設	<事業目的> 区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 「人とまち、交流とふれあいでまちづくりを！」をスローガンに、区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図ることを目的に、南区民ふれあいまつりを開催する。 【予定】 日 時：11月中 場 所：東寺境内	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	「区民ぐるみ組織」への 支援策の検討及び実施	<事業目的> 区民が自ら計画等を決定することで、より身近な人権啓発事業に着手でき、区民の人権意識高揚に繋げる。 <事業計画> ①継続 区内の各学区、各種団体の代表による「南区人権文化推進会議」が、年2回の会議で啓発事業計画等を決定。区役所は事務局として会議や事業の運営を支援する。	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	④
6	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載 （人権に関する啓発活動）	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権文化を構築することを目的として、市民しんぶんの区版に憲法月間・人権強調月間・人権月間での啓発記事及び人権講演会等の事前告知記事を掲載する。 【予定】 7月15日号 「人権映画鑑賞会」開催周知 11月15日号 「人権講演会」「街頭啓発」	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	地域ぐるみによる街頭 啓発の実施	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品での啓発活動を行う。 【予定】 ○街頭啓発 5月、12月 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品を配布する。 ○人権啓発旗の掲揚 5月、8月、12月 人権文化推進会議委員自宅周辺及び地域啓発推進協議会委員事業所周辺に、啓発標語の旗を掲揚する。	南区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
8	南区こころのふれあいネットワーク	<事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 精神障害に対する正しい知識の普及、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発、ボランティアの育成並びに精神障害者に対する支援活動を行う。 【予定】 ・総会 ・発表会・作品展 ・支援者向け研修会 ・こころの健康支援パートナー養成講座 ・精神保健福祉セミナー	南区健康づくり推進課	①
9	精神保健事業[家族懇談会]	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、病気についての知識や家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及びその家族の自立を図る。 <事業計画> ①継続 保健センターにおける精神保健福祉に関する事業の一環として、精神障害者の家族に対し相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深めるために系統立てた学習と交流の場を提供する。 【予定】年6回（奇数月に）実施	南区健康づくり推進課	①

右京区

【凡例】

分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への 人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 引き続き、市民しんぶん区版（区HP）で憲法月間や人権月間の関連事業の募集や周知を行うことにより、区民に人権問題についての意識を高めてもらう。	右京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	憲法月間、人権強調月 間、人権月間人権啓発	<事業目的> 現代社会が抱える様々な人権問題について、広く親しみやすい映像の公開を通じて人権意識の底上げを行う。また、今年度実施する右京人権啓発事業「はーとふるシアター」の取組みを周知し、人権意識を高揚する機会とする。 <事業計画> ①継続 「はーとふるシアター」において制作した映像作品の公開を行う。また、のぼり旗の設置などを通じて、人権啓発月間や「はーとふるシアター」を盛り上げる。 日 時：平成27年5月、8月、12月 場 所：サンサ右京1階区民ロビー	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	「はーとふるシア ター」の実施	<事業目的> 映画産業のまち「右京区」ならではの人権啓発事業として、区民が主体となった広く親しみやすい映像制作により、人権意識の高揚を図る。また制作作品を収録したDVDの学校等への配布や、右京コミュニティを通じたインターネットでの公開を行い、区民一人一人が人権問題を再考するきっかけとすることを目的として実施する。 <事業計画> ①継続 公募型プロポーサル方式により、学生やNPOなど幅広い団体から受託候補者を選定し、「区民による区民のための人権啓発教材作り」をコンセプトにしたコンテンツ制作を実施。 募集時期：平成27年3月中旬～5月中旬（予定） コンテンツ公開時期：平成28年3月中旬（予定）	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	小学生・中学生による 人権ポスター展	<事業目的> 各月間に併せて、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただく。 <事業計画> ①継続 8月の人権強調月間に併せて、右京区内の小学生・中学生に人権啓発ポスターを制作してもらい、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただくことを目的に、「小学生・中学生による人権ポスター展」を実施する。 日 時：平成27年9月5日（土）～14日（月）予定 場 所：サンサ右京1階区民ロビー 内 容：右京区内の小学生・中学生の描いた人権啓発ポスター約200枚を展示する。	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	区民ふれあい事業の開 催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施する。 内 容：右京区民ふれあいフェスティバル2015 日 時：平成27年10月24日（予定） 場 所：太秦安井公園、右京ふれあい文化会館（予定）	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	右京こころのふれあい ネットワーク	<事業目的> こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、障害のある人と、多くの区民との交流を通じて、精神障害について学び、互いに支えあえる地域づくりについて考えていく。 平成27年 9月 スポーツの集い 10、11月（各1回） 交流学習会	右京区役所 健康づくり推進課	①
7	保健所実習	<事業目的> 保健所において、受け入れている保健師、看護師、栄養士養成施設校からの実習の中で、地域における保健所の役割及び意義を学びとる際に、これからの社会人として、また、学校生活の中で人権尊重が身近に課題として存在していることを学習する。 <事業計画> ①継続 昨年度と同様に受け入れていく。 研修受入予定数：70人	右京区役所 健康づくり推進課	①
8	精神保健事業「家族懇 談会」	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 家族が病気について知識や役割について理解を深めるだけでなく、こころのふれあいネットワークへの積極的な参加などを目標に実施していく。	右京区役所 健康づくり推進課	③

西京区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事掲載	＜事業目的＞ 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 5月の憲法月間及び12月の人権月間における取組の告知や啓発記事の掲載を行うことにより、区民の人権意識の高揚を図る。 ・4月号 「憲法月間映画のつどい」の事業告知 ・11月号 人権に関する映画上映会、小・中学生による人権をテーマとした作品展の開催告知	西京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	西京区民映画のつどいの開催	＜事業目的＞ 区民に人権を尊重することの大切さについて理解と認識を深めてもらい、一人一人が個人として尊重される、人権文化の息づくまちづくりを推進するため。 また、だれもが尊重されるまちづくりの推進を図るため、映画のバリアフリー上映を行うことで、健常者に対してバリアフリー上映や障害のある方への理解を深めていただくとともに、障害のある方に鑑賞の機会を持っていただく。 ＜事業計画＞ ①継続 広く区民を対象として映画上映会を開催する。また、参加者には啓発物品を配布する。 人権月間「西京区民映画のつどい」 日 時：平成27年12月12日（土）（予定） 場 所：西文化会館ウエスティ	西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	小・中学生による人権啓発作品展の開催（絵画・書道展）	＜事業目的＞ 小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。 ＜事業計画＞ ①継続 人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、小・中学生に人権の大切さを学習させるとともに、作品を展示することにより、広く区民に人権の尊さについて訴えかける。 小・中学生合同作品展 日 時：平成27年11月30日（月）～12月11日（金）（予定） 場 所：西京区役所1階ロビー	西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	区民ふれあい相談コーナーの開設	＜事業目的＞ 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 人権尊重の考え方が日常生活の中で根付いていくための取組の一つとして、各種相談事業を実施する。 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日	西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
5	区民ふれあい事業の開催	＜事業目的＞ 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 子どもから高齢者まで多くの区民が相互にふれあい、交流を深めることを目的として、充実した内容のふれあいまつりを開催する。 西京区民ふれあいまつり 日 時：平成27年11月21日（土）（予定） 場 所：西文化会館ウエスティ	西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施	＜事業目的＞ 区内の自治連合会及び各種団体役員の方々に呼びかけ、人権に関する身近な問題、新聞掲載記事等を題材とした研修を受けてもらうことにより、人権意識の高揚を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 憲法月間（洛西支所実施事業）及び人権月間における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらう。 ○憲法月間 「西京区民映画のつどい」（洛西支所実施事業） 日 時 平成27年5月23日（土）（予定） 場 所 ホテル京都エミナース 明治アニバーサリーホール 内 容 映画「マレフィセント」（日本語吹き替え版） バリアフリー上映 ※憲法月間「西京区民映画のつどい」に併せて、啓発グッズを配布。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズを配布予定。 ○人権月間 「西京区民映画のつどい」 日 時 平成27年12月12日（土）（予定） 場 所 西文化会館ウエスティ ※人権月間「西京区民映画のつどい」に併せて、啓発グッズの配布及び小・中学生による人権啓発作品（絵画・書道）の展示を予定。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布予定。	西京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
7	心の病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク作り）	＜事業目的＞ こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各 地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活で けるまちづくりをめざす。 ＜事業計画＞ ①継続 こころの病についての理解をより一層区民に広げることを目的として、講演会の開催や 「小さな秋のこころまつり」等のイベントを当事者も含めて企画し、開催する。 また、より身近な方との関係づくりを通して相互理解を広げるため、地域懇話会や研修 会を行う。 さらに、地域におけるこころの病のある方の日常生活や自立・就労等を支援するため、 当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化を進め ていく。 ○啓発・研修 ・こころの健康講座（講演会） ・こころまつり（交流・ふれあい） ・地域懇話会 ・通信の発行	西京区役所 健康づくり推 進課 洛西支所 健康づくり推 進室	①
8	精神障害者家族懇談会	＜事業目的＞ 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和ら げ、こころの健康を維持する。 ＜事業計画＞ ①継続 精神障害のある方の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深めるこ とにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的として交流会等を実施す る。 ○年6回実施予定 ○交流会、学習会、イベントへの参加、軽スポーツ等	西京区 健康づくり推 進課	①

西京区洛西支所

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	西京区民映画のつどいの開催	＜事業目的＞ 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 市民に憲法と人権の尊重を訴えるため、映画の上映会を開催し、市民と共に人権について考えていく。 ○憲法月間「西京区民映画のつどい」 上映前にバリアフリー上映方式の趣旨説明と実体験を行い、参加者への意識付けを行う。 日 時：5月23日（土）13：30～16：00（開場13：00） 場 所：ホテル京都エミナース 明治アニバーサリーホール 内 容：映画「マレフィセント」（日本語吹き替え版） バリアフリー上映 参加者：約400名（予定） ※人権啓発パネル展示会を同時開催し、更なる啓発を行う。	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	区民ふれあい相談コーナーの開設	＜事業目的＞ 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 今後も人権尊重の考え方がさらに日常に根付くための取組として、各種相談事業を継続実施する。	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③
3	区民ふれあい事業の開催	＜事業目的＞ 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 子どもから高齢者まで区民が相互のふれあいを図り、より一層の交流を深めることを目的として実施する（健康、福祉、環境美化、防災等の多様なコーナーを設け、区民が楽しみながら交流を深めるとともに、様々な情報を入手できる場とする）。	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	洛西ケーブルビジョンでのスポットの放映（憲法・人権月間RCV市民啓発番組）	＜事業目的＞ 憲法・人権月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、人権尊重の気運の高揚を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 憲法・人権月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、今後も継続して人権尊重の気運の高揚を図る。 ○憲法月間 内 容：1日6回 毎回30秒 憲法月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：5月1日～5月31日 対 象：洛西ニュータウン及び周辺住民等 ○人権月間 内 容：1日6回 毎回30秒 人権月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：12月1日～12月31日 対 象：洛西ニュータウン及び周辺住民等	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施	＜事業目的＞ 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 憲法月間及び人権月間（西京区役所実施事業）における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらう。 ○憲法月間啓発 日 時：5月23日（土） 場 所：ホテル京都エミナース ※憲法月間「西京区民映画のつどい」に併わせ、人権啓発パネル展を開催する。 ○人権月間啓発（予定） 日 時：12月11日（土） 場 所：京都市西文化会館ウェスティ ※人権月間「西京区民映画のつどい」に併せ、啓発グッズ配布及び小・中学生による人権啓発作品（絵画・書道）を展示する予定。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布予定。	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
6	小・中学生による人権啓発作品展の開催（絵画・書道展）	<事業目的> 小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。 <事業計画> ①継続 小・中学生による人権をテーマとした作品展 展示日：11月30日（月）～12月11日（金） （小・中学生合同） 場 所：洛西支所1階ロビー 出展作品：絵画及び習字	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	精神障害者家族懇談会	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的とする。また、当事者や他の家族との共有の時間を持ち、交流を深める。 ○月1回程度実施 ○交流会、学習会、イベントへの参加等	洛西支所 健康づくり推進室	①

伏見区

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載	<事業目的> 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に併せて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業への区民の参加を促すため、事前広報を行う。さらに、人権関連事業への区民の意識向上を目指し、人権啓発特集記事を掲載する。 【予定】 4月15日号：憲法月間関連事業 5月15日号：「人権啓発講座」の告知 6月15日号：「ふしみ人権の集い学習会」の事前告知 9月15日号：「伏見区こころの健康を考える集い」の事前告知 11月15日号：人権月間関連特集 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の事前告知	伏見区役所 地域力推進室 総務・防災担当	①
2	伏見区人権月間事業	<事業目的> 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深める。 <事業計画> ①継続 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 ふしみ人権の集い第2回学習会 人権を考える講演会 <内容未定>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	ふしみ人権の集い	<事業目的> 幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 <事業計画> ①継続 伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化のまちをひとりひとりの心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供する。 【予定】 第1回学習会 <未定> 第2回学習会 <未定> 第20回ふしみ人権の集い <未定>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催	<事業目的> 製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。 <事業計画> ①継続 行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」及び「人権啓発絵画ポスター・標語展」を実施する。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的としている。 〔人権月間 人権啓発絵画ポスター展、人権啓発絵画ポスター・標語展〕 〔第20回ふしみ人権の集い 人権啓発絵画ポスター展〕	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行	<事業目的> ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため。 <事業計画> ①継続 ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、広報機関誌「いーくある」を発行 VOL.48～50を発行予定	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活がより良いものとなることを目的とする。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
7	区民ふれあい事業の開催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育むため、伏見区におけるふれあいプラザを開催する。 【予定】伏見ふれあいプラザ2015 日 時：9月6日	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
8	伏見区人権啓発推進協議会人権啓発講座	<事業目的> 区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を開催することで、人権意識の普及・高揚を図る。 <事業計画> ②継続 人権啓発講座を実施し、企業等への参加を促して区民、企業・団体、行政一体となった取組を進める。 <内容未定>	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
9	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行政や地域住民が往來の多い駅前などで啓発物品を配布する。	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
10	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。 <事業計画> ①継続 伏見区におけるふれあいプラザにおいて人権啓発コーナーを設け、来場者に人権の大切さを訴える。 【予定】伏見ふれあいプラザ2015 日 時：9月6日	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
11	区役所等における人権パネル展の開催	<事業目的> 来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供する。 <事業計画> ①継続 「人権啓発パネル展」 実 施：5月 場 所：伏見区総合庁舎ロビー	伏見区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
12	精神保健福祉講演会	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 伏見区こころの健康推進実行委員会（伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成）、精神保健に関する講演会を実施予定。講演内容等未定。	伏見区役所 健康づくり推進課 深草・醍醐支所 健康づくり推進室	①
13	伏見区こころの健康を考えるつどい	<事業目的> 区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。 <事業計画> ①継続 区内の各種団体並びに行政等が委員会（伏見区こころの健康推進実行委員会）を構成し、区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。 日 時：9月25日 会 場：伏見区役所深草支所 内 容：作品展示・舞台発表・体験談	伏見区役所 健康づくり推進課 深草・醍醐支所 健康づくり推進室	①
14	家族懇談会	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを目的としている。 <事業計画> ①継続 精神に障害のある方の家族が集まり、病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに、他の家族との交流を図る場として懇談会や学習会を開催する。 【内容】 時 期：未定 会 場：保健センターほか 内 容：家族会の懇談、学習ほか	伏見区役所 健康づくり推進課 深草・醍醐支所 健康づくり推進室	①

伏見区深草支所

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	区役所等における人権パネル展の開催 (市民啓発活動の取組)	<事業目的> 広く市民に人権の大切さを訴える。 <事業計画> ①継続 憲法月間を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、コミュニティホールに人権パネルを展示する。 5月1日(金)～5月29日(金) 人権に関する人権啓発パネルを展示する。	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。 <事業計画> ①継続 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に街頭啓発を実施する。 ・憲法月間 5月上旬 京阪伏見稲荷駅前及びイズミヤ伏見店前、京都医療センター前(予定) ・人権月間 12月上旬 京阪伏見稲荷駅前及びイズミヤ伏見店前、京都医療センター前(予定)	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	区民ふれあい事業の開催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 多くの区民協力と参加による多彩な催しで、人と人との交流を育む。 第25回深草ふれあいプラザ 日 時：10月18日(日)開催予定 場 所：藤森神社及び藤の森児童公園	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
4	区民ふれあいまつり等における人権コーナーの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。 <事業計画> ①継続 深草ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴える。 第25回深草ふれあいプラザ 日 時：10月18日(日)開催予定 場 所：藤森神社及び藤の森児童公園	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	伏見区人権月間事業 (人権を考える講演会～ふしみ人権の集い第2回学習会～)	<事業目的> 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。 <事業計画> ①継続 伏見区役所、深草支所、醍醐支所で異なるテーマ、手法で実施する。深草支所ではふしみ人権の集い実行委員会との共催で講演会を実施する予定である。 ふしみ人権の集い第2回学習会 実施予定日 12月上旬	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	小・中学生の絵画、ポスター展	<事業目的> 製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。 <事業計画> ①継続 児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図る。 12月1日(火)～25日(金) コミュニティホールにて開催予定	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、窓口や電話での各種相談事業を実施する。	深草支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
8	精神保健事業 (精神障害者家族懇談会)	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 (精神障害者家族懇談会) 精神障害を抱える家族が集まり、相互理解を深める。 内容：講話・施設見学・意見交流・情報交換など 日時：未定 場所：深草支所	深草支所 健康づくり推進室	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
9	精神保健事業 (地域懇話会)	<事業目的> 精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。 <事業計画> ①継続 (地域懇話会) 伏見区こころの健康推進実行委員会（伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成）主催による、精神保健福祉に関する地域懇話会を学区単位で実施。平成27年度は砂川学区にて実施予定。	深草支所 健康づくり推進室	①

伏見区醍醐支所

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	伏見区人権月間事業	<事業目的> 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。 <事業計画> ①継続 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、また理解を深める機会になるよう、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 人権を考える講演会 日時：12月6日（予定） 場所：京都市醍醐交流会館 内容：未定 人権月間街頭啓発 日時：12月3日（予定） 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前 ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内容：「人権を考える講演会」や「ふしみ人権の集い」などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発ビラと啓発物品を配布する。 人権啓発絵画・ポスター展 日時：12月（予定） 場所：醍醐支所2階ロビー、管内金融機関 出展数：60点（予定） 内容：醍醐管内の小・中学生が描いた人権啓発絵画・ポスターを展示する。	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
2	伏見区憲法月間事業	<事業目的> 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。 <事業計画> ①継続 伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 憲法月間街頭啓発 日時：5月14日（予定） 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、マツヤスーパー醍醐店前、パセオ・ダイゴロー西館前、ホームセンターコーナン六地藏店前 内容：人権啓発パネル展・人権啓発書道展・伏見区人権啓発講座などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発物品を配布する。 人権啓発書道展 日時：5月1日～31日 場所：醍醐支所2階ロビー 出展数：100点 内容：醍醐管内の小学生による、人権をテーマとした書道展を実施する。 伏見区人権啓発推進協議会 公開研修会 予定 日時：5月（未定） 場所：伏見区総合庁舎1階ホール 講師：未定 テーマ：未定 備考：伏見区の事業として実施	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
3	区民ふれあい相談コーナーの開設	<事業目的> 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 <事業計画> ①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。 【内容】 窓口や電話での相談を常時受付 法律相談：毎週水曜日	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	③

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
4	区民ふれあい事業等の開催	<事業目的> 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 <事業計画> ①継続 多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深める。 第25回醍醐ふれあいプラザ 日 時：9月20日（予定） 午前10時～午後2時 場 所：折戸公園 内 容：未定 福祉のまち醍醐・交流大会 日 時：1月23日（予定） 午前10時～午後4時 場 所：京都市醍醐交流会館 内 容：未定	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
5	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	<事業目的> 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的とする。 <事業計画> ①継続 会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図る。 第25回醍醐ふれあいプラザ 福祉のまち醍醐・交流大会 内容：人権啓発コーナーを設け、人権啓発パネルを展示して、啓発物品を配布する。	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
6	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	<事業目的> 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間及び人権月間の取組として実施し、啓発チラシと啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 憲法月間街頭啓発 日 時：5月14日（予定） 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場 所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：人権啓発パネル展・人権啓発書道展・伏見区人権啓発講座などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発物品を配布する。 人権月間街頭啓発 日 時：12月3日（予定） 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場 所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：「人権を考える講演会」や「ふしみ人権の集い」などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発ビラと啓発物品を配布する。	醍醐支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	①
7	精神保健事業 [精神障害者家族懇談会]	<事業目的> 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 <事業計画> ①継続 精神障害者を抱える家族を対象に実施する。家族が、精神障害者を理解し、支えていくための学習や情報提供を行う。また家族同士が、お互いの思いを共有するための交流の機会を設ける。 4回開催予定 内 容：医師等による学習会、交流、社会復帰相談指導事業と合同講座	醍醐支所 健康づくり推進室 （保健センター）	①

市会事務局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化	＜事業目的＞ 誰もが傍聴・視聴できるような環境を整える。 ＜事業計画＞ ①継続 手話通訳の事前申請、介助犬等の同伴があれば受付対応し、誰もが利用しやすいように努める。	市会事務局 総務課	②
2	職員研修	＜事業目的＞ 職員の人権問題に対する理解と認識をより一層深め、人権意識の高揚を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 人権に関する様々な課題に対する認識及び課題解消に向けた内容の研修を実施する。	市会事務局 総務課	④
3	点字請願、陳情の受付	＜事業目的＞ 全ての市民に利用してもらえるような市会制度を整える。 ＜事業計画＞ ①継続 点字による請願、陳情の受付を行う。	市会事務局 議事課	②
4	市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行	＜事業目的＞ 全ての市民に開かれた市会の推進に向け、視覚に障害のある方にも市会に関する情報を提供する。 ＜事業計画＞ ①継続 読みやすい市会だよりの発行に努める。	市会事務局 調査課	②
5	インターネットによる情報発信	＜事業目的＞ 全ての市民に開かれた市会の推進を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 ウェブアクセシビリティへの更なる対応と迅速な更新に努める。	市会事務局 調査課	②
6	リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成	＜事業目的＞ 全ての市民に開かれた市会の推進を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 外国人の方等へ外国語版リーフレットの提供を行う。	市会事務局 調査課	②

選挙管理委員会事務局

【凡例】
 分類 ①教育・啓発 ②保障
 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	投票しやすい環境の整備	＜事業目的＞ 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりを図る。 ＜事業計画＞ ①継続 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりに努める。また、障害のある方及び重度の在宅療養者等が選挙権の行使を容易にできるよう、指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に対する法改正の要望を行っていく。	選挙管理委員会事務局	②

監査事務局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	<事業目的> 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 講義のみではなく、DVD教材の視聴や職員同士のディスカッションを中心とした内容で研修を実施する。また、研修テーマについても未実施の分野や職員の関心の高いものを選び、幅広い知識を身に付ける。	監査事務局	④

人事委員会事務局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	＜事業目的＞ 身体に障害のある方へ就職の機会を提供し、全ての人のために暮らしやすい社会の実現を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 ■身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	人事委員会事務局	②

消防局

【凡例】 ①教育・啓発 ②保障
分類 ③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	印刷物への人権啓発標語の掲載	＜事業目的＞ 当局が発行する印刷物に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 より多くの市民に人権擁護思想を普及高揚させるため、消防局等において発行する印刷物に人権啓発標語を掲載する。	消防局 庶務課	①
2	市民からの相談電話を通じた情報提供	＜事業目的＞ 市民からの消防に関わる要望・意見・相談・問合せ等に適切に対応し、市民の消防に対する認識を深めるとともに、市民の要望等を消防行政に反映させ、より一層信頼させる消防行政を推進するため、昭和43年から実施している。 ＜事業計画＞ ①継続 消防業務に関連して、人権が侵害された場合の相談窓口として適切な対応を行う。	消防局 庶務課	②
3	京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導	＜事業目的＞ 高齢者を対象としたテーマとして、「みんなで守る！～高齢者の防火安全対策～」を設定し、高齢者への防火防災に関する普及啓発を実施している。 ＜事業計画＞ ①継続 各団体からの出講依頼に基づき、高齢者に対する防火防災指導を実施する。	消防局 企画課	②
4	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	＜事業目的＞ 消防署、消防出張所等に人権啓発看板等を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 ＜事業計画＞ ①継続 より効果的な人権擁護思想の普及を図るため、人権月間等（憲法月間、人権月間、人権強調月間）において消防署、消防出張所等に人権啓発看板を掲出する。	消防局 企画課	①
5	ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導	＜事業目的＞ 平成6年1月に「視聴覚障害者等の火災安全対策に係る設備等の設置指導要領」を制定し、社会福祉施設や宿泊施設などを対象として、聴覚障害者用の警報設備（点滅形誘導灯など）をはじめとする避難誘導システムの設置を促進することにより、安心安全なまちづくりを目指している。 ＜事業計画＞ ①継続 引き続き、対象施設への避難誘導システムの設置指導を推進する。	消防局 予防部	②
6	防火安全指導の実施	＜事業目的＞ 職員が、高齢者や障がい者等の在宅避難困難者宅を年1回以上訪問し、出火及び人命の危険に係る事項の点検を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行う。その際、いざという時に119番通報や救急隊員等への情報提供を迅速に行っていただくためのふれあい手帳や安心カードを配付する。 ＜事業計画＞ ①継続 全ての対象世帯において、面談することを目標に1年を通して実施する。	消防局 市民安全課	②
7	熱中症対策指導の実施	＜事業目的＞ 無理な節電により、高齢者等が熱中症にかからないよう、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。 ＜事業計画＞ ①継続 高齢者等に対し、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。	消防局 市民安全課	②
8	防火防災教育訓練の実施	＜事業目的＞ 女性、子ども、高齢者等を含め市民全てを対象に、各地域において、消火実験会や地震対応訓練、防火防災に関する講習などを実施する。 ＜事業計画＞ ①継続 女性、子ども、高齢者等を含め一人でも多くの市民が参加できるよう、各地域において、防火防災に関する訓練や講習などを実施する。	消防局 市民安全課	②
9	防災行動マニュアルの策定（身近な地域の市民防災行動計画づくり）	＜事業目的＞ 自主防災部を単位に、自分たちの町の防災について考え、話し合い、その内容を行動計画としてまとめた町内版の地域防災計画である身近な地域の市民防災行動計画づくりを推進している。H27年度からは学区版の防災計画である防災行動マニュアルの策定を進め、防災マップの作成等を通じた高齢者等の実態把握等についても盛り込むよう指導する。 ＜事業計画＞ ②改善 現在、ほぼ全ての自主防災部で計画が策定されており、防災マップの作成をはじめとする計画の検証、見直しを防災行動マニュアルの策定に合わせて進める。	消防局 市民安全課	②

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
10	地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築	<事業目的> 在宅介護に係る事業者、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等と火災等の災害から高齢者等のいのちを守るための情報交換を定期的に行うなど積極的に連携する。 <事業計画> ①継続 各署において引き続き実施予定。	消防局 市民安全課	②
11	安心アドバイザー研修の実施	<事業目的> ホームヘルパー等を対象に、高齢者宅等を訪問した際に、火災危険の排除や防火等のアドバイス等が出来る知識及び技術を備えるための研修の実施。 <事業計画> ①継続 各署において引き続き実施予定。	消防局 市民安全課	②
12	「チャレンジ！防災リズム」を活用した幼児への防災教育の実施	<事業目的> リズム遊びを通じて楽しく安全行動（地震及び火災に対する退避行動等）を習得させる。 <事業計画> ①継続 各園（所）において、日頃の保育や教育の中での「チャレンジ！防災リズム」の実施を促す。	消防局 市民安全課	②
13	防火防災救急リーフレットを活用した乳幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発	<事業目的> 乳幼児の保護者に対して、乳幼児を対象とした火災予防対策、地震対策及び乳幼児への応急手当を普及啓発する。 <事業計画> ①継続 リーフレットを作成し、各保健センターを通じて乳幼児の保護者に配付するほか、乳幼児とその保護者を対象とした防火防災行事で活用する。	消防局 市民安全課	②
14	防火防災パンフレット「みんなの消防探検」を活用した小学生への防災教育の実施	<事業目的> 「消防の仕事」について学習する学校授業等に際し、防火防災パンフレット「みんなの消防探検」を活用し、小学生に防火防災に関する知識を普及し、防火防災思想を高める。 <事業計画> ①継続 パンフレットを作成し、小学4年生の「消防の仕事」の授業等に合わせて各小学校に配付。	消防局 市民安全課	②
15	消防の図画・ポスター・作文の募集を通じた幼少年者への防火防災思想の普及啓発	<事業目的> 消防の図画・ポスター・作文募集を通じて、児童等はもとより広く市民の消防に対する理解と認識を深め、防火防災意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 9月中を募集期間とし、10月中旬に審査会を開催する。	消防局 市民安全課	②
16	ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載	<事業目的> 幼少年向け等に作成した広報媒体（みんなの消防探検、消防の図画・ポスター・作文作品集、防火防災救急リーフレット）をホームページに掲載し、更なる防火防災に関する知識の普及を図る。 <事業計画> ①継続 平成27年度版のパンフレットを作成した後、速やかにホームページに掲載する。	消防局 市民安全課	②
17	京都市WEB119の実施	<事業目的> 聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方からの119番通報を確保するために携帯電話のWeb機能（インターネット機能）等を用いて、利用者が外出中でも文字通信により緊急通報を行えるシステム。京都市内の居住者や通学通学者のほか、観光等で京都市を訪問される方も利用可能。 <事業計画> ①継続 リーフレットを活用し、未登録者に対し登録を促す。	消防局 市民安全課	②
18	緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業	<事業目的> 緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を構築している。 <事業計画> ①継続 リーフレットを活用し、防火安全指導等の機会を通じ、対象者に設置利用を促す。	消防局 市民安全課	②
19	消防ファクシミリの運用	<事業目的> 聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方等からの緊急時の通報体制を確保するため、加入電話ファクシミリを用いた通報体制を整備している。 当該ファクシミリでは、緊急時の通報のほか、利用者からの防火相談に各消防署が対応したり、火災予防運動や出火防止キャンペーンの実施等、必要な情報提供を行っている。 <事業計画> ①継続 防火安全指導等を通じて、対象者に対して未登録の場合、変更事項がある場合、新規登録・変更登録を促す。	消防局 市民安全課	②

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
20	市民防災センターにおける防災体験	<事業目的> 災害の疑似体験を通じて、子どもや高齢者を含む来館者に対して防災に関する知識や技術の普及向上及び防災意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 工夫を凝らしたイベント等を実施し、一人でも多くの市民の来館を促す。	消防局 市民安全課	②
21	4箇国語版 防火防災パンフレットの配付	<事業目的> 英語、中国語、ハングル、日本語で記載した防火防災パンフレットを活用して、本市に在住する外国人に対し、災害に対応できる知識と技能を身に付けさせる。 <事業計画> ①継続 パンフレットを外国人が利用する施設等を通じて配付するほか、各消防署で実施する外国人を対象とする防火防災事業で活用する。	消防局 市民安全課	②
22	4箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載	<事業目的> 緊急時の通報要領を記載した通報依頼カードをホームページに掲載することで、外国人に対し通報要領を周知する。 <事業計画> ①継続 ホームページへの掲載を継続する。	消防局 市民安全課	②
23	我が家の防火診断の実施	<事業目的> 将来の防火防災の担い手である子どもたちの防火意識の高揚と防火に関する知識を深め、それぞれが居住する住宅での火災危険を排除するとともに、家族等への防火防災意識の啓発能力を習得させる。 <事業計画> ①継続 各署において計画的に実施予定	消防局 市民安全課	②
24	家具転倒防止器具普及啓発事業	<事業目的> 地震による被害を軽減するため、地域ぐるみで在宅避難困難者世帯に家具転倒防止器具の取付けを行っている自主防災組織等に家具転倒防止器具を提供し、その活動を支援することにより、地震による家具の転倒防止対策を普及する。 <事業計画> ①継続 各種防火防災行事等で、家具の転倒防止対策の普及啓発を進める。	消防局 市民安全課	②
25	筆談具の設置	<事業目的> 聴覚に障がいのある方などとのコミュニケーションを図る手段として、各署所に筆談具を設置し、来庁時や防火安全指導時等に活用する。 <事業計画> ①継続 引き続き、聴覚に障がいがある方が来庁した際などに活用する。	消防局 市民安全課	②
26	ホームページ上へのAEDマップの公開	<事業目的> 市民の方や観光客に対して、あらかじめ市内のAED設置場所を知っていただき、AEDを使用した応急手当を速やかに行っていただくことにより救命率の向上を図る。 <事業計画> ①継続 昨年度と同様に掲載承諾を得て公開する。	消防局 救急課	②
27	4箇国語対応救急活動現場シートの運用	<事業目的> 英語、スペイン語、中国語、ハングル語の4箇国語に対応したピクトグラム（表したい概念を単純な絵文字で表現したもの。）を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況を迅速に把握する。 <事業計画> ①継続 引き続き、当該シートを活用し、外国人の観光客等の傷病状況の迅速な把握に努める。	消防局 救急課	②
28	安心救急ステーション事業における外国人対応	<事業目的> 商店街やコンビニエンスストア、観光地の土産物店等を対象に、付近で救急事案が発生した際の119番通報や応急手当、救急隊への的確な引継ぎなど救命リレーの第1走者としての活動を担う事業所を「安心救急ステーション」と認定し、市民、観光客の一層の安心安全を確保するもの。認定事業所には、外国語対応シートを配付している。 <事業計画> ①継続 平成24年度に当初の目標である1,500事業所の認定を達成し、今年度も引き続き、本事業の趣旨に賛同していただける事業所等への認定を行うとともに、市民、観光客の安心安全の確保のため、当該事業を推進していく。	消防局 救急課	②
29	救急活動記録書の遺族への提供	<事業目的> 本事業は、救急搬送された傷病者が死亡された場合に限り、京都市個人情報保護条例が限定している請求者の範囲を広げることで、遺族からの要望を受け、死亡された方の権利利益を保護した上で、救急活動記録書に記載された情報を遺族に提供するもの。 <事業計画> ①継続 昨年度と同様に申請に基づき、救急活動記録書の遺族への提供を実施していく。	消防局 救急課	②

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
30	救命入門コース	<事業目的> 小学5、6年生を対象に、胸骨圧迫とAEDの実技を中心とした短時間講習（90分）を、実施し、学童時期から救命の意識を高めるとともに、将来的に普通救命講習の受講者の裾野を広げる。 <事業計画> ①継続 小学校等において、救命入門コースの受講を推進する。	消防局 救急課	②
31	普通救命講習Ⅲ	<事業目的> 学童保育関係者等を主な対象として、主に小児、乳児及び新生児を蘇生対象とした救命講習（心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去、止血法）の受講を推進する。 <事業計画> ①継続 他の普通救命講習及び上級救命講習を併せ、救命講習年間修了者数34,000人の達成を目指す。	消防局 救急課	②
32	「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施	<事業目的> 日本語による会話が困難な外国人観光客や留学生等に対して、電話同時通訳サービスを用いた多言語通訳体制を確保し、119番通報時や災害現場での対応を円滑に行う。 <事業計画> ①継続 119番通報時や災害現場対応時において、電話同時通訳サービスを用いた24時間365日対応可能な多言語通訳体制を確保する。（平成25年10月から実施）	消防局 指令課	②
33	障害者福祉講座の実施	<事業目的> 障害のある人の問題について理解と認識を深め、豊かな人権感覚と行動力を身に着ける。 <事業計画> ①継続 平成27年度上半期に実施予定	消防局 教養課	④
34	国際文化系研修の実施	<事業目的> 外国人が災害時要救護者にならないために、必要な知識や方法等への理解を深めるなど、地域に住む外国人への対応能力の向上を図る。 <事業計画> ①継続 平成27年度上半期に実施予定	消防局 教養課	④
35	手話講座の実施	<事業目的> 聴覚言語に障害がある方との意思伝達に必要な手話を修得する。 <事業計画> ①継続 平成27年度上半期に、延べ6日間実施予定	消防局 教養課	④
36	少年消防クラブ	<事業目的> 少年少女に防火防災に関する知識及び技能を普及し、防火防災思想を高めるとともに、防火防災マナーを身につけた社会人を育成する。 <事業計画> ①継続 市内各少年消防クラブにおいて、概ね月1回、年間12回の研修及び消防出初式でのパレードへの参加を予定している。	消防局 教養課	②
37	幼年消防クラブ	<事業目的> 幼児に正しい火の取扱いを教育し、火遊びによる火災を防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、防火の大切さを習うことを目的とする。 <事業計画> ①継続 園内での活動を中心に行い、消防署見学、花火指導、防火映画会及び消防の図画・ポスターの写生会などを実施する。また、消防出初式でのパレードへの参加を予定している。	消防局 教養課	②
38	未就学児とその保護者に対する防火等の指導	<事業目的> 未就学児を火災や家庭内事故から守る。 <事業計画> ①継続 未就学児を火災や家庭内事故から守るため、未就学児とその保護者を対象に参加型の「みんなでコンサート」を実施。「パネルシアター」、「ほくとわたしの命をまもるチャレンジ！ぼうさいリズム」など、音楽を通じて防火に関する安全教育を行う。	消防局 教養課	②
39	消防団員を対象とする研修会	<事業目的> 消防団員の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 昨年度の実績を踏まえ、消防団員の人権意識の高揚を図るための研修会を実施していく。	消防局 教養課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
40	機関誌「京都消防」への情報等の掲載	<事業目的> 職員の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ③廃止 機関誌「京都消防」に人権講座の記事を掲載していたが、同誌の出版が終わったため、平成26年12月号で掲載を終了した。	消防局 教養課	④
41	階層別研修、担当業務別研修	<事業目的> 消防業務と人権との関わりについて、職員の理解を深める。 <事業計画> ①継続 消防業務と人権との関わりについて理解を深めるため、消防学校における階層別、担当業務別の各課程において人権に視点を置いた研修（カリキュラム）を行う。	消防局 教養課	④
42	職場研修	<事業目的> 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 より効果的な研修となるよう、職場研修においては参加型、体験型研修を積極的に取り入れる。	消防局 教養課	④
43	外部講師による人権講座の開催	<事業目的> 人権行政を推進するに当たり、様々な人権課題についての職員の更なる理解を深める。 <事業計画> ①継続 人権行政を推進するにあたり、さまざまな人権課題についての職員の更なる理解を深めるため、外部の専門講師による人権講座を定期に開催する。 局本部、消防学校、各消防署及び分署で各1回実施予定	消防局 教養課	④
44	人権研修推進者の養成	<事業目的> 職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図る。 <事業計画> ①継続 職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図るため、行財政局等が実施する人権関連講座及び消防局が実施する人権関連講座等を受講させる。	消防局 教養課	④
45	人権研修推進者等による研修内容等の検討	<事業目的> 人権研修推進者が研修内容を自ら検討することで、職場研修をより効果的なものとする。 <事業計画> ①継続 職場研修をより効果的なものとするため、人権研修推進者等により職場研修の方法、内容等の事前検討を行うとともに研修結果についても十分な検証を行うものとする。	消防局 教養課	④

交通局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	「こども110番のくるま」の取組の実施	<事業目的> 子どもの安心安全を守る。 <事業計画> ①継続 走行中に助けを求めてきた子どもを発見した場合に、保護し、状況によっては110番通報又は119番通報等をするなど、安全な地域づくりに貢献する。	交通局 各課	②
2	地下鉄駅施設の整備	<事業目的> 地下鉄駅の施設を整備することで、どのような人にとっても利用しやすい駅を目指す。 <事業計画> ①継続 地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図る。 地下鉄北大路駅及び今出川駅の一般旅客用トイレの全面改修を行い、トイレの快適性を向上させるとともに、トイレ出入口部分の段差解消や洋式便器の設置を行う。	交通局 技術監理課 電気課	②
3	地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置	<事業目的> 子どもを犯罪などの危険から守る。 <事業計画> ①継続 地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置した。不審者に襲われるなどして逃げ込んできた子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献する。	交通局 運輸課	②
4	ノンステップバスの充実	<事業目的> 車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。 <事業計画> ①継続 導入予定車両数47両（路線車両800両のうち累計744両）	交通局 技術課	②
5	職場研修推進専門委員会	<事業目的> 市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高める。 <事業計画> ①継続 「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場研修総括推進者（課長級職員）及び職場研修推進者（補佐・係長級職員）で構成される。 職場研修推進会議専門委員会 実施回数：10回程度	交通局 研修所	④
6	啓発ポスターの作成及び掲出	<事業目的> 市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図る。 <事業計画> ①継続 京都市内の人権に関わる史跡や施設等を題材にした人権啓発ポスターを作成する。また、併せて、当該施設への市バス・地下鉄による路線案内を掲載し、市バス・地下鉄の車内及び交通局施設等に掲出する。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間） 12月（人権月間） 施設名：京都市教育相談総合センター 配布数：各月 1,300枚	交通局 研修所	①
7	街頭人権啓発活動の実施	<事業目的> 地下鉄の利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気付き、人権意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅（四条駅・山科駅）で啓発チラシ及び啓発物品を配布する。 実施月：5月、12月 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 600個	交通局 研修所	①
8	市バス車内への人権啓発絵画の展示	<事業目的> 市バスの利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気付き、人権意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出する。 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚	交通局 研修所	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
9	人権行政に関する資料・情報の職員への提供	<事業目的> 職員が人権行政に関する資料・情報を共有することで、職員全体の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 交通局事業を進めるうえで人権の尊重を基本理念に置くことは極めて重要であり、職員に対しては、日常不断に人権についての情報を提供していく必要があり、必要な参考図書の配付等を行う。	交通局 研修所	④
10	局職員に対する人権問題啓発講座	<事業目的> 基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨く。 <事業計画> ①継続 集合研修を実施する。 実施日：12月 実施回数：1回 内容：重要な課題について検討する。	交通局 研修所	④
11	階層別職員研修	<事業目的> 公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、サービスの厳正を守る意識を高める。 <事業計画> ①継続 新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深める。 新規採用職員研修（事務、技術・バス運転士・地下鉄駅職員）、新任主任研修（自動車部）	交通局 研修所	④
12	参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施	<事業目的> 人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加・体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員の育成を図る。 <事業計画> ①継続 実施講座：フィールドワーク 1～2回、20人程度	交通局 研修所	④
13	交通局契約の広告代理店に対する人権啓発研修	<事業目的> 広告代理店と人権啓発に関する情報を共有し、人権意識を向上させることで、どのような方も利用しやすい地下鉄を目指す。 <事業計画> ①継続 人権啓発に関する情報を収集し、市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、日常業務との関連のある内容について、情報連携を進めていく。	交通局 営業推進室	①
14	刊行物等への啓発標語の掲載	<事業目的> 交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発標語の掲載された啓発ポスターを掲出することにより、より多くの職員や市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発ポスター	交通局 営業推進室	①
15	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	<事業目的> バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等の人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 <事業計画> ①継続 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル	交通局 各事業所	①
16	所属・職場研修	<事業目的> 「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指す。 <事業計画> ①継続 各所属において人権研修を実施する。 実施月：6月～7月 実施回数：70回 受講者数：約1,600人	交通局 各課	④
17	障害のある人、外国籍市民等との交流事業の推進	<事業目的> 人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られることから、人権問題を抱える当事者と積極的に交流を図る。 <事業計画> ①継続 実施日：6月～7月 受講者数：約500人 テーマ：重要な課題について検討する。	交通局 各課	④

上下水道局

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	コミュニケーションボードの設置	<事業目的> 外国人のお客さまや障害のあるお客さまとの窓口対応における意思疎通の円滑化を図る。 <事業計画> ①継続 上下水道局営業所の窓口における主な対応の内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作製し、各営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。	上下水道局 お客さまサービス推進室	②
2	聴覚障害者への窓口対応支援事業	<事業目的> 高齢者や耳の不自由な方が安心していただけるよう、局施設に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置し、環境づくりを図る。 <事業計画> ①継続 上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービス窓口コーナー、営業所及び下水道管路管理センターに「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置するとともに、外勤職員が筆談用具を携行する。	上下水道局 お客さまサービス推進室	②
3	認知症あんしんサポーター養成講座	<事業目的> 高齢者及び認知症のお客さまへの対処方法について、理解と知識を深める。 <事業計画> ①継続 【予定】 営業所職員及び水道メーター検針業務の委託先である民間事業者の職員に「認知症あんしんサポーター養成講座」を受講させるとともに、高齢サポート職員との意見交換を実施する。	上下水道局 お客さまサービス推進室	④
4	庁内誌への啓発標語の掲載	<事業目的> 職員一人一人の人権意識の高揚を図る。 <事業内容> ①継続 職員の自主学習の素材提供として定期的に発行する庁内誌に、啓発標語を掲載する。	上下水道局 職員課	①
5	職場研修推進講座	<事業目的> 職員一人一人の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ③廃止・休止 職員研修として局内で実施している憲法月間講座や人権月間講座、各所属への職場研修実施依頼に、職場研修の計画及び実施運営、職員に対する適切な指導に関する内容を盛り込むため、左記講座を廃止する。	上下水道局 職員課	④
6	関連企業に対する啓発活動の実施（人権月間の取組）	<事業目的> 人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深める。 <事業計画> ①継続 上下水道工事事業者団体である京都市公認水道協会の会員等に対し、人権月間等に「講演・啓発ビデオ視聴、意見交流」による研修会を実施する。研修会については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】人権月間等の取組 日時：12月初旬 場所：水道会館他 内容：①講演 ②映像	上下水道局 職員課	④
7	人権啓発看板等の掲出	<事業目的> より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板を掲出する。	上下水道局 職員課	①
8	各種会議等による局内連携の充実	<事業目的> 本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図る。 <事業計画> ①継続 人権行政主任・副主任会議、調整推進会議等において、効果的な研修方法等を協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等の開催	上下水道局 職員課	④

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
9	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	<事業目的> 人権尊重の視点から市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。 <事業計画> ③廃止・休止 平成27年度から「8 各種会議等による局内連携の充実」と統合し、左記の点検を人権行政主任・副主任会議、調整推進会議等において実施する。	上下水道局 職員課	④
10	職員研修	<事業目的> 「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりを図る。 <事業計画> ①継続 「憲法月間講座」等を開催する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】 憲法月間講座 日時：5月 場所：上下水道局研修室 内容：講演（講演内容未定） 人権月間講座 日時：12月 場所：上下水道局研修室 内容：講演（講演内容未定）	上下水道局 職員課	④
11	人権研修等に関する資料の提供	<事業目的> 職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてDVDや書籍等の研修資料の充実を図る。 <事業計画> ①継続 【予定】 DVDの購入	上下水道局 職員課	④
12	職場研修の充実	<事業目的> 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 <事業計画> ①継続 職員一人一人が人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の充実を図る。	上下水道局 各課・事業所	④

教育委員会

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 教育実践研究の推進	<事業目的> 学校現場における人権教育の今後のありようについて、またLD等通級指導教室の運営並びに活用についての研究を進める。 <事業計画> 研究協力校での実践授業等を通して研究を進め、研究のまとめを研究発表会で報告並びに研究紀要や成果物という形にまとめ学校現場等へ配信する。	教育委員会 総合教育センター	①
2	【新規】 留学生による学校活動 支援事業	<事業目的> 京都市立小・中学校の学校活動において、留学生の活躍の場を拡大・充実するとともに、より一層の国際理解教育の推進を図る。 <事業計画> ・多文化学習推進プログラムの拡大 従来から実施している当プログラム事業をより一層充実させるために、学校への留学生派遣制度（京都市国際交流協会「国際理解プログラムPICNIK」）を積極的に活用し、外国人の講師として活動することで活躍の場を拡大するとともに、更なる国際理解教育を推進する。 ・母語支援活動 日本語で日常会話ができる留学生を市立学校に継続的に派遣し、外国籍及び外国にルーツを持つ児童生徒に対し、母語による授業中の学習支援や会話のサポート等を行うことにより、子どもたちの学校生活への適応を促進するとともに、留学生の活躍・交流の場の拡充に役立てる。	教育委員会 学校指導課	①
3	地域読み書き教室支援 事業	<事業目的> 小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、文字の習得を図る。 <事業計画> ①継続 要件を満たす団体に対し、年間100,000円を限度とした補助金を交付し、文字の習得を図るために各地域で行われるサークル等の自主的な活動を支援する。	教育委員会 学校指導課	①
4	「人権教育指導資料集 （参考試案）」の活用	<事業目的> 児童生徒の発達段階に応じた資料集を使用することで、適切な人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 「人権教育指導資料集（参考試案）」を活用し、児童生徒の発達段階に十分留意した系統的な指導を推進する。	教育委員会 学校指導課	①
5	「《学校における》人 権教育をすすめるにあ たって」に基づいた人 権教育の推進	<事業目的> 本市の人権教育の指針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づき、各校で人権教育の一層の充実を図る。 <事業計画> ①継続 これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題の解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。作成から7年が経過した平成21年度に、「人権教育検討委員会」を設置し、平成22年3月に内容を改訂した。本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき重点課題として、(1)子どもにかかわる課題、(2)男女平等にかかわる課題、(3)障害のある人にかかわる課題、(4)同和問題にかかわる課題、(5)外国人・外国籍市民等にかかわる課題、(6)HIV感染者等にかかわる課題、(7)その他の課題等を挙げている。 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を基本指針として、各校の実態に即して策定している「人権教育全体計画」及び「年間指導計画」に基づいて人権教育の一層の充実を図っていく。また、教職員の人権意識の高揚及び指導力の向上を図るための研修会も実施する。	教育委員会 学校指導課	①
6	男女平等教育の推進	<事業目的> 学校教育の中で男女平等教育を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。 <事業計画> ①継続 (1) 不合理な性別役割分担意識とそれを背景にする女性に対する偏見等が子どもたちに与えている影響の大きさを踏まえ、男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして、年間計画の中に位置付け、子どもへの指導を推進する。 (2) セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス(夫婦や恋人などの男女問題において特に男性から女性に加えられる暴力)を人権問題として位置付け、教職員研修を充実させる。 (3) 進学・就職に際して、男女共にその個性や能力が十分に発揮できるよう「個が生きる進路の実現」に向けた進路指導の一層の充実に取り組む。 (4) 男女がお互いの特質を理解することを基盤として、尊重・協力しあいながらそれぞれの役割を担い健康で明るい家庭・社会生活を営むことのできる能力や態度の育成を目指す。 (5) 男女平等教育を効果的に推進するうえで、家庭・地域の果たす役割の重要性をふまえ、家庭・地域教育学級や保護者懇談会等様々な機会をとらえて、家庭・地域の連携を強化する。 (6) 教職員自身の性別意識や偏見等を払拭し、すべての教育活動を見つめなおすために、男女平等教育を推進するうえでの指導内容等に関する教職員研修を充実させる。	教育委員会 学校指導課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
7	同和教育の推進	<事業目的> 児童生徒の人権意識の高揚を目指し、人権尊重を基盤とした社会の実現を図る。 <事業計画> ①継続 ・すべての子どもたちの自立と家庭教育力向上の支援など、人権教育としての取組を一層充実させる。 ・社会科での同和問題をはじめ、人権尊重の観点から、発達段階に応じて、同和問題を児童生徒に正しく理解させる指導を推進する。	教育委員会 学校指導課	①
8	外国人教育の推進	<事業目的> (1) 外国人教育が民族差別の解消を目指す教育であるとともに、国や民族の違いを認め共に生きる国際協調の精神を養うことを目指す教育であることを再認識し、各校の実態に応じた重点目標を明らかにし、保護者啓発を含め組織的・計画的な取組を一層推進する。 (2) 外国人問題の歴史的経緯、現状と課題についての認識の深化と課題解決に向けた実践につながる研修の充実を図る。 (3) 社会科をはじめとする外国人教育に関連する単元等における指導や「民族の文化にふれる集い」などを通し、外国の文化や伝統を理解させるとともに、それぞれの主体性を認め、互いに理解・尊重し、差別のない社会を目指して共に生きていこうとする態度を養う。 (4) 日本が古くから朝鮮半島と政治・経済、文化等で交流があったことなど、アジアの近隣諸国と日本の歴史的な関係をはじめ、世界の人々の交流の軌跡と現状についての正しい認識を培う。 (5) 市内にある民族学校や国際学校、外国の学校との継続的な交流を充実するとともに、留学生派遣制度（京都市国際交流協会「国際理解プログラムPICNIK」）等の外国の文化にふれる取組への参加を積極的に促す。 (6) 「外国人教育方針」の補足となる「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」の通知を受けた取組を推進する。 (上記(6)の補足通知を受けた具体的な取組) ・多文化学習推進プログラムの実施 外国人の講師を通して、多様な言葉や文化にふれるなど、広く国際理解・国際協調を深めることを目指す。 ・土曜コリア教室の実施 市内の小学校に在籍する韓国・朝鮮籍児童及び韓国・朝鮮にルーツをもつ児童が自らの文化や言葉等を学ぶことを通して、民族的・文化的アイデンティティを大切にし、民族的自覚の基礎を培うことを支援するとともに、国際理解・国際協調の精神を育むことを目的に実施する。 <事業計画> ①継続 ・多文化学習推進プログラムの実施 各校の実態に即した形で取組を推進する。 ・京都市土曜コリア教室の実施 全市の児童（小学校3年～6年）を対象とし、韓国・朝鮮の言葉・遊び・音楽等を通して、韓国・朝鮮の生活や文化にふれるとともに、参加児童の交流を深める。 (実施予定) 定員：60人（京都市在住の国公立私立小学生） 教室実施回数：全10回程度（内1回分は民族の文化にふれる集いに参加） ・民族の文化にふれる集い（予定） 日時：平成28年1月30日（土） 場所：京都テルサ（南区） 内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童・生徒による、民族舞踊、民族楽器の演奏、歌・遊びの交流、児童・生徒の作品展示など	教育委員会 学校指導課	①
9	帰国・外国人児童生徒等に対する支援	<事業目的> 市立小中学校に在籍する中国帰国児童・生徒や外国人児童・生徒等に対し、言語や生活習慣等に配慮したきめ細かな指導を図るため、日本語指導拠点校の設置や日本語指導ボランティア、通訳ボランティアの派遣を行う。 また、主に来日初期の児童・生徒に対しては「特別的教育課程」による日本語指導を実施する。 <事業計画> ①継続 ・日本語指導ボランティアの派遣 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導員を随時派遣する。 ・通訳ボランティアの派遣 通訳を必要とする児童生徒及び保護者に対し、通訳を随時派遣する。 ・日本語を母語としない生徒や保護者のための多言語進路ガイダンスの実施 日時：平成27年8月上旬（予定） 内容：日本語を母語としない生徒や保護者を対象に、中学校卒業後の進路選択についての説明やグループ別相談会等を行う。	教育委員会 学校指導課	①
10	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	<事業目的> 人権を題材にした啓発ポスターを募集・掲示することにより、市民の人権意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 誰もが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集する。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。	教育委員会 学校指導課 文化市民局 人権文化推進課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
11	常設展示の充実	<事業目的> 広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小中学校の教師による障害児教育への熱意と工夫を伝える。 <事業計画> ①継続 常設展の1コーナーに「京都盲啞院」の創設に関する資料を展示し、視聴覚障害児のための日本で最初の近代教育の取組を紹介する。	教育委員会 学校歴史博物館	①
12	総合育成支援教育の推進	<事業目的> インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築と、一人一人のニーズに応じた教育の推進。 <事業計画> ①継続 ・子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえた就学相談の実施 ・障害のある子どもたちの教育の場についての見学説明会などの実施 【「出会いとふれあいのオープンスペース」開催予定】 6月～7月に10日程実施 ・「個別の包括支援プラン」や「個別の指導計画」による指導の推進 ・「総合育成支援員」の配置や「総合育成支援教育ボランティア」の養成・派遣 【「総合育成支援ボランティア養成講座」開催予定】 期間：6月～7月（2会場で5回連続講座を開催） 9月～11月（2会場で5回連続講座を開催） 定員：各会場20名 内容：障害のある子どものサポート等実践的な研修や障害理解等の理論研修 ・就学支援シート事業の推進 内容：LD（学習障害）等の支援の必要な子どもの特性や必要な配慮・支援の情報について、小学校入学後の学習や生活を円滑に開始できるよう、就学前の段階で、幼稚園や保育所等の就学前施設から小学校に伝える。	教育委員会 総合育成支援課	①
13	障害のある生徒の就労支援	<事業目的> 障害のある生徒の自立と社会参加を目指し、企業や労働・福祉関係機関とともに進路開拓・雇用促進、職場定着を図る。 <事業計画> ①継続 ・企業、労働・福祉機関、行政、学校で構成される「総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議」の開催（平成21年度から、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。） ・労働・福祉機関、行政、学校、PTAで構成される「巣立ちのネットワーク」による啓発活動や「障害のある市民の雇用フォーラム」の開催（平成21年度から、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。） ・白河総合支援学校東山分校（平成28年4月に本校化予定）が中心となって取り組む地域とともに進める新たなキャリア教育の更なる推進	教育委員会 総合育成支援課	
14	特別支援教育の理解促進	<事業目的> 地域の一員として当たり前で生活していける社会の実現を目指し、障害のある子どもたちへの市民の理解・認識を深める。 <事業計画> ①継続 ・障害のある児童生徒の教育に関する啓発を推進するため、「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」を開催する。 ・小中学校育成学級等で学ぶ子どもたちの作品を一堂に集め、学習成果の発表の一環として「小さな巨匠展」を開催する。 【「小さな巨匠展」開催予定】 平成28年1月21日～24日（日） ・障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動することで、双方の社会性や豊かな人間性を育成する「交流及び共同学習」を積極的に進める。	教育委員会 総合育成支援課	
15	障害のある市民の生涯学習事業	<事業目的> 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進することを図る。 <事業計画> ①継続 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施する。	教育委員会 総合育成支援課	①
16	「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進	<事業目的> いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法により条例で定めるところとされている事項及び法の実践に関し必要な事項を定める。 <事業計画> ①継続 本市及び市立学校における「いじめ防止基本方針」などの策定をはじめ、条例整備が必要である「いじめ問題対策連絡協議会」、「教育委員会の附属機関」、「重大事態への対処に係る市長による再調査のための附属機関」について規定する。	教育委員会 生徒指導課	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
17	児童虐待に関する研修の実施	<事業目的> 関係機関との一層の連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進する。 <事業計画> ①継続 今日の教育現場における多種多様な子どもたちの課題は、単に当該児童生徒の特性のみならず、家庭・学校・地域という子どもたちを取り巻く環境や、周囲の大人たちの対応、友人関係等、多くの要因が複雑に絡み合っており起きている。 そこで、課題の見立てと対応について、実践的な教職員対象の研修会を行う。 ・学校でのソーシャルワーク実践研修の実施 日時：5月13日、7月8日、7月30日、7月31日 場所：京都市教育相談総合センター	教育委員会 生徒指導課	①
18	心の居場所づくり推進事業	<事業目的> 子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと生活できる環境を整える。 <事業計画> ②改善 ・学びのパートナー等学生ボランティアの活用 ・「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの杜」の教育充実 ・「啐啄21・絆」の取組実施 ・フリースクールと連携した不登校対策の実施 ・「いじめ相談24時間ホットライン」の運営 ・不登校相談支援センターの運営 ・不登校フォーラムの実施 ・児童生徒登校支援連携会議の実施 ・スクールカウンセラーの配置 平成27年度に全京都市立小・中・高・総合支援学校への配置を完了。 学校における教育相談体制の充実及び課題の早期対応や予防を図る。 ・スクールソーシャルワーカーの配置 平成27年度は25名の配置を目指し、行政区毎の支部配置型を基本として小学校全支部への配置拡充を行う。	教育委員会 生徒指導課	①
19	健康教育の推進	<事業目的> 子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。 <事業計画> ①継続 (1)児童・生徒のセルフエスティーム（自尊感情や自己肯定感）の向上を図る。 (2)児童・生徒の「自己実現」を目指し、個と個をつながり集団づくりの取組を推進する。 (3)「学習を行動に結びつけるスキル」を獲得させるための取組を推進する。 (4)児童・生徒の「心と体の健康」を支援する活動を推進する。 (5)様々な感染症・アレルギー疾患等について、人権尊重の視点に立った指導をする。	教育委員会 体育健康教育室	④
20	学校における性に関する指導・エイズ教育の推進	<事業目的> 授業研修会を実施し、 (1) 児童・生徒に性やエイズについての正しい認識をもたせる。 (2) 人権尊重の観点に立ったエイズ教育を推進する。 (3) 児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれるエイズ教育の系統的な指導体系を確立する。 <事業計画> ①継続 教職員等への研修会を実施する。	教育委員会 体育健康教育室	④
21	家庭教育講座の実施	<事業目的> 「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切に家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会や、保護者同士の語り合いの場を設け、家庭でのよりよい教育の充実・促進を図る。 <事業計画> ①継続 全ての京都市立幼稚園、小学校、中学校、総合支援学校において、年間2回以上の学習会等を開催する。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①
22	生涯学習情報ネットワークシステムの運営	<事業目的> 市民の生涯学習を支援し、市民みんなが成長できる社会の実現を目指す。 <事業計画> ①継続 京都市内の生涯学習情報をインターネットなどにより提供し、市民の生涯学習活動を支援する。幅広い世代への利用促進を図るため、携帯電話・スマートフォンに対応した「モバイル版京（みやこ）まなびネット」の運用も推進する。	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	①
23	生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度	<事業目的> 地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育団体への助言・指導を行う生涯学習アドバイザーを置くことで、市民に生涯学習の推進を促す。 <事業計画> ①継続 生涯学習アドバイザー、特別社会教育指導者を積極的に支援する。	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
24	各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等人権学習会の開催	<事業目的> 各家庭の教育力の向上を図る。 <事業計画> ①継続 家庭や地域で、「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等（家庭教育講座（幼・小・中・総）等）や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施をする。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
25	京都市PTAフェスティバル	<事業目的> 京都市立の全校種のPTA会員が一堂に集い、会員同士の交流や各校PTAの活性化を図り、また、親子が一緒になって遊び、学ぶことを通して親子の絆を深めることを目的に開催。その際に、人権啓発のパネル展示を行い、参加された方の人権に関する意識の高揚を図っている。 <事業計画> ①継続 開催日：平成27年12月12日（土） 場 所：国立京都国際会館 イベントホール 内 容：PTA活動の充実を図るため、実行委員会で内容を精査・検討する予定。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
26	親と子のこころの電話相談員の養成	<事業目的> 子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。 <事業計画> ①継続 ○第17期生養成研修会 11回開催 ○個別事例研修会 12回開催 ○相談員全体研修会 4回開催 ○相談員宿泊研修会 1回開催 ○相談員1日研修会 1回開催	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進 担当	③
27	温もりの電話相談員の養成	<事業目的> 京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。 <事業計画> ①継続 ○相談員全体研修会 2回開催 ○相談員実践研修会 2回開催 ○スーパーバイザーの委嘱	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進 担当	③
28	憲法月間・人権月間におけるPTA街頭啓発・パレード	<事業目的> 市民に人権の尊さと呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進する。 <事業計画> ①継続 憲法月間・人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布及びパレードによる街頭啓発活動を支援する。 活動目的の徹底、他団体との幅広い連携等により、より充実した取組を行う。 (1)人権啓発パレード（憲法月間） 日 程：平成27年4月18日（土） 場 所：京都市役所前～総合教育センター 参加者：約500人 (2)PTA街頭啓発（人権月間） 日 程：平成27年12月5日（土） 場 所：市内約23ヶ所	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
29	人権行政に関する情報の職員への提供	<事業目的> 職員一人一人の人権意識を高める。 <事業計画> ①継続 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。 ○「人権啓発映画」の購入	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
30	家庭教育新聞の発行	<事業目的> 「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念が、市民生活の隅々にまで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がることを目指し、子どもたちの人権尊重の視点を基本に、家庭での生活習慣や教育、子育てに役立つ情報、親子で参加できる京都市の催しや施策の紹介など、幅広く取り上げることで、教育情報誌としての充実を図る。 <事業計画> ①継続 家庭・地域教育の充実と振興のため、全市の保護者を対象に家庭教育新聞「あしたのために」を発行する。 【発行予定】 ・発行回数：年4回（214号～217号） ・配布先：全市立幼稚園・小・中・高・総合支援学校、 私立・国立幼稚園、私立・国立小・中学校 及び市内全保育所の保護者のほか、 図書館・区役所等市関係施設。 ・発行部数：各170,000部	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
31	人づくり21世紀委員会	<事業目的> 19年2月に制定された「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念があらゆる場で実践される社会の実現を目指して、子どものいのちに関わる緊急課題である「薬物」「エイズ」「虐待」「インターネット・ソーシャルメディアの不適切利用」等の解決に向けて取組を推進する。 <事業計画> ①継続 ・「京都はぐくみ憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現に向けた取組の推進 ・上記憲章の理念の普及、子どもを取り巻く緊急課題の課題解決に向けた連続講座等の開催 ・「人づくりフォーラム」の開催 日時：平成28年2月 内容：講演会 他 場所：未定	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
32	教職員研修（教職員の職務別・経験年次別研修）	<事業目的> 学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・力量の向上を図る。 <事業計画> ①継続 (1) 職務別・経験年次別研修 管理職、人権教育に関わる主任、採用1年目教職員等を対象に実践発表及び協議形式等による研修を実施する。 (2) 教職員を対象とする希望参加制の研修 全教職員を対象に「学校における人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、講演や実践発表等を内容とする研修を実施する。 上記(1)・(2)の研修にあたっては、受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるための受講者参加型研修等、研修方法の工夫を図る。	教育委員会 総合教育センター	④
33	校・園内研修の実施	<事業目的> 自校・園における人権教育の確立・推進を図る。 <事業計画> ①継続 各校・園において人権教育に関する研修を計画的に実施する。	教育委員会 総合教育センター	④
34	教職員の教育研究団体研修への支援	<事業目的> 学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。 <事業計画> ①継続 教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援する。	教育委員会 総合教育センター	④
35	教育研究資料・教育関係図書の充実	<事業目的> 本市教職員及び市民等を対象に、人権に対する意識の高揚を図る。 <事業計画> ①継続 人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出しを行う。	教育委員会 総合教育センター	①
36	教育相談総合センターでの教育相談	<事業目的> 子どもに関する様々な悩みに対して専門的な相談窓口を設け、保護者の子育てを支援するとともに子どもの健やかな成長を促す。 <事業計画> ①継続 (1) カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談に応じる。 (2) 日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりがあるときに気軽に相談できる体制を構築する。	教育委員会 教育相談総合センター	③
37	不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり	<事業目的> 子どもの居場所をつくることで、精神的な負担を減らし、健全な発育を促進する。 <事業計画> ①継続 (1) ふれあいの杜 個別カウンセリング、小集団体験活動、学習（教科）活動を通して、不登校児童・生徒が新たな人間関係を築く中で、学校生活に適応し、自立心に富み、いきいきとした生活が送れるようになることを目指す。 (2) オープンキャンプ（夏・冬2回実施） 京都市内の小・中学生で、長期にわたり、継続・断続して学校を欠席している不登校児童・生徒たちが、自然とふれあい、また目標に向かって活動を進めることにより普段では経験できない達成感を体験することにより、子どもたちの自立を目指す。 また、集団宿泊活動を通して、基本的な生活習慣の定着や人間関係の更なる構築等を図る。	教育委員会 教育相談総合センター	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
38	「こどもみらい館」における事業の推進	<事業目的> 乳幼児の健やかな育成を図る。 <事業計画> ①継続 子育てに役立つ情報や気軽に話し合える場の提供、親子のふれあいを深める講座の開催、子育てに悩む親の相談に応じるなど、子育て支援を総合的に実施する。 ・子育てなんでも相談（対面相談・健康相談・電話相談） ・子育てセミナー ・子育てパワーアップ講座 ・すこやか子育てサロン ・子育ての井戸端会議 ・館長の井戸端サロン ・子育て図書館の運営	教育委員会 子育て支援総合センターこどもみらい館	①
39	ゴールデン・エイジ・アカデミーの開催	<事業目的> 市民が、生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにすることを目指す。 <事業計画> ①継続 歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を毎週金曜日に実施しており（生涯学習総合センターで開催、生涯学習総合センター山科で同時中継）、人権特別企画として人権に関わるテーマを設定した講演会を開催する。 【開催予定】 日時：12月頃に1回（金）（予定） 場所：京都市生涯学習総合センター	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課）	①
40	人権啓発映画試写会	<事業目的> 人権研修や保護者を対象とした人権啓発の促進を図る。 <事業計画> ①継続 新着の人権啓発映画の紹介を兼ねて、市立幼・小・中・高・総合支援学校の教職員及びPTA役員、教育委員会事務局職員・生涯学習振興財団職員を対象に人権啓発映画の上映を実施。 【実施予定】 日時：6月24日（水）（1、2回目とも同内容） 内容：映画「イマジネーション 子どもの人権・同和問題・障害者の人権」、 「秋桜の咲く日」 「生徒・教員・保護者にSNSの安全な使い方を解説する（中高校教員向）」 「生徒・教員・保護者にSNSの安全な使い方を解説する（保護者向）」	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課）	④
41	人権啓発映画の貸出し	<事業目的> あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める。 <事業計画> ①継続 映画・ビデオの貸出しを行い、市立学校（園）の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用を進める。 （内容未定）	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課）	①
42	「学びのフォーラム山科」の開催	<事業目的> 講演会を通じて、市民の方の人権意識をはじめとした教養を高める。 <事業計画> ①継続 京都市在住の方、または京都市内に通勤・通学の方を対象に、教養を高め、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など市民が興味・関心をもつ内容をテーマに毎週水曜日に講演会を開催しており、12月の人権月間にちなんで人権に関する講演会を行う。 【開催予定】 演題：未定 講師：未定 日時：11月中旬～12月中旬	教育委員会 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター山科）	①
43	人権問題関連図書の展示と貸出し	<事業目的> 市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深める。 <事業計画> ①継続 人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 【予定】 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・中央図書館のみ… 9月：識字関連図書の展示と貸出し	教育委員会 各図書館	①

番号	事業名	27年度事業計画	担当課	分類
44	人権研修の実施	<事業目的> 所属職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相應する役割の自覚を促す。 <事業計画> ①継続 ・年度当初に職場研修の実施計画を策定し、年間を通じて、職員の人権意識高揚に向けた研修を実施する。 テーマ：教育課題に関すること 日 時：未定 場 所：総合教育センター（予定）	教育委員会 総務課	④
45	携帯電話・インターネット不適切利用防止対策の推進	<事業目的> スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちの間で無料通話アプリ等を介したトラブルや犯罪等の危険性、長時間利用等の依存性の問題が増加している中、保護者が現状をしっかりと認識し、家庭でのルールづくり等の具体的な行動を促すため、市民や事業者と連携し、社会総がかりでインターネットの不適切利用防止対策を推進する。 <事業計画> ②改善 ・「小中学生自身が主体的に考え、大人と共にインターネットの適切な使い方を学ぶワークショップ形式のプログラム（授業モデル）」を検討・試行実施を重ねて、27年度中に策定する。 ・携帯電話事業者との連携により、児童生徒向けに、携帯電話・インターネットの危険性等を伝える授業を実施する。 ・市民ボランティアである「携帯電話市民インストラクター」が、小中学校等で実施している家庭教育講座やPTAが主催する研修会等で、子どもの携帯電話・インターネット利用に関わる保護者向け・市民向けの啓発活動を展開する。 ・インターネット上の誹謗中傷や個人情報の書込みを早期発見・解決するため、京都府教育委員会と連携し、ネット上の書込みの監視を実施する。	教育委員会 指導部 生徒指導課 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①